

2026

日本地震再保険の現状

Japan Earthquake Reinsurance



このたび、ディスクロージャー誌
「日本地震再保険の現状2026」を作成しました。
本誌が当社をご理解いただくうえで、皆さまの
お役に立てば幸いと存じます。

目次

はじめに ————— 1

地震保険と当社

地震保険制度発足の経緯・変遷 ————— 2

会社の特色 ————— 2

地震保険制度の概要 ————— 3

大震災への対応 ————— 4

経営について

第7次中期経営計画(概要)〔2024-2026〕 ————— 5

2026年度経営施策 ————— 6

代表的な経営指標等 ————— 7

事業の概況 ————— 12

コーポレート・ガバナンスの態勢 ————— 13

内部統制システムに関する基本方針

及び運用状況の概要 ————— 13

危機管理基本方針 ————— 20

ITガバナンス態勢強化の確立 ————— 21

情報セキュリティ基本方針 ————— 21

情報開示基本方針 ————— 21

環境方針 ————— 21

コンプライアンス ————— 22

利益相反管理方針 ————— 22

反社会的勢力に対する基本方針 ————— 22

社員行動指針 ————— 23

個人情報保護 ————— 23

リスク管理 ————— 25

監査・検査の体制 ————— 26

手続実施基本契約を締結している

指定紛争解決機関 ————— 26

サステナビリティの取り組み ————— 27

地震保険と再保険のしくみ ————— 31

業界の損害保険の普及啓発・理解
促進活動及び社会公共活動 ————— 49

資料編

会社の概要

会社の沿革 ————— 55

会社の組織 ————— 55

株主・株式の状況 ————— 55

株主総会議案 ————— 56

役員の状況 ————— 57

従業員の状況 ————— 58

事業の概況

保険引受の状況 ————— 59

資産運用の状況 ————— 61

単体ベースのソルベンシー・マージン比率情報 — 64

経理の状況

計算書類等 ————— 65

資産・負債の明細 ————— 73

損益の明細 ————— 77

時価情報等 ————— 79

用語の解説 ————— 81

経営理念

家計地震保険制度の健全な運営を通して、
豊かで安全な社会制度の維持・発展に寄与し、
広く社会から信頼される企業を目指す。

経営方針

環境の変化に迅速・果断
に挑戦し、公正・透明で
健全な経営を実現する。

再保険金支払い体制を万
全なものとし、大震災時
における迅速かつ的確な
対応を実現する。

社員の主体性・
チャレンジ精神を
原点において、

資産運用は、流動性と安
全性を第一義とし、それ
に収益性を加味して着実
に行う。

サステナビリティ基本方針

当社は地震特化の強みを磨き、社会に安心を提供
することで、持続可能な社会の実現に向け取り組
みます。

1. 社会への貢献
事業活動を通じて地震災害に対する社会の強
靱性と持続可能性を高めます。
2. DE&I (ダイバーシティ、エクイティ アンド イン
クルージョン)
公正な視点に立ち、互いを尊重し合いながら、
持続可能な社会の実現に取り組める環境を提
供することにより、社員の成長と能力の発揮を
目指します。
3. 環境・地域への貢献
環境への負荷低減に配慮した事業活動、環境保
全活動及び地域への貢献活動に積極的に取り
組めます。
4. ガバナンス
法令遵守と公正性を前提に、リスクを把握した
上で、迅速かつ適切な判断に基づく経営を行
います。
5. 変化への対応
デジタル技術を積極的に活用し、変化に対応し
ていきます。

会社概要 《2026年3月31日現在》

設 立 : 1966年5月30日

資本金 : 10億円

総資産 : 1兆1,499億円

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1

ヒューリック小舟町ビル4階

TEL 03-3664-6074 (代表)

ホームページアドレス

<https://www.nihonjishin.co.jp>



代表取締役会長
石原 一彦

代表取締役社長
大塚 慶介

はじめに

日頃より、格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、1966年の地震保険制度発足とともに設立され、本年5月に創立60周年を迎えることができました。これもひとえに、本制度にご加入いただいている契約者の皆様をはじめ、制度を支える関係者の皆様の温かいご支援の賜物であり、心より深く御礼申し上げます。

地震保険制度は、地震災害により被災された方々の生活再建を支える重要な役割を担っています。迅速かつ確実に地震保険金をお支払いできるよう、政府、損害保険会社、そして当社の間で強固な再保険の仕組みが整備され、官民一体となって運営されています。

当社は、法律に基づき官民の間の再保険取引を担う我が国唯一の再保険会社として、1995年の阪神・淡路大震災や2011年の東日本大震災をはじめ、全国各地で発生した地震災害において再保険金のお支払を通じて、被災者の生活の安定を支えてまいりました。

2025年度は、12月に青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.5の地震が発生し、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が初めて発表されるなど、改めて自然災害の脅威が浮き彫りとなりました。現在も首都直下地震や南海トラフなどの巨大地震は「いつ発生してもおかしくない」状況にあり、これらへの備えは、我が国全体にとって引き続き重要かつ喫緊の課題となっています。

このような事業環境の下、当社は2024年度にスタートした「第7次中期経営計画」に基づき、「サステナブルな地震保険制度の構築」「巨大地震発生時の適切な支払態勢の構築」「防災・減災や地震保険普及促進を通じた社会のレジリエンス向上」「1兆円資産の運用体制の高度化」などに取り組んでいます。

また、これらの施策を支える経営基盤の強化として、「人的資本経営の実現」「ERM・ガバナンス・SDGs対応の進化」および「デジタルテクノロジーの活用」にも注力しています。

これからも私たちは、自らの社会的責任と使命を深く認識し、地震再保険事業を通じて「地震保険制度の発展」と「安心で安全な社会の実現」に貢献することで、皆様から一層信頼される会社を目指してまいります。

皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2026年7月

日本地震再保険株式会社
代表取締役社長

大塚 慶介

地震保険と当社

地震保険制度発足の経緯・変遷

わが国は世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害はその発生が不確実であることや巨大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから、通常では保険としては成立しにくいものと考えられていました。そのため長年にわたり、地震保険制度について研究、論議されてきましたが、実現には至りませんでした。

しかし、1964年6月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、1966年5月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律に基づいて家計地震保険（注）制度が発足し、当時の損害保険会社20社の出資で、当社が設立されました。

（注）損害保険では、家庭の様々な危険に対処するために個人が加入する保険を「家計分野の保険」とし、企業が加入する保険を「企業分野の保険」として区別しています。地震保険に関しても個人が加入する保険を「家計地震保険」と呼び、企業向け地震保険とは商品内容が異なります。「地震保険に関する法律」は家計地震保険を対象として制定されています。

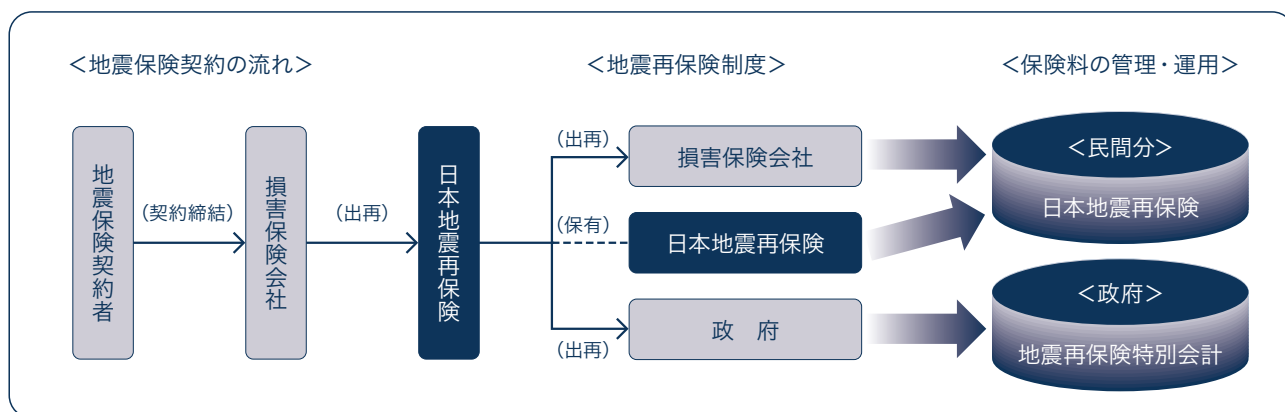
＜家計地震保険制度の変遷＞

- 1966年 「地震保険に関する法律」制定、地震保険制度発足（全損のみ補償）
- 1980年 補償範囲の拡大（全損に加え、半損も補償）
- 1991年 補償範囲の拡大（全損・半損に加え、一部損も補償）
- 1996年 家財の補償内容の改善、契約金額の限度引上げ
- 2001年 保険料一部引下げ、建物の耐震性能に応じた割引制度導入
- 2007年 保険料改定（算出手法の全面的な見直し）、割引制度拡充
- 2014年 保険料改定（震源モデルの見直し等）、割引率拡大
- 2017年 保険料改定（震源モデルの見直し等）、損害区分の4区分化
- 2019年 保険料改定（震源モデルの見直し等）、長期係数の改定
- 2021年 保険料改定（震源モデルの見直し等）、長期係数の改定
- 2022年 保険料改定（震源モデルの見直し等）、長期係数の改定

会社の特色

家計地震保険は、ご契約者に確実に保険金を支払えるように政府、損害保険会社、当社の三者で再保険制度（いわばセーフティネット）を組んでいます。またご契約者からお預かりした保険料は損害保険会社から切り離し、政府と当社で管理し、運用しています。

当社はこのように再保険制度の中心にあって、政府、損害保険会社との再保険手続きを行うとともに、ご契約者からお預かりした保険料の管理・運用を行う日本で唯一の家計地震保険の再保険会社です。



→ 詳細につきましてはP38の「再保険のしくみ」、P81の「用語の解説」をご覧ください。

地震保険制度の概要

地震保険制度は「地震保険に関する法律」により、以下のとおり定められ運営されています。

1. 制度の趣旨	保険会社等が負う地震保険責任を政府が再保険することにより、地震保険の普及を図り、もって地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とする。 (地震保険法第1条)
2. 対象危険	地震・噴火又はこれらによる津波（以下、「地震等」という。）を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害 (地震保険法第2条) (注) 72時間以内に生じた2以上の地震等は、一括して1回の地震等とみなす（但し、被災地域が全く重複しない場合はこの限りでない）。 (地震保険法第3条)
3. 対象物件	住宅（店舗と併用のものを含む）、家財（1個30万円を超える貴石等の贅沢品を除く） (地震保険法第2条、地震保険法施行規則第1条)
4. 契約方法	火災保険契約に附帯（地震保険単独は不可） (地震保険法第2条) (注) 火災保険契約に原則自動附帯（選択により附帯を外すことも可）
5. 付保割合	火災保険金額の30%～50%の範囲 (地震保険法第2条)
6. 保険金額限度額	住宅5,000万円、家財1,000万円 (地震保険法施行令第2条)
7. 損害査定区分	全損（建物→主要構造部損害割合50%以上）：保険金額の全額 大半損（同40%以上50%未満）：同60% 小半損（同20%以上40%未満）：同30% 一部損（同3%以上20%未満）：同5% (地震保険法施行令第1条)
8. 加入制限	大規模地震対策特別措置法に基づく「警戒宣言」が発せられたときは、同法に基づき「地震防災対策強化地域」として指定された地域内に所在する保険の目的について、地震保険契約を締結することができない。 (地震保険法第4条の2) (注) 現在、東海地震についてのみ地域指定がなされている。
9. 保険料	保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない（＝利潤を含まない→ノーロス・ノープロフィットの原則）。 (地震保険法第5条) 保険料率は、危険度に応じて、地域別（都道府県）・構造別（主に木造・主に非木造）に設定。 耐震性能に応じた割引あり。
10. 政府再保険	・政府は、地震保険契約によって保険会社等が負う保険責任を再保険する保険会社等を相手方として、再保険契約を締結することができる。 ・政府と民間損害保険会社（再保険会社）の再保険契約においては、「1回の地震等」当たりの官民保険責任額を定める。また、支払保険金総額が政令で定める一定額に達するまでは全額民間負担とし、一定額を超えると政令で定める割合で官民それぞれ負担するように定める（政府保険責任額については国会の議決を得る）。 (地震保険法第3条) (注) 現在、3層構造（レイヤー）で官民保険責任額を定めている。
11. 総支払限度額	支払保険金総額が政令で定める一定額を超える場合には、同額の範囲内に支払保険金総額が収まるように支払保険金を同じ割合で削減することができる。 (地震保険法第4条、地震保険法施行令第4条) (注) 総支払限度額は関東大震災級地震再来を前提として算出。

→ 詳細につきましてはP31からの「地震保険と再保険のしくみ」をご覧ください。

大震災への対応

当社では、迅速な再保険金支払いを最大の使命と考え、統括部門において震災対策を一元管理し、大震災に備えた態勢を整備しています。また、担当役員の諮問機関として組織横断的に震災対策委員会を常設し、震災対策に関する諸課題に対する様々な提言を行う等、全社を挙げた取り組みをしています。

大震災が発生した場合には、速やかに震災対策本部を設置し、迅速かつ効率的な業務復旧に努め、再保険金支払い等の対策を実施します。また、大震災の際、再保険金支払いに支障のないよう流動性(換金性)、安全性に細心の注意を払って、積み立てている資産を管理・運用しています。

■震災対策

当社では、首都直下地震に備え実効性のある事業継続マネジメント(BCM)の強化を最重要課題として取り組み、毎年度震災対策演習計画に基づき、在宅演習を含む各部門別演習及び前年度の演習時に顕在化した課題等の対応を実施しています。

2025年度の主な演習

<全社でのメール指示によるインバスケット演習>

被災想定地震を首都直下地震として状況を記載したメールを対象者に送付し、限られた時間や態勢の中で業務の優先順位等を判断しながらアクションを考えて返信する演習を全社的に実施しました。突発的かつ時間制限のある中で一人ひとりの自律的な判断力と初動対応力の向上を図りました。

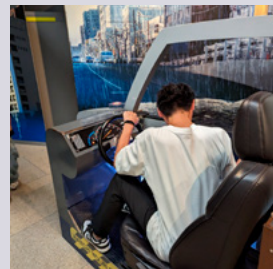
また、演習後には各自の回答や課題等をとりまとめ、社内内で共有する振り返りを行いました。他の社員の考え方や気づきを共有し合うことで、大規模地震発生時の対応についての理解を深め、全社的な有事態勢のさらなる強化に繋がっています。

<徒歩帰宅演習>

首都直下地震等の発生を想定し、会社から自宅まで、平時の通勤時の服装・履物で徒歩帰宅する演習を実施しました。実際の通勤服やPC携行による身体への負担、靴擦れなど、防災時に徒歩で帰宅する場合の具体的な課題を把握することで、防災意識の向上と実践的な対応力の強化を図りました。

<防災館体験ツアー参加>

本所防災館が実施する体験コースに参加し、地震や火災(煙)、暴風雨、都市型水害といった想定される自然災害の模擬体験を行いました。インストラクターによる実演や解説のもと、大きな揺れや視界不良、浸水等の危険を自ら体感することで、マニュアルだけでは理解が難しい「命を守る行動」や避難の必要性について理解を深め、初動対応力および危機意識の向上を図りました。



■換金性の高い資産による運用

当社は、首都直下地震が発生した際などには巨額の再保険金を短期間に支払う必要に迫られます。このため、責任に見合う運用資産は常に流動性の高い国債等の高格付けの債券を中心に安全に運用しています。また、換金時の価格変動リスクを軽減するため、債券は短期債・中期債を中心に運用しています。

■震災への備え

当社は、本社内に気象庁提供の緊急地震速報を受信する端末を設置し、来訪者、役員及び社員の身の安全の確保に役立てています。また、本社内の事務設備・機器等を固定するなどの耐震化を進めています。就業時間中に被災した場合は、東京都の帰宅困難者対策条例に従い、オフィスに留まるための飲料水や食料品、日用品等を備蓄しています。

経営について

2024年度より第7次中期経営計画がスタートし、中長期ビジョン『地震特化の強みを磨き、安心提供のNext Stageへ』の実現に向けた取り組みを推進しています。

[中長期ビジョン]

地震特化の強みを磨き、安心提供のNext stageへ

第7次中期経営計画では、自然災害の多発化・激甚化による脅威拡大、顧客本位・コンプライアンスの徹底、少子高齢化・価値観の変化やデジタルテクノロジーの急速な進化等、当社を取り巻く環境の変化や課題を踏まえ、以下のようにカテゴリー毎に主要施策を策定し取り組んでいます。

[制度] サステナブルでレジリエントな制度構築に向けたシンクタンク機能の発揮

[運用] 運用資産1兆円に向けた適切なリスクテイクによるリターンの向上

[平時] 地震災害に備える社会のレジリエンス向上への貢献（地震保険の普及と明るい防災・減災支援）

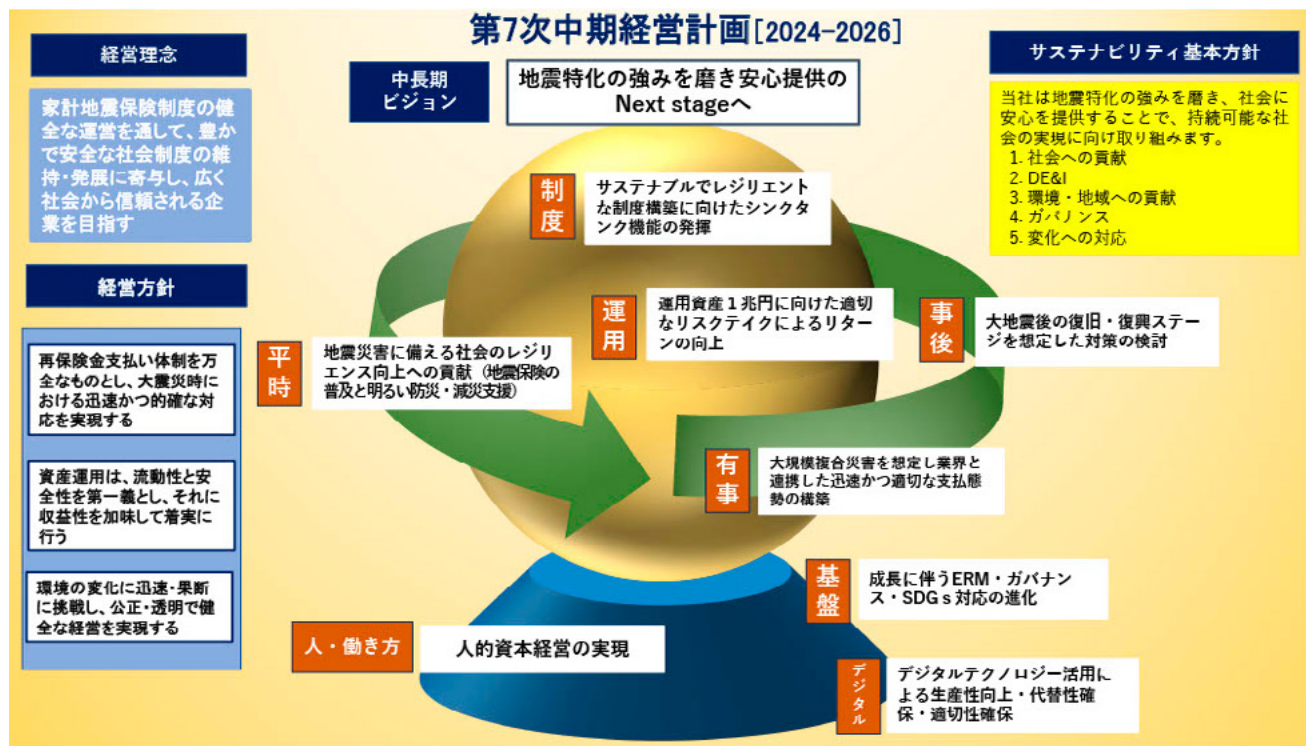
[有事] 大規模複合災害を想定し業界と連携した迅速かつ適切な支払態勢の構築

[事後] 大地震後の復旧・復興ステージを想定した対策の検討

[人・働き方] 人的資本経営の実現

[基盤] 成長に伴うERM・ガバナンス・SDGs対応の進化

[デジタル] デジタルテクノロジー活用による生産性向上・代替性確保・適切性確保



2026年度の経営施策を策定しました。

2026年度経営施策

第7次中期経営計画

2026年度経営施策

- 1** サステナブルでレジリエントな制度構築に向けたシンクタンク機能の発揮

特例措置終了を見据えた再保険スキームの構築のほか、制度の在り方の検討

 - ・特例措置後の地震保険制度の在り方や強靱化に向けた重要課題について、関係者と協議、検討を進めるとともに、特例措置終了後の具体的な事務プロセス検討等の社内準備を進める。

専門性向上による積極的な提言とネットワーク拡大によるハブ機能の発揮

 - ・社外関係先との継続的な意見交換、勉強会を実施できる関係性を維持・深化させるとともに、社内において専門知識共有や制度担当者の育成を進め、ハブ機能の発揮に向けた態勢を整備する。
- 2** 運用資産1兆円に向けた適切なリスクテイクによるリターンの向上

運用資産拡大に対応したリターン向上とリスク管理の高度化

 - ・1兆円を超え拡大した運用資産に対応した中期運用戦略に基づく資産運用計画を推進し、適切なリスクテイクによるリターンの向上を図る。
 - ・市場金利の動きに対する機動的なヘッジ手段の導入に伴う体制整備等の検討を進める。

多様化ポートフォリオの規模拡大とアクティブ型ポートフォリオの導入等による収益力の強化

 - ・多様化ポートフォリオは、安定的なリスクリターンを目指すため定めた資産構成比率を維持しつつ残高を積み増す。
 - ・限定的規模ながら、より収益性を重視したアクティブ型ポートフォリオの投資を開始する。
 - ・次期中計に向け、多様化ポートフォリオの資産配分、及び未経過保険料積立金の運用方針の発展的な見直しを行う。

ESG投資(SDGs取り組み含む)の推進

 - ・発行体とのIRでは、より地震対策強化の対話にフォーカスし、自治体等の投資先に先行事例等の最新情報をフィードバックしながら、協力を要請する。
 - ・国際的な枠組みの変化や当局・機関の最新動向を注視、把握し、変化に対応する。
- 3** 地震災害に備える社会のレジリエンス向上への貢献(地震保険の普及と明るい防災・減災支援)

行政、教育・研究機関や有識者等との連携を通じた「地震保険と防災・減災のつなぎ役」の発揮

IRエンゲージメントを通じた地震災害対策の働きかけ

明るくポジティブなコンテンツの発信を通じた理解促進及び意識啓発

業界と連携した取り組みの推進
- 4** 大規模複合災害を想定し業界と連携した迅速かつ適切な支払態勢の構築

大規模地震発生時の保険金支払いの迅速かつ適切な支払いに資する取り組みへの貢献

 - ・業界損害調査部門の各会議体への参画・連携により、業界で取り組む現行課題に当社立場から貢献する。

首都直下・南海トラフ地震の発生時を見据えた臨機応変な対応力の強化

 - ・震災対策委員会にかかる組織変更に伴う新体制での運営を円滑に行うとともに、BCP改善検討および演習を企画、実施する。

巨大地震後の査定費請求対応に向けた体制整備

 - ・巨大地震などの有事においても、現実的に査定費支払業務遂行を可能とする体制構築に向け、そのシステム開発を次年度から着手するための準備を進める。
- 5** 人的資本経営の実現

プロフェッショナルでプロアクティブな社員集団の形成と人事制度(給与・評価)等の活用による好循環

 - ・人材の流動性が高まる中、持続的成長に向けて優秀人材のリテンションとより能力や貢献度を重視した人事制度を整備する。

DE&Iと充実のワーク・ライフによるウェルビーイング向上

 - ・多様な社員が活躍できる心理的安全性の高い職場環境を構築する。
- 6** 成長に伴うERM・ガバナンス・SDGs対応の進化

適切なリスクテイクを支えるERMの高度化

 - ・ESR規制への対応を期限通りに適切に完了する。
 - ・環境変化を踏まえたリスク管理態勢の整備に向けて、金利スワップの導入検討や資産運用リスクについて適切なリスク管理手法や態勢を整備する。

リスクベース監査から経営監査への進化

 - ・ガバナンス体制について規程遵守に留まらず、現場が自ら間違いに気づき、正せるような組織の自浄作用の向上を目指す。

事業活動を通じたSDGs推進に加え、GHG排出量削減目標の設定及び削減に向けた具体策の立案・推進

 - ・社会情勢や当社の規模・事業特性等を踏まえたGHG排出量の中長期的削減目標を設定し、継続的なGHG排出量計測を行う。
 - ・サステナビリティに関し社員が自律的な思考と行動をとる環境を整える。

経理・ワークフローシステムの更改

 - ・業務効率性や内部統制の高度化等を踏まえた経理システム等の見直し検討を行う。

企画機能と社内外連携機能の強化

 - ・各種経営施策の推進・進捗管理、主要関係先との連携強化、社内の情報連携強化に向けて企画機能を強化する。
 - ・事業環境の変化やステークホルダーからの期待を踏まえた次期(第8次)中計を完成させる。

業務適正化に向けた再発防止策の策定・実行の進捗管理

 - ・適正な業務運営を実現に向けた再発防止策を着実に実施する。
- 7** デジタルテクノロジー活用による生産性向上・代替性確保・適切性確保

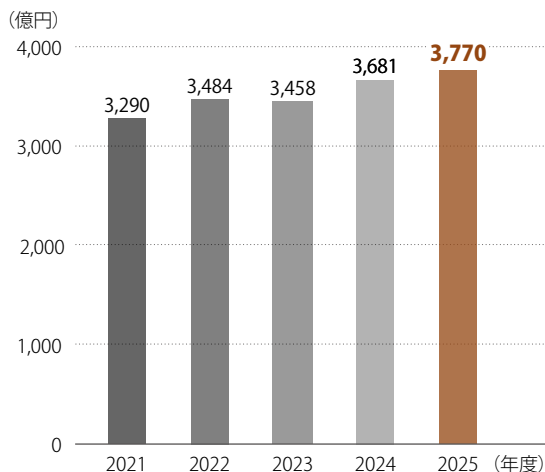
ITリテラシーの継続的向上とデジタルトライアルの継続的实施

 - ・次期システム基盤に関する検討、及び構築を進める。
 - ・現行基盤の継続性の維持及びユーザーの利便性向上に向けた各種改善を行う。
- 8** 地震保険制度60周年記念行事の検討・準備

 - ・2026年の地震保険制度創設・当社創立60周年を迎えるにあたり、制度の普及や防災意識の向上、当社取り組みの情宣を踏まえた記念イベントを実施し、地震保険の普及促進の取り組みを新たなステージに押し上げるためのキックオフの機会とする。

代表的な経営指標等

受再正味保険料

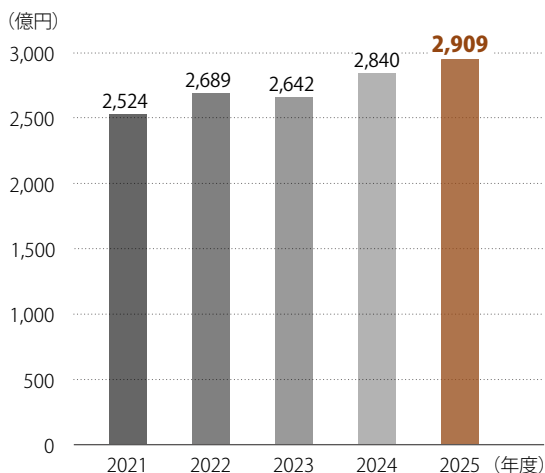


3,770 億円

受再正味保険料＝受再保険料－解約返戻金・
その他返戻金

受再正味保険料とは、受再保険料（元受保険料の合計）から、解約返戻金、その他返戻金を控除した保険料です。

正味収入保険料

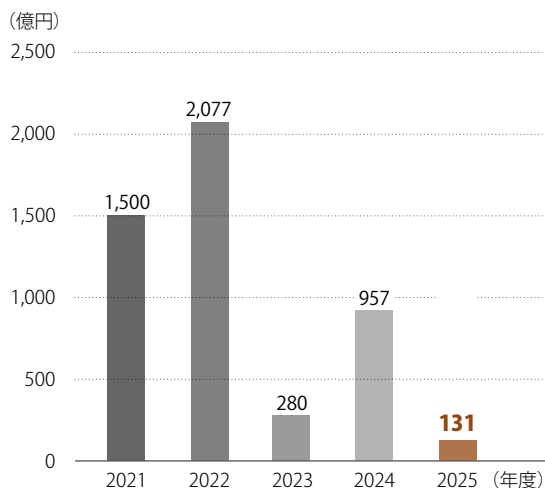


2,909 億円

正味収入保険料＝受再正味保険料－支払再保険料

正味収入保険料とは、受再契約により各損害保険会社から受け取った保険料（受再正味保険料）から出再契約により政府・各損害保険会社に支払った再保険料（支払再保険料）を控除したものです。

正味支払保険金



131 億円

正味支払保険金＝受再正味保険金－回収再保険金

正味支払保険金とは、受再契約により各損害保険会社から支払った保険金（受再正味保険金）から出再契約により政府・各保険会社から回収した再保険金（回収再保険金）を控除したものです。

保険引受利益・経常利益・当期純利益

保険引受利益はありません。

地震保険においては、制度の趣旨から保険料を極力低く抑える必要があり、経費を圧縮するとともに保険料収支残や資産運用益について、「地震保険に関する法律」により全額を将来の保険金支払いのために危険準備金として積み立てているため、利益が一切発生しない仕組みとなっています。

保険引受利益＝保険引受収益－保険引受費用－保険引受に係る営業費及び一般管理費±その他収支

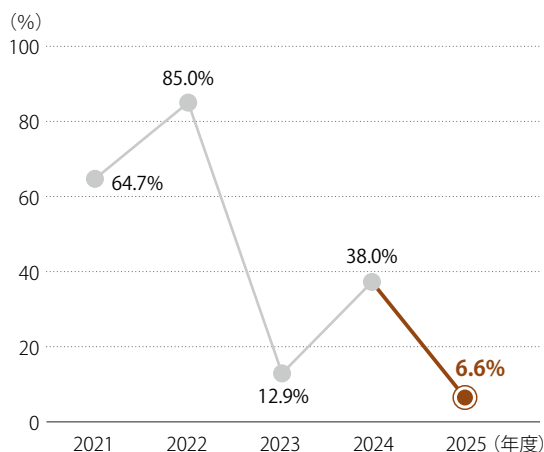
経常利益＝経常収益－経常費用
当期純利益＝経常利益±特別損益±法人税及び住民税ならびに法人税等調整額

保険引受利益とは、正味収入保険料等の保険引受収益から、保険金、損害調査費等の保険引受費用と、保険引受に係る営業費及び一般管理費を控除し、その他収支を加減したものをいいます。なお、その他収支は地震保険における法人税等相当額です。

経常利益とは、通常の活動で発生した損益を示し、正味収入保険料や利息及び配当金収入等の経常収益から、保険金や営業費及び一般管理費等の経常費用を控除したものです。地震保険では利益が生じないため、当社においては、法人税及び住民税等の額と、当社の純資産の運用等による利益に相当します。

当期純利益とは、経常利益から特別損益、法人税及び住民税等を加減したもので、当社の純資産の運用等により生じた利益です。地震保険に係るものは、経常利益から法人税及び住民税を控除し当期純利益はゼロとなる仕組みとなっています。

正味損害率

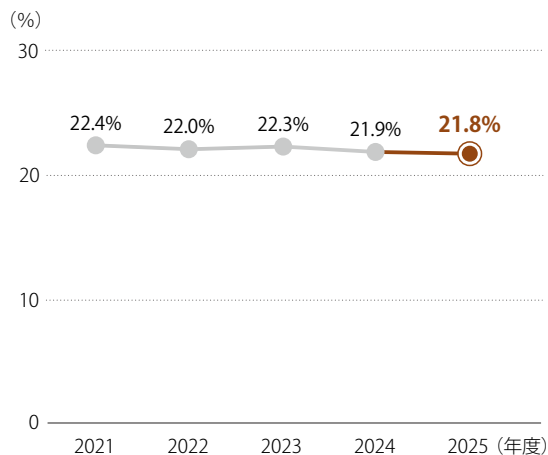


6.6 %

正味損害率＝(正味支払保険金＋損害調査費)÷正味収入保険料

正味損害率とは、正味収入保険料に対し、支払った保険金と損害調査費用の合計額の割合を示したものをいいます。

正味事業費率

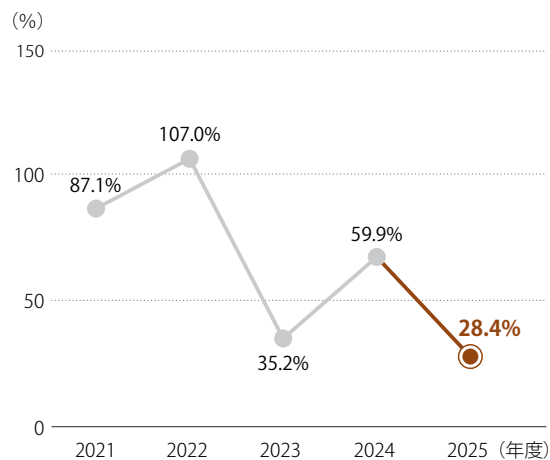


21.8 %

正味事業費率 = (保険引受に係る営業費及び
一般管理費 + 諸手数料及び集金費) ÷
正味収入保険料

正味事業費率とは、正味収入保険料に対し、保険の維持管理等のために支出した費用の割合を示したものをいいます。

コンバインド・レシオ

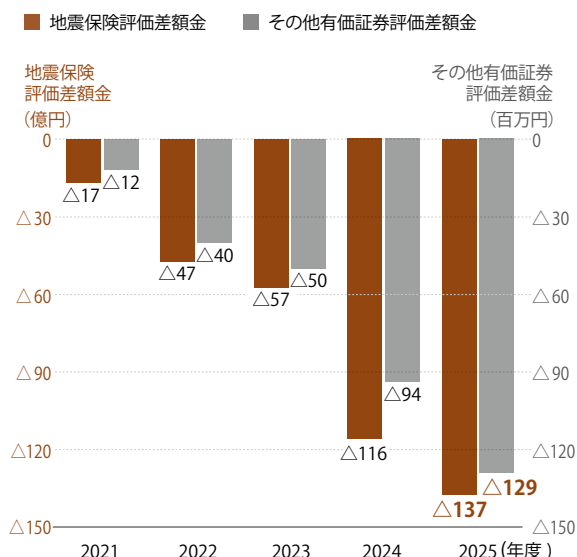


28.4 %

コンバインド・レシオ = 正味損害率 + 正味事業費率

コンバインド・レシオとは、損害保険における収益力を示す指標です。正味損害率と正味事業費率の合計値で、この値が低いほど収益力が高いといわれています。

地震保険評価差額金・その他有価証券評価差額金

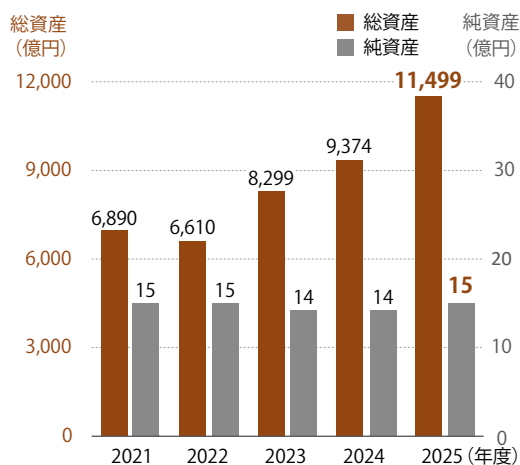


保有する有価証券はその他有価証券に分類されており、期末に時価評価を行い貸借対照表上に計上されますが、その際に時価と帳簿価額との差額（評価差額）が発生します。

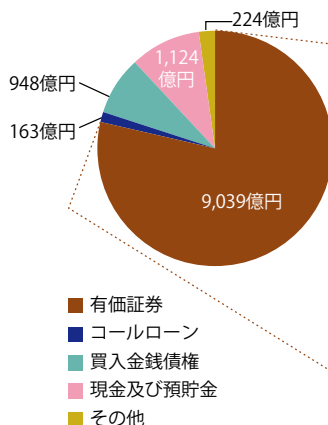
地震保険評価差額金とは、評価差額のうち地震保険に係る有価証券の評価により生じたものをいい、負債の部に計上することが保険業法施行規則別紙様式により定められています。

その他有価証券評価差額金とは、当社においては地震保険に係るもの以外の時価評価により生じた評価差額で、他の事業会社同様にその他有価証券評価差額金として税金相当分を控除した上で純資産の部に計上されます。

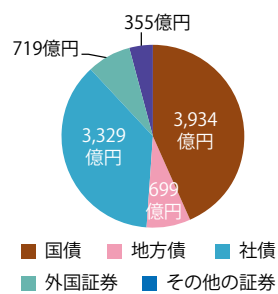
総資産・純資産



総資産の内訳



有価証券の内訳



総資産とは、会社が保有する有価証券や現金及び預貯金、固定資産等の資産の総額であり、貸借対照表上の「資産の部合計」をいいます。

当社は、大震災時に早期の再保険金支払を行うため、流動性と安全性の高い、高格付けの債券を中心とした資産を保有しています。

不良債権状況

保険業法に基づく債権のうち、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸付条件緩和債権はありません。

直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標

(単位:百万円)

区分	年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
正味収入保険料 (対前期増減(△)率)		252,468 (8.4%)	268,987 (6.5%)	264,288 (△1.7%)	284,093 (7.5%)	290,926 (2.4%)
正味支払保険金 (対前期増減(△)率)		150,088 (1,373.2%)	207,758 (38.4%)	28,092 (△86.5%)	95,737 (240.8%)	13,192 (△86.2%)
経常収益 (対前期増減(△)率)		254,971 (8.8%)	413,488 (62.2%)	270,125 (△34.7%)	350,878 (29.9%)	304,016 (△13.4%)
経常費用 (対前期増減(△)率)		254,970 (8.8%)	413,487 (62.2%)	270,124 (△34.7%)	350,877 (29.9%)	303,485 (△13.5%)
経常利益／経常損失(△) (対前期増減(△)率)		1 (63.3%)	0 (△44.3%)	0 (19.9%)	1 (77.6%)	530 (33,530.7%)
当期純利益又は当期純損失(△) (対前期増減(△)率)		1 (351.4%)	0 (△83.9%)	0 (61.3%)	1 (174.5%)	145 (13,551.5%)
正味損害率		64.7%	85.0%	12.9%	38.0%	6.6%
正味事業費率		22.4%	22.0%	22.3%	21.9%	21.8%
利息及び配当金収入 (対前期増減(△)率)		594 (△21.0%)	778 (30.9%)	1,375 (76.8%)	3,535 (157.0%)	6,924 (95.9%)
運用資産利回り(インカム利回り)		0.10%	0.13%	0.19%	0.42%	0.67%
資産運用利回り(実現利回り)		0.14%	0.09%	0.02%	0.13%	0.45%
資本金 (発行済株式総数)		1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)	1,000 (2,000千株)
純資産額		1,529	1,501	1,491	1,448	1,559
総資産額		689,022	661,059	829,925	937,437	1,149,987
責任準備金残高 (対前期増減(△)率)		520,665 (1.4%)	643,330 (23.6%)	749,633 (16.5%)	927,215 (23.7%)	1,134,738 (22.4%)
(うち危険準備金残高) (対前期増減(△)率)		231,150 (△3.6%)	333,368 (44.2%)	430,982 (29.3%)	591,077 (37.1%)	782,208 (32.3%)
貸付金残高 (対前期増減(△)率)		(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
有価証券残高 (対前期増減(△)率)		457,705 (25.1%)	452,280 (△1.2%)	574,140 (26.9%)	740,548 (29.0%)	903,907 (22.1%)
単体ベースのソルベンシー・マージン比率		－	－	－	－	－
1株当たり純資産額		769円30銭	755円24銭	750円23銭	728円57銭	784円45銭
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)		0円75銭	0円12銭	0円20銭	0円54銭	73円42銭
配当性向		－%	－%	－%	－%	－%
従業員数		30名	30名	31名	30名	34名

(注) ソルベンシー・マージン比率は、2026年3月期決算から「経済価値ベース」による新しい制度となりました。
適用初年度である2026年3月期ソルベンシー・マージン比率については、2026年10月末までに当社ホームページにて開示します。

事業の概況

■ 事業の経過及び成果等

2025年度の我が国経済は、各国の通商政策等の影響による弱めの動きが一部に見られるものの、全体としては緩やかな回復基調にあります。また、基調的な物価上昇率が中長期的に高まっていくとの見方から、日本銀行が追加利上げや長期国債買い入れ減額を決定したこと等を背景に国内金利は上昇しました。

地震災害においては、2025年12月に発生した青森県東方沖地震等はありませんでしたが、支払保険金は限定的な規模に留まりました。ただし、マグニチュード8-9クラスの巨大地震がいつ発生してもおかしくない状況は変わっておりません。

このような情勢の中、2025年度も引き続き、前年度にスタートした第7次中期経営計画に基づき「サステナブルでレジリエントな制度構築」、「適切なリスクテイクによるリターンの向上」、「大地震を想定した適切な支払態勢の構築」及び「地震災害に備える社会のレジリエンス向上（地震保険の普及促進）」等に取り組んでおります。また、これらの施策遂行を支える経営基盤の強化として「人的資本経営の実現」、「ERM・ガバナンス・SDGs対応の進化」、「デジタルテクノロジー活用」にも注力しております。

■ 事業成績概況

正味収入保険料は、2024年10月火災保険料率改定による反動減の影響で伸び率は鈍化したものの、前年比2.4%増の2,909億円となりました。

正味支払保険金並びに損害調査費は、大きな地震被害がなかったことを主因に、それぞれ前年比86.2%減の131億円、前年比52.3%減の58億円となりました。

資産運用益は、運用資産の増加及び国内金利上昇に伴う利息収入の増加を主因に前年比で大幅に改善し41億円となりました。なお、当社の資産運用方針は流動性と安全性を第一義とし、外貨建債券の購入にあたって、高水準の為替ヘッジを行っています。

上記の結果、危険準備金積増額は、前年比19.4%増の1,911億円で過去最高となり、危険準備金残高は7,822億円と順調に増加しました。この危険準備金に未経過保険料積立金を加えた結果、責任準備金は1兆1,347億円と、当社として初めて1兆円を超えました。

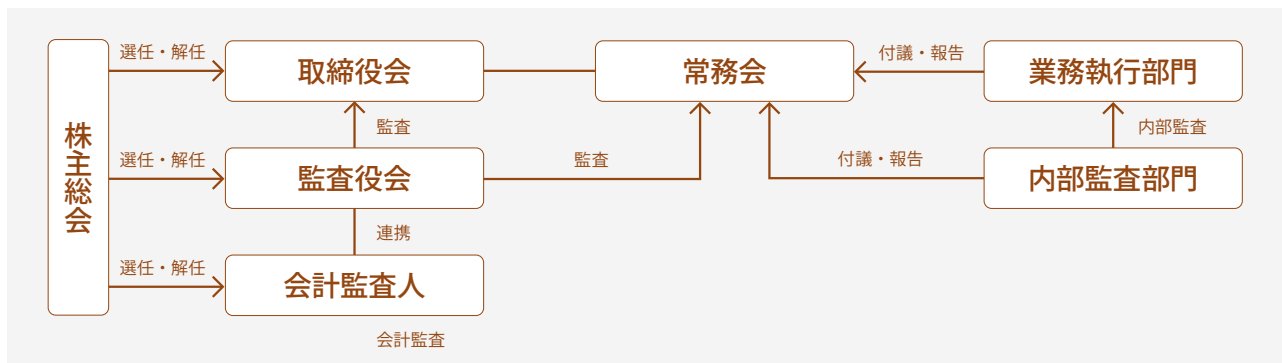
なお、当期純利益は、繰延税金資産の計上初年度の一時的な利益の押し上げにより、前年比大幅増の1.4億円となりました。

■ 対処すべき課題

事業成績概況のとおり、2025年度は危険準備金が着実に積み上がり、運用資産残高も1兆円を突破いたしました。今後も、高まる地震リスクの動向や投資環境の変化を捉えながら、巨大地震時の迅速かつ適切な支払態勢の確保に努めるとともに、防災・減災支援や環境問題などの社会課題等への取り組みも進めてまいります。

コーポレート・ガバナンスの態勢

当社は、コーポレート・ガバナンスの確立を重要な経営課題と位置づけ、透明性と牽制機能を備えた経営体制を構築し、健全かつ適正な業務運営に努めています。



内部統制システムに関する基本方針及び運用状況の概要

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、内部統制システムに関する基本方針を取締役会において次のとおり決議し、適切に履行しています。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 (会社法362条4項6号、会社法施行規則100条1項4号)

- (1) コンプライアンス体制に係る規程並びに役員及び社員が法令等を遵守した行動をとるための「コンプライアンス行動規範」を定めるとともに、その徹底を図るため、コンプライアンス統括部門を設置し、年度のコンプライアンス・プログラムを策定して役員及び社員の教育等を行う。また、コンプライアンス統括部門への助言及び業務の円滑化を図るため、コンプライアンスを所管する担当役員の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置する。
- (2) 「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、役員及び社員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施し、周知徹底を図る。
- (3) 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に相談窓口を設置し、その利用について役員及び社員に周知する。
- (4) 内部監査部門として被監査部門から独立した監査室を設置するとともに、「内部監査規程」等を整備し、内部監査計画に基づき効率的かつ実効性のある内部監査を実施する。
- (5) 上記の活動は定期的に取り締役会及び常務会に報告するとともに、必要に応じ都度電磁的方法等によりステークホルダーに開示する。
- (6) 当社が保有する情報資産について「情報セキュリティ基本方針」を定め、適切に管理する体制を整備する。
- (7) 個人情報保護の基本方針としてプライバシーポリシーを定め、個人情報について最重要な情報資産として情報管理体制を整備する。

- (8)「利益相反管理方針」に基づき、顧客の利益が不当に害されるおそれのある「利益相反取引」を管理する。
- (9)「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備し、警察、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築して、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (10)取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会で定期的に検証を行い、本方針の見直しを含め必要な対応を行う。また、その運用状況の概要を事業報告に記載する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則100条1項1号)

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項は、取締役会規程その他別途定める社内規程に従って管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則100条1項2号)

- (1)「統合的リスク管理規程」並びに「年次リスク管理計画」を定め、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等について、個々のリスクを把握し管理する体制及びこれらのリスクを統合的に管理する体制を整備する。
- (2)リスク管理に関する事項を一元管理するリスク管理統括部門を設置し、全社的なリスク管理体制の整備を行うとともに、リスク管理計画、規程に基づいてリスク管理を行い、その状況を定期的に取締役会、常務会に報告する。また、リスク管理統括部門への助言及び業務の円滑化を図るため、リスク管理を所管する担当役員の諮問機関としてリスク管理委員会を設置する。
- (3)「震災対策規程」を策定し、大震災時の業務の早期復旧及び迅速な再保険金支払体制の整備を行う。
- (4)震災対策に関する事項を一元管理する統括部門を設置し、「震災対策規程」に定めた業務を行う。また、震災対策統括部門への助言及び業務の円滑化を図るため、震災対策を所管する担当役員の諮問機関として震災対策委員会を設置する。
- (5)「危機管理基本方針」に基づき、危機管理体制の整備を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条1項3号)

- (1)取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- (2)取締役会長、取締役社長等で構成する常務会を設置し、経営課題に関する協議及び経営報告を行い、取締役会の審議の効率化及び実効性の向上を図る。常務会は原則として毎月1回以上開催する。
- (3)取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、取締役会規程、常務会規程等を整備し、決議事項及び報告事項を明確にするとともに、組織に関する規程において組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等の細目を適切に定める。
- (4)「システム管理基本方針」に基づきITガバナンス態勢を構築し、全社的な情報システム計画の立案、関係規程の整備を行う等のシステム管理態勢の強化を図る。また、システム管理部門を所管する担当役員の諮問機関としてシステム委員会を設置し、全社的な観点から情報システムに関わる諸課題について議論等を行う。

5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則100条1項5号)

親会社や子会社が生じた場合には、企業集団における業務の適正を確保するための措置を講ずることとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則100条3項1号)

監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査役の補助者に任命する。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項 (会社法施行規則100条3項2号、3号)

- (1) 監査役は、前号の使用人を補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。
- (2) 当該補助者の人事異動、人事評価または懲戒処分には、常勤監査役の同意を得るものとする。
- (3) 当該補助者は、監査役の命を受けた監査業務を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制 (会社法施行規則100条3項4号)

- (1) 監査役は、取締役会に出席するとともに常務会及び各種委員会等社内重要会議に出席することができる。
- (2) 取締役（非常勤取締役を除く。）は、取締役会、常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。
- (3) 取締役（非常勤取締役を除く。）及び使用人は、以下の事項を発見した場合には、社内規程に基づき監査役に報告する。
 - ① 会社に著しい損害を与えるおそれのある事実
 - ② 重大なコンプライアンス違反
 - ③ 就業規則に定める懲戒事由に該当する事項
 - ④ その他上記に準ずる事項
- (4) 取締役（非常勤取締役を除く。）及び使用人は、相談窓口の運用状況及び相談事項について定期的に監査役に報告する。
- (5) 取締役及び使用人は、法令及び規程に定められる事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制 (会社法施行規則100条3項5号)

いかなる場合においても、監査役への報告をした者に対して、不利益な取扱いを行わないものとする。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則100条3項6号)

- (1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- (2) 当社は、監査役または監査役会が、監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求めるまたは調査、鑑定その他の事務を委託するなどのために所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役または監査役会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。
- (3) 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

11. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条3項7号)

- (1) 監査役の過半数は社外監査役とし、対外的な透明性を確保する。
- (2) 監査役は、監査役会が承認した監査役会規程及び監査役監査規程に基づき監査を実施する。監査の実施にあたっては、公認会計士その他必要と認める者を活用する。
- (3) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社に対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。

当該体制の運用状況の概要については次のとおりです。

体 制	決議内容	体制の整備及び実施状況
1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法362条4項6号、会社法施行規則100条1項4号)	(1) コンプライアンス体制に係る規程並びに役員及び社員が法令等を遵守した行動をとるための「コンプライアンス行動規範」を定めるとともに、その徹底を図るため、コンプライアンス統括部門を設置し、年度のコンプライアンス・プログラムを策定して役員及び社員の教育等を行う。また、コンプライアンス統括部門への助言及び業務の円滑化を図るため、コンプライアンスを所管する担当役員の諮問機関としてコンプライアンス委員会を設置する。 (2) 「コンプライアンス・マニュアル」を策定するとともに、役員及び社員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施し、周知徹底を図る。 (3) 法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に相談窓口を設置し、その利用について役員及び社員に周知する。 (4) 内部監査部門として被監査部門から独立した監査室を設置するとともに、「内部監査規程」等を整備し、内部監査計画に基づき効率的かつ実効性のある内部監査を実施する。 (5) 上記の活動は定期的に取締役会及び常務会に報告するとともに、必要に応じ都度電磁的方法等によりステークホルダーに開示する。 (6) 当社が保有する情報資産について「情報セキュリティ基本方針」を定め、適切に管理する体制を整備する。 (7) 個人情報保護の基本方針としてプライバシーポリシーを定め、個人情報について最重要な情報資産として情報管理体制を整備する。 (8) 「利益相反管理方針」に基づき、顧客の利益が不当に害されるおそれのある「利益相反取引」を管理する。 (9) 「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力等への対応体制を整備し、警察、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築して、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等、毅然とした姿勢で組織的に対応する。	(1) ～(2) 「コンプライアンス行動規範」を制定し、その行動規範に基づき「コンプライアンス規程」、「コンプライアンス・マニュアル」を定め、管理・企画部を統括部門としてコンプライアンス・プログラムを策定して教育活動を行っている。当年度は、全役職員を対象とした社内勉強会、部門別の意見交換会等を実施した。また、適時、コンプライアンス委員会を開催し助言を得ている。 (3) 「コンプライアンス・マニュアル」に報告基準、報告ルート等の報告ルールを明確に定めるとともに、社内外の相談窓口を設置している。役員及び社員には、その利用について相談窓口を記載したカードの配付等を通じて周知している。 (4) 「内部監査規程、同細則」を定め、担当する組織として監査室を設置している。監査室は、取締役会で決定した「内部監査方針・計画」に基づき、全部門を対象に内部統制状況等の定例監査及び監査重点項目の監査を実施し、その適切性と有効性に問題ない事を確認している。 (5) 上記(1)～(4)の活動は、規程に従い、定期的に取締役会及び常務会に報告し、ホームページ、ディスクロージャー誌に開示している。今年度はシステム及び経理関連業務において承認手続き漏れ等のガバナンス上の不備が判明したことから、原因分析や再発防止策を2025年9月の常務会及び取締役会に報告するとともに、再発防止策の実施状況を2025年10月及び2026年1月の常務会に報告した。 (6) 「情報セキュリティ基本方針」を定め、情報セキュリティに関する規程等を整備するとともに、規程等に基づき情報セキュリティ管理状況の点検や情報資産分類表の更新を行う等、情報資産を適切に管理する体制を整備している。 (7) 個人情報の基本方針としてプライバシーポリシーを定め、個人情報については最重要な情報資産と位置づけ、個人情報に関する各法令及びガイドライン等に基づき、社内規程等を整備するとともに、規程等に基づき、個人情報の管理状況を点検する等、適正な取り扱いが行われる体制を整備している。 (8) 管理・企画部を担当部署とし、担当役員を利益相反管理統括者とする体制を取り、また、当該取引の有無を管理・企画部に報告することとなっている。当年度は該当する取引はなかった。 (9) 「反社会的勢力に対する基本方針」に基づき、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに組織全体として対応し、役職員の安全を確保することとしている。また警察、暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築している。

体 制	決議内容	体制の整備及び実施状況
	(10) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他業務の適正を確保するための体制の運用については、取締役会で定期的に検証を行い、本方針の見直しを含め必要な対応を行う。また、その運用状況の概要を事業報告に記載する。	(10) 「内部統制システムに関する基本方針」を定め、その運用状況について取締役会において定期的に確認するとともに、本方針の見直しを含め継続的に内部統制の改善を図っている。また、内部統制システムの運用状況の概要については事業報告に記載している。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則100条1項1号)	取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項は、取締役会規程その他別途定める社内規程に従って管理する。	「取締役会規程、常務会規程」及び「稟議・報告規程、文書取扱規程」等に基づき保存及び管理を行っている。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則100条1項2号)	(1) 「統合的リスク管理規程」並びに「年次リスク管理計画」を定め、資産運用リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスク等について、個々のリスクを把握し管理する体制及びこれらのリスクを統合的に管理する体制を整備する。 (2) リスク管理に関する事項を一元管理するリスク管理統括部門を設置し、全社的なリスク管理体制の整備を行うとともに、リスク管理計画、規程に基づいてリスク管理を行い、その状況を定期的に取締役会、常務会に報告する。また、リスク管理統括部門への助言及び業務の円滑化を図るため、リスク管理を所管する担当役員の諮問機関としてリスク管理委員会を設置する。 (3) 「震災対策規程」を策定し、大震災時の業務の早期復旧及び迅速な再保険金支払体制の整備を行う。 (4) 震災対策に関する事項を一元管理する統括部門を設置し、「震災対策規程」に定めた業務を行う。また、震災対策統括部門への助言及び業務の円滑化を図るため、震災対策を所管する担当役員の諮問機関として震災対策委員会を設置する。 (5) 「危機管理基本方針」に基づき、危機管理体制の整備を行う	(1) 年次のリスク管理計画を策定し、統合的リスク管理の枠組みの中で具体的に実施する事項等を定めた。また、リスク管理の状況については、規程、計画等に従い、定期的に取締役会、常務会に報告している。 (2) リスク管理に関する事項を一元管理するリスク管理統括部門を管理・企画部とし、リスク管理関連規程に基づき会社経営に重大な影響を及ぼし得る資産運用リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスク等について管理している。また、適時、リスク管理委員会を開催し助言を得ている。 (3) ～(4) 「震災対策規程」を定め、震災対策に関する事項を一元管理する統括部門を業務部とし活動を行っている。震災対策委員会を適時開催し助言を得ながら、当年度は震災対策演習計画に基づく演習を実施し有事における業務態勢の強化を図った。さらに、近年のインターネットバンキングやリモートアクセスによる業務遂行等の定着状況から、震災対策の主眼が初動対応や全社的なリソース調整及び体制構築等のコーディネートに移りつつある状況を踏まえ、より一層の有事の実効性を高められるよう、当震災対策統括部門の所管を次年度より部門間の横串機能を有する管理・企画部に移すこととした。 (5) 「危機管理基本方針」を制定し、具体的な対応策として大震災には震災対策規程、震災対策マニュアル、新型インフルエンザ等については新型インフルエンザ等対策マニュアル、不祥事・個人情報漏えい等には危機対応マニュアルを定めている。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条1項3号)	(1) 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。 (2) 取締役会長、取締役社長等で構成する常務会を設置し、経営課題に関する協議及び経営報告を行い、取締役会の審議の効率化及び実効性の向上を図る。常務会は原則として毎月1回以上開催する。	(1) 当年度は取締役会を7回開催し、法令または「定款」、「取締役会規程」に定められた事項及び経営上の重要事項を決定するとともに、業務執行に関する報告を受け、取締役の職務執行の監督を行った。 (2) 「常務会規程」に基づき常務会を設置し、常務会は、原則として毎月開催している。

体 制	決議内容	体制の整備及び実施状況
	(3) 取締役の職務執行が適正かつ効率的に行われるよう、取締役会規程、常務会規程等を整備し、決議事項及び報告事項を明確にするとともに、組織に関する規程において組織単位ごとの職務分掌、執行責任者、職務権限の範囲等の細目を適切に定める。 (4) 「システム管理基本方針」に基づきITガバナンス態勢を構築し、全社的な情報システム計画の立案、関係規程の整備を行う等のシステム管理態勢の強化を図る。また、システム管理部門を所管する担当役員の諮問機関としてシステム委員会を設置し、全社的な観点から情報システムに関わる諸課題について議論等を行う。	(3) 各種規程等の改定を適時行い、職務権限見直しを行っている。また当年度の取締役会、常務会において、規程等に則り、計算書類等の承認、地震保険成績、資産運用状況、リスク管理状況、内部監査結果等の審議及び報告を行った。 (4) 「システム管理基本方針」に基づき「システム管理規定」、「システム管理細則」を定め、ITガバナンス態勢の構築、全社的な情報システム計画の立案、関係規程の整備を行う等のシステム管理態勢の強化を図っている。また、システム担当役員は、適時システム委員会を開催し各部長等より助言を得ている。
5. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則100条1項5号)	親会社や子会社が生じた場合には、企業集団における業務の適正を確保するための措置を講ずることとする。	(該当なし)
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則100条3項1号)	監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、その必要に応じた使用人を監査役の補助者に任命する。	「監査役会規程」において、内部監査部門の長である監査室長が監査役会の事務局業務を担うことが定められており、「事務分掌・職務権限規程」において、監査室の事務分掌に監査役の補助業務が明示されている。
7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項(会社法施行規則100条3項2号、3号)	(1) 監査役は、前号の使用人を補助者として監査業務の補助を行うよう命令できるものとする。 (2) 当該補助者の人事異動、人事評価または懲戒処分には、常勤監査役の同意を得るものとする。 (3) 当該補助者は、監査役の命を受けた監査業務を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。	(1) 「監査役会規程」等における補助者の業務に関する規定に基づき、監査役は補助者に対し適時指示・命令を行っている。 (2) 常勤監査役は、補助者の人事異動等について事前の報告を受け、同意している。 (3) 監査室は、監査役の命を受けた補助業務に従事するとともに、必要な情報の収集権限を有している。
8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則100条3項4号)	(1) 監査役は、取締役会に出席するとともに常務会及び各種委員会等社内重要会議に出席することができる。 (2) 取締役(非常勤取締役を除く。)は、取締役会、常務会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況を報告する。 (3) 取締役(非常勤取締役を除く。)及び使用人は、以下の事項を発見した場合には、社内規程に基づき監査役に報告する。 ① 会社に著しい損害を与えるおそれのある事実 ② 重大なコンプライアンス違反 ③ 就業規則に定める懲戒事由に該当する事項 ④ その他上記に準ずる事項	(1) 常勤監査役は、「取締役会規程」、「常務会規程」等に基づき今年度開催された取締役会、常務会、各種社内重要会議に出席し、業務執行状況を監査している。 (2) 常勤の各取締役は、取締役会及び常務会に出席し、随時担当する業務の執行状況を報告している。 (3) 「コンプライアンス規程」において、コンプライアンスに関する報告ルートが整備されており、監査役に報告する体制となっている。

体 制	決議内容	体制の整備及び実施状況
	(4) 取締役(非常勤取締役を除く。)及び使用人は、相談窓口の運用状況及び相談事項について定期的に監査役に報告する。 (5) 取締役及び使用人は、法令及び規程に定められる事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する。	(4) 統括部門である管理・企画部から、定期的に社外及び社内相談窓口へ寄せられた相談件数の報告を行っている。また、常勤監査役は、監査役会に定期的に報告している。 (5) 取締役及び使用人は、法令及び規程に定められる事項のほか、監査役から報告を求められた事項について速やかに監査役及び監査役会に報告する体制となっている。当年度は、重大な法令及び定款違反等による当社に損害を及ぼすおそれがある事項等の報告はなかった。
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則100条3項5号)	いかなる場合においても、監査役への報告をした者に対して、不利益な取扱いを行わないものとする。	監査役への報告者に対する不利益な取扱いには行わない体制となっている。当年度は不利益な取扱いとする事例はなかった。
10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則100条3項6号)	(1) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。 (2) 当社は、監査役または監査役会が、監査の実施のために、弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求めるとは調査、鑑定その他の事務を委託するなどのために所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査役または監査役会の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。 (3) 監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。	(1) 当年度は該当する費用は発生していない。 (2) 当年度は該当する費用は発生していない。 (3) 管理費予算において経費を計上する体制となっている。
11. その他監査役職務の実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則100条3項7号)	(1) 監査役は、監査役会が承認した監査役会規程及び監査役監査規程に基づき監査を実施する。監査の実施にあたっては、公認会計士その他必要と認める者を活用する。 (2) 代表取締役は、監査役会と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をする。	(1) 株主総会で選任された監査役の全員が社外監査役である。 (2) 監査役は、「監査役会規程」「監査役監査規程」並びに監査役会が決定した「2025年度監査方針並びに監査の計画及び方法」に沿って実効的な監査を行っている。また会計監査人とは緊密な連携を図っている。 (3) 代表取締役との意見交換会を開催し、職務執行状況を監査するとともに、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見交換を行い、相互認識を深めている。

危機管理基本方針

当社は、あらゆる危機が発生した場合に備えて、人命の安全と重要業務の安定的な運営を確保し、当社の社会的責任を果たすため、危機管理基本方針を策定し危機対応を行っています。

1. 基本方針

危機発生時の対応にあたっては次の理念、基本方針を念頭に置くこと。

(1) 「危機管理の定義」

危機管理とは、危機発生時に当社がその危機に適切に対応できるようにするための計画の立案や活動を行うことの総称である。

(2) 危機管理の理念

① 企業の社会的責任を果たす。

- a. 役員及び社員並びにその家族の人命の安全確保。
- b. 主要業務（元受各社への的確な再保険金の支払等）の早期復旧と継続。

② 企業の社会的信用を確保する。

- a. 取引先などに悪影響を及ぼさない。
- b. 地域社会に対して、企業としての責務を果たす。
- c. 各種対応の際は、常に人道面での配慮を優先させる。

(3) 危機管理の基本方針

- ① 事業活動に支障となる悪影響に対し、可能な限り被害を極小化すること。
- ② 各種対策の継続的な改善を図ること。
- ③ 重要業務の安定的な運営を確保するため実効的な体制整備に努めるとともに、損害保険各社、日本損害保険協会及び政府と緊密に連携をとりつつ対応する。

2. 基本対応

(1) 想定する危機

想定する危機は、内閣府「事業継続ガイドライン第一版 解説書」のリスク事例とする。

(2) 対応策

① 大震災（震災対策規程）

- a. 大震災の発生に当たり、大量の再保険金支払をはじめとする当社業務が万全に遂行されることを目的として、その基本対策、対応を定める。
- b. 震災対策に関する統括部門を管理・企画部とし、防災計画、緊急時の対応及び再保険金の支払計画等を作成する。
- c. 大震災が発生した場合に震災対策本部を設置し、業務の復旧、再保険金の支払等の対策を実施する。
- d. 大震災が発生した場合の対応要領（震災対策マニュアル）を策定する。

② 新型インフルエンザ（新型インフルエンザ等対策マニュアル）

- a. 新型インフルエンザのパンデミック（世界的大流行）の各発生段階における事業継続に関する対応を定める。
- b. 役員及び社員並びにその家族の人命の安全を確保するため、職場等における感染予防に努める。
- c. 新型インフルエンザ等対策本部を設置する。（政府による第二段階宣言がなされた場合）
- d. 政府の宣言を受けた場合は、各段階に対応した業務継続レベルを決定するとともに、感染拡大防止に努める。

③ 不祥事・個人情報漏えい等（危機対応マニュアル）

- 大震災、新型インフルエンザ以外の危機対応の基本姿勢及び不祥事の発生、個人情報の漏えい等の発生時における危機対応行動計画を定めた「危機対応マニュアル」に基づき対応する。
- a. 危機対応の基本姿勢を定める。
 - b. 不祥事が発生した場合には、直ちに対策本部を設置するなど危機対応を行う。
 - c. 当社保有の地震再保険に係る個人データの漏えい、紛失等が発生した場合には、直ちに対策本部を設置し、被害拡大及び二次被害の防止のための危機対応を行う。

ITガバナンス態勢強化の確立

企業を取り巻くシステム環境は日々大きく変動し、システムが業務遂行に不可欠な基盤となっている一方で、東日本大震災を契機とした事業継続計画（BCP）対策に加え、サイバー犯罪増加への対応など日々新たに発生する課題への対処が必要となっています。

また、システム投資や情報セキュリティ対策費用の増大傾向から経営にとってもITガバナンスの重要性がますます増している状況です。

当社では、当社システムの情報セキュリティを確保しつつ、内外の環境変化に対応できるように、情報化計画からシステム構築、運用までを適切に管理できる態勢を構築し、事業目標の達成を確実にすることを目的に「システム管理基本方針」を策定しています。

情報セキュリティ基本方針

当社が保有している経営に係る情報及びその情報を記録しているコンピュータシステムの情報に係る資産を、漏えい、紛失、改ざん及び消失等の脅威から保護するため、情報セキュリティに係る基本方針及び保護すべき情報資産を明確にした「情報セキュリティ基本方針」を定めています。また、「情報セキュリティ管理規程」等の規則集を定め、情報セキュリティ管理を行っています。

情報開示基本方針

当社は、家計地震保険の再保険専門会社として、社会的責任と公共的使命を十分に認識し、当社の情報を正確、迅速かつ公平に伝えることを目的とし、以下のとおり情報開示を行っていきます。

1. 情報開示に関する基本方針

当社は、会社法、保険業法で開示が定められた情報について、当社の実態を認識・判断できるようにわかりやすい開示を行っていきます。また、それ以外の情報に関しましても皆さまのお役に立つ情報については自主的に開示に努めます。

2. 情報開示の方法

当社からの情報開示は、ディスクロージャー誌、ニュースリリース、インターネットホームページ等を通じ、皆さまに情報開示を行っていきます。

環境方針

当社は、「地震保険制度の充実・発展に積極的な役割を発揮し、地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社」を目指す中で、以下の環境方針を定め、事業活動を通じてその実現に取り組みます。

1. 資源・エネルギーの効率的利用

当社の事業活動が環境に与える影響を認識し、省資源、省エネルギー、資源のリサイクル活動及びグリーン購入に努めます。

2. 環境関連法規等の遵守

環境保護に関する環境法規制及び当社が同意した環境保護に関するその他の要求事項を遵守します。

3. 環境マネジメントシステムの推進と環境汚染の防止

環境マネジメントシステムを構築し、目的・目標を設定して取組み、継続的改善を図るとともに、環境汚染の防止に努めます。

4. 啓発の推進

環境保護に関する情報の提供、啓発・教育活動を推進し、環境保護に努めます。

コンプライアンス

社会インフラとして高い社会性・公共性を有する損害保険業の中でも、特に地震保険は、その公共性の高さから厳格な法令遵守と効率的で公平、公正かつ透明な運営が求められていると認識しています。

このような認識のもとに当社は、日本で唯一の家計地震保険の再保険会社として、「地震保険を通してステークホルダーから常に信頼される会社」を目指して、法令遵守の体制を整備し、コンプライアンスを推進しています。

1. 基本方針（コンプライアンス行動規範）

- (1) 法令等の遵守
法令やルールを遵守し、高い企業倫理に基づき、公正かつ健全な企業活動を行う。
- (2) 透明性の高い経営
企業情報を公正かつ積極的に開示し、ステークホルダーの信頼向上に努め、透明性の高い経営を行う。
- (3) 情報管理の徹底
業務を通じて知り得た情報は常に適正な管理に努める。特に個人情報については、取得目的以外の利用やその漏えいの防止に向けた安全管理体制を構築するとともに、慎重かつ適切に取り扱う。
- (4) 人間尊重
社員の人格、個性、多様性を尊重するとともに、働きやすく、やりがいを感じられる職場を実現する。
- (5) 環境問題と社会貢献活動の取組
「良き企業市民」として、積極的に地球環境問題や社会貢献活動に取り組む。
- (6) 反社会的勢力の排除
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たない。

2. コンプライアンス体制

コンプライアンス推進体制を確立するため管理・企画部がコンプライアンスを一元的に管理・推進していく体制としています。

3. コンプライアンス活動

年度毎に取締役会でコンプライアンス・プログラム（実施計画）を決定し組織的に取り組んでいます。具体的には、教育研修及びコンプライアンスに関するヒアリングを実施して、コンプライアンスの推進に努めています。

4. 社内相談制度

法令遵守の促進と違法行為の防止・発見のために管理・企画部に社内相談窓口を設けているほか、社外にも「コンプラホットライン」を設置しています。

利益相反管理方針

当社はお客様の利益を不当に害するおそれのある「利益相反取引」を管理するため、管理・企画部を担当部署とし、管理・企画部担当役員を利益相反管理統括者とする体制を取っております。

利益相反のおそれのある取引を特定した場合には、取引条件の変更やお客様への開示等により当該お客様を保護いたします。

反社会的勢力に対する基本方針

1. 組織としての対応

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに組織全体として対応し、役職員の安全を確保します。

2. 外部専門機関との連携

警察、暴力団追放運動推進都民センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた関係の遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を持つことのないように努めます。また、反社会的勢力からの不当要求等は拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力に対して不祥事件等を隠蔽するような裏取引は絶対に行いません。また、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対する資金提供は行いません。

社員行動指針

「社員行動指針」は、経営理念、経営方針を実現するために、社員全員が共通した意識を持って仕事に取り組むための考え方です。

1. 社会的使命を認識し、地震保険制度の発展に貢献します

社会的使命の重みを認識し、公正な視点と誠実な行動を通じて、積極的に制度の発展に貢献します。

2. 個人の多様性を尊重し、チーム力を高めます

個性や考え方の多様性を認め、個々の能力を活かすことで相乗効果を生み出し、チームの力を高めます。

3. 自らの役割と責任を理解し、着実に業務を遂行します

地震再保険専門会社の一員としての期待と信頼にこたえるため、一人ひとりが担当する業務に責任を持って取り組み、着実に業務を遂行します。

4. 新しい視点で、課題にチャレンジします

常に問題意識を持って自己研鑽に努め、互いに切磋琢磨し、新しい発想、柔軟な考え方で課題にチャレンジします。

5. “たのしむ”姿勢を大切に、いきいきと働きます

“たのしむ”姿勢は、集中力や持続力のアップにつながり、活力のある職場環境の礎になります。何事にも明るく、前向きに、いきいきと働きます。

個人情報保護

当社は、情報資産の適切な保護に努めていますが、特に、個人情報については最重要な情報資産と位置づけ、「個人情報の保護に関する法律」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連のガイドライン等に基づき、「個人情報保護規程」等社内諸規程を整備し、役員・社員に対する教育・研修を実施し、適正な取り扱いが行われるよう努めています。さらに、個人情報の基本方針として、以下の通り「プライバシーポリシー」を定め、当社のホームページ (<https://www.nihonjishin.co.jp>) で公表しています。

プライバシーポリシー（個人情報保護に関する基本方針）

当社は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、損害保険業に対する社会の信頼をより向上させるため、「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）」、その他の法令ガイドライン及び一般社団法人日本損害保険協会の「損害保険会社に係る個人情報保護指針」を遵守して、個人情報を適正に取り扱います。

また、金融庁及び一般社団法人日本損害保険協会の実務指針に従って、適切な安全管理措置を講じます。

当社は、個人情報の取り扱いが適正に行われるように従業者への教育・指導を徹底し、適正な取り扱いが行われるよう取り組んでまいります。また、当社の個人情報の取り扱い及び安全管理に係る適切な措置については、適宜見直し、改善いたします。

※本方針における「個人情報」及び「個人データ」とは、個人番号及び特定個人情報を除くものをいいます。

- 事業者の名称・住所・代表者の氏名
会社概要をご参照ください。
- 個人情報の取得・利用
当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用します。
当社は、他の保険会社等から提供された再保険金請求データ等により個人情報を取得します。
- 個人情報の利用目的
当社は、取得した個人情報を、次の目的(以下、「利用目的」といいます。)に必要な範囲を超えて利用しません。
また、利用目的は、明確になるよう具体的に定め、次のとおりホームページ等により公表します。さらに、利用目的を変更する場合には、ホームページ等により公表します。
①地震保険に係る再保険業務及びこれらに付帯・関連する業務を行うため
②地震保険に係る調査・研究のため
③その他、当社が行う取引・業務運営を適切かつ円滑に行うため
利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うときは、個人情報保護法第18条第3項各号に掲げる場合を除き、ご本人の同意を得るものとします。
- 個人データの第三者への提供及び第三者からの取得
(1) 当社は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
・法令に基づく場合
・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき
・国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
・当社の業務遂行上必要な範囲内で、委託先に提供する場合
(2) 当社は、法令で定める場合を除き、個人データを第三者に提供した場合には当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人データを提供したか等)について記録し、個人データを第三者から取得する場合(個人関連情報を個人データとして取得する場合を含みます。)には当該取得に関する事項(いつ、どのような提供元から、どのような個人データを取得したか、提供元の第三者がどのようなに当該データを取得したか等)について確認・記録します。
- 個人関連情報の第三者への提供
(1) 当社は、法令で定める場合を除き、第三者が個人関連情報を個人データとして取得することが想定されるときは、当該第三者において当該個人関連情報のご本人から、当該情報を取得することを認める旨の同意が得られていることを確認することをして、当該情報を提供しません。
(2) 当社は、法令で定める場合を除き、前項の確認に基づき個人関連情報を第三者に提供した場合には、当該提供に関する事項(いつ、どのような提供先に、どのような個人関連情報を提供したか、どのように第三者がご本人の同意を得たか等)について確認・記録します。
- 個人データの取り扱いの委託
当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データの取り扱い及び個人番号関係事務に関わる業務を外部に委託することがあります。当社が、外部に個人データの取り扱い及び個人番号関係事務に関わる業務を委託する場合には、委託先の選定基準を定め、あらかじめ委託先の情報管理体制を確認するなど委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
当社では、例えば次のような場合に、上記個人データの取扱いを委託することがあります。
・損害査定費の支払いに関わる事務
・情報システムの保守・運用に関わる業務
- センシティブ情報の取り扱い
当社は、要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活に関する個人情報(本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、個人情報保護法第57条第1項各号若しくは施行規則第6条各号に掲げる者により公開されているもの、または、本人を視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかかなものを除きます。以下、「センシティブ情報」といいます。)を、次に掲げる場合を除くほか、取得、利用または第三者提供を行いません。
・保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、ご本人の同意に基づき業務遂行上必要な範囲でセンシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
・相続手続を伴う保険金支払事務等の遂行に必要な限りにおいて、センシティブ情報を取得、利用または第三者提供する場合
・法令等に基づく場合
・人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合
・公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合
・国の機関若しくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
- 特定個人情報の取り扱い
当社は、個人番号及び特定個人情報を法令で限定的に明記された目的以外のために取得・利用しません。また、法令で限定的に明記された場合を除き、個人番号及び特定個人情報を第三者に提供しません。個人番号及び特定個人情報の取り扱いについては、このほか、6, 10, 11, 14をご覧ください。
- ご契約内容・事故に関するご照会
ご契約内容に関するご照会については、取扱代理店、保険証券に記載の保険会社営業店にお問い合わせください。また事故に関するご照会については、保険証券に記載の保険会社事故相談窓口にお問い合わせください。
- 個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号及び特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等
個人情報保護法に基づく保有個人データ、個人番号及び特定個人情報に関する事項の通知、開示・訂正等・利用停止等に関するご請求については、下記14のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。
当社は、ご請求者がご本人であることを確認させていただくとともに、当社所定の書式にご記入いただいたうえで手続きを行い、後日、原則として書面で回答いたします。
開示請求については、回答にあたり、当社所定の手数料をいただくことがあります。当社が必要な調査を行った結果、ご本人に関する情報が不正確であることが判明した場合は、その結果に基づいて正確なものに変更いたします。
- 個人データの安全管理措置の概要
当社は、取り扱う個人データ、個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失またはき損の防止その他、個人データ、個人番号及び特定個人情報の安全管理のため、取扱規程等の整備及び安全管理措置に係る実施体制の整備等、十分なセキュリティ対策を講じます。
安全管理措置に関するご質問については、下記14のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。
- 外国における情報の取扱い
当社は、個人データの取扱いを海外にある外部に委託するにあたって、以下の安全管理措置を講じるとともに、個人情報保護法で求められる、委託先における個人データの安全管理措置に相当する措置(以下、相当措置といいます)を義務付けた委託契約を委託先との間で締結します。
① 以下の項目について年に1回、定期的に書面等により確認を行います。
a. 移転先の第三者による相当措置の実施状況
b. 移転先の第三者の所在する外国における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無
② 相当措置の実施に支障が生じた際には、是正を求め、当該相当措置の継続的な実施の確保が困難となったときは、当該個人データの提供を停止します。
③ 委託契約では、委託契約の範囲内で個人データを取り扱う旨、必要かつ適切な安全管理措置を講じる旨、従業者に対する必要かつ適切な監督を行う旨、再委託が必要な場合の事前承諾、個人データの第三者提供の禁止等を定めます。
④ 海外にある外部への個人データの取扱いの委託に関するご質問については、下記14のお問い合わせ窓口までご連絡ください。
- Cookie等の識別子に紐づけされた情報の取得・利用・提供
Cookie(クッキー)とは、ウェブサイトを開覧した際に、ウェブサイトから送信されたウェブブラウザに保存されるテキスト形式の情報のことです。また、ウェブビーコンとは、ウェブページや電子メールに小さな画像を埋め込むことによって、お客様がそのページやメールを開覧した際に情報を送信する仕組みです。当社の運営するウェブサイトでは、Cookie、ウェブビーコンまたはそれに類する技術を利用して、閲覧した方の情報を保存・利用することがあります。
- お問い合わせ窓口
当社は、個人情報、個人番号及び特定個人情報の取り扱いに関する苦情・相談に対し適切・迅速に対応いたします。
当社の個人情報、個人番号及び特定個人情報の取り扱いや、保有個人データ、個人番号及び特定個人情報に関するご照会・ご相談、安全管理措置等に関するご質問は、次のお問い合わせ先までお問い合わせください。

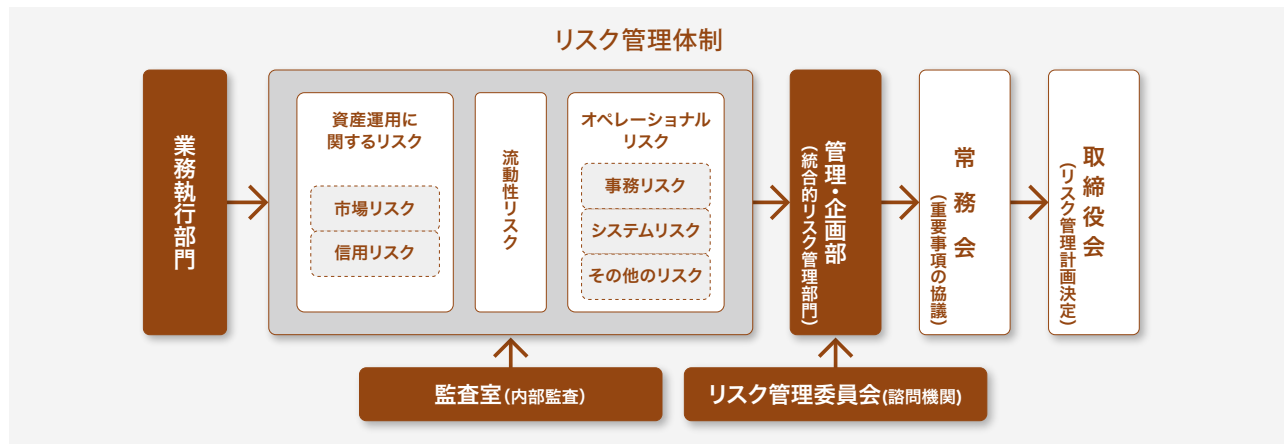
<お問い合わせ先>
日本地震再保険株式会社 管理・企画部
所在地 〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
ヒューリック小舟町ビル4F
電 話 03-3664-6078
(受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日及び年末年始を除く)

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人日本損害保険協会の対象事業者です。同協会では、対象事業者の個人情報の取り扱いに関する苦情・相談を受け付けております。

<お問い合わせ先>
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽ ADR センター
(損害保険相談・紛争解決サポートセンター東京)
所在地 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-105
ワテラスアネックス7階
電 話 03-3255-1470
(受付時間:午前9時～午後5時 土日祝祭日及び年末年始を除く)
ホームページアドレス <http://www.sonpo.or.jp>

リスク管理

当社は、経営の健全性、安全性を確保するため、リスク管理を適切に実行する態勢を整備しています。リスク管理の組織体制や重要な事項については、「統合的リスク管理規程」に定め、個別のリスクである資産運用リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクについては各々のリスク管理規程または年次のリスク管理計画に具体的な管理方法を定めています。これらのルールに基づき、統合的リスク管理部門である管理・企画部において、リスク管理状況を把握し、統合的にリスクを管理しています。また、リスク管理担当役員の諮問機関として組織横断的にリスク管理委員会を設置し、リスク管理に関する諸課題に対して様々な提言を行っています。



■ 資産運用リスク

資産運用に関するリスク管理は、「市場リスク」、「信用リスク」の2つに分類して管理を行い、管理事項は「資産運用リスク管理規則」に定めています。

市場リスク

市場リスクとは、市場の様々なリスク要因の変動により保有する資産・負債の価値及び収益が変動し損失を被るリスクをいい、金利リスク、為替リスク、価格変動リスクがあります。当社では、定量・定性の両面から、市場リスク全体の管理を行っています。リスク量として金利、為替のバリュー・アット・リスク（VaR）を計測するとともに、含み損益、価格変化（感応度）等をモニタリングしています。VaRについては、バックテスト等を実施し、計測手法の妥当性を検証しています。また、保有限度額や損切りルールなどを設けて管理しています。

信用リスク

信用リスクとは、与信対象の信用状態の悪化等により保有資産の価値が減少、消失を被るリスクをいいます。当社では、購入債券は格付機関の格付けを参考に、信用力の高い発行体に限定するとともに、保有債券の信用力も常にチェックしています。また、特定企業グループや特定業種などへの集中を回避するため個別の管理も行っています。さらに、デフォルト率等に基づきリスク量として信用VaRを計測し管理しています。

ストレステスト

統計的にリスク量を計測するVaRは、市場が大きく変動するような状況下では限界があることから、ストレステストを活用し補完しています。ストレステストでは、金利・為替などリスクファクターが大きく変動するシナリオを設定し、ストレス発生時の影響を確認しています。

■ 流動性リスク

流動性リスクとは、負債に対する資産の流動性が確保できないことや、市場の混乱等で不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。当社の社会的使命を果たす上で重要なリスクであり、大震災時の資産の処分も念頭に置いた流動性資産を十分に保有するとともに、流入資金の正確な把握に努め、適切な資金繰り管理を行っています。

■ オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクは、「事務リスク」「システムリスク」「その他のリスク」に分類し、それぞれの特性に応じた管理を行っています。

事務リスク

事務リスクとは、役員・社員及びその他の組織構成員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクをいいます。当社では、権限や事務手続き等を定めた規程や事務処理マニュアルを常時見直し、研修・指導体制の充実に努め、正確で迅速な事務処理を徹底しています。また、内部監査において、規程等が網羅的かつ法令等に則っているかどうかを定期的にチェックしています。

システムリスク

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウン、誤作動等のシステムの不備やコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。当社では、会社情報の漏えい等の防止、情報システムの安全対策として「情報セキュリティ基本方針」「情報セキュリティ管理規程」等の情報セキュリティ規則集を定め、情報資産の適切な保護に努めています。さらに、災害や不測の事態に備えた「コンティンジェンシープラン」を策定し、危機対応策を明確にしています。

その他のリスク

その他のオペレーショナルリスクとして、「人的リスク（人材の流出・喪失等により損失を被るリスク）」「風評リスク」等のリスクを認識し、各所管部門を中心にこれらのリスク管理に努めています。

※保険引受リスクに関しては、家計地震保険が「地震保険に関する法律」に基づく制度として運営されていることから、管理対象リスクとしておりません。

監査・検査の体制

■ 社外の監査及び検査

当社は、保険業法に基づく金融庁による検査及び「地震保険に関する法律」に基づく財務省による検査の対象となっています。また、会社法に基づくPwC Japan有限責任監査法人による会計監査を受けています。

■ 社内の監査

監査役による監査と、他部門から独立した組織の監査室による内部監査を実施しています。また、監査役と監査室が密に連携し、監査の実効性の確保に努めています。

内部監査は「会社における諸制度及び諸活動の遂行状況を合法性と合理性の観点から公正かつ客観的な立場で検討、評価し、これに基づき必要な助言、提言を行い、会社の健全な発展と社会的な信頼向上に資すること」を目的として実施しています。

監査室は、取締役会で決定した事業年度の「内部監査計画」に基づき、全部門対象に内部統制状況等の定例監査及び重点項目の監査を実施し、内部監査結果を取締役会等に報告しています。

手続実施基本契約を締結している指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

同協会では、損害保険に関する一般的な相談のほか、損害保険会社の業務に関連する苦情や紛争に対応する窓口として、「そんぽADRセンター」（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）を設けています。受け付けた苦情については、損害保険会社に通知して対応を求めることで当事者同士の交渉による解決を促すとともに、当事者間で問題の解決が図れない場合には、専門の知識や経験を有する弁護士などが中立・公正な立場から和解案を提示し、紛争解決に導きます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンターの連絡先は以下のとおりです。

●電話番号 03-4332-5241（全国共通）

（受付時間：午前9時15分～午後5時（土日祝日・年末年始を除く））

※詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

サステナビリティの取り組み

当社は、経営理念に「家計地震保険制度の健全な運営を通して、豊かで安全な社会制度の維持・発展に寄与し、広く社会から信頼される企業を目指す。」を掲げ、これまでも事業活動を通じて持続可能な社会の実現に取り組んでまいりましたが、2015年9月の国連サミットにおいてSDGs (Sustainable Development Goals) が採択されたことを受け、現在、当社事業に関連の深い8つのゴールの実現に優先的に取り組んでおります。



1. サステナビリティ基本方針

当社は、あらゆる事業活動にサステナビリティの視点を組み込むための共通ガイドラインとして、『サステナビリティ基本方針』を定めています。

本方針は経営理念や経営方針と並ぶ当社の重要方針として位置づけられており、長期的な視点で社会や環境との調和を図りながら、企業価値を持続的に向上させていくための基本的な考え方と方向性を示すものです。

サステナビリティ基本方針

当社は地震特化の強みを磨き、社会に安心を提供することで、持続可能な社会の実現に向け取り組みます。

1. 社会への貢献
事業活動を通じて地震災害に対する社会の強靱性と持続可能性を高めます。
2. D E & I (ダイバーシティ、エクイティ アンド インクルージョン)
公正な視点に立ち、互いを尊重し合いながら、持続可能な社会の実現に取り組める環境を提供することにより、社員の成長と能力の発揮を目指します。
3. 環境・地域への貢献
環境への負荷低減に配慮した事業活動、環境保全活動及び地域への貢献活動に積極的に取り組みます。
4. ガバナンス
法令遵守と公正性を前提に、リスクを把握した上で、迅速かつ適切な判断に基づく経営を行います。
5. 変化への対応
デジタル技術を積極的に活用し、変化に対応していきます。

2. 地震保険の普及・拡大、防災・減災意識の向上への取り組み



<各種セミナーや大学講義等への講師派遣>

地震保険制度の理解促進や防災・減災意識の向上を図るため、損害保険代理店関係者向けのセミナーや大学の講義へ積極的に役職員を講師として派遣しています。

島根県損害保険代理業協会等との共催による「オープンセミナー in 松江」に当社の常務取締役を派遣し、保険募集の最前線に立つ代理店の皆様へ向けて、再保険を通じた政府の関わりや制度の強靱性を紹介したほか、県内での過去の地震リスクや防災・減災の重要性について解説しました。

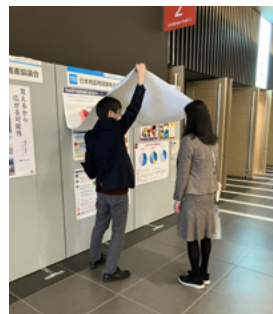
さらに、次世代を担う学生に向けた普及啓発にも努めており、北海道大学をはじめ、東北大学、名古屋大学、大阪大学、広島大学、九州大学の6校で損害保険関連の科目を履修している学生に向けて地震保険制度の概要、再保険の仕組み及び地震保険における政府、損害保険会社、当社が果たす役割等を、図解を交えながら解説しました。



サステナビリティの取り組み

<各地の防災イベントへ出展>

内閣府等主催の「ぼうさいこくたい 2025 in 新潟」、愛知県主催の「あいち防災フェスタ 2025」、仙台市主催の「仙台防災未来フォーラム2026」へ出展し、パネルやポスターの掲示、啓発チラシの配付などを通じて、地震保険へ加入することや、日頃からの地震対策への備えの大切さを地域の皆さまにお伝えしました。



<外部媒体への寄稿>

トーア再保険株式会社が発行した英文論文集「Japan's Insurance Market 2025」に寄稿しました。『日本の家計向け地震保険制度の紹介～60年前に発足した“PPP”の先駆的事例として～』と題し、政府と民間が協力して震災後の生活再建を支援する仕組み（官民連携）を海外等の読者に向けて紹介しました。

<内閣府「災害への備え」コラボレーション事業の取り組み>

政府において防災の中心的役割を担う内閣府が推進する「災害への備え」に関するコラボレーション事業への賛同を表明し、「自社HP等を通じた地震保険の理解促進、防災意識啓発」、「全社員の防災士取得推進、帰宅演習実施、自宅備蓄励行」及び「投資先とのIR対話、講演等を通じた地震保険普及、防災意識啓発」等に取り組んでいます。

本コラボレーション事業は、関東大震災から100年の節目を迎える2023年を、首都直下地震や南海トラフ地震等の来たるべき巨大災害に対して我が国全体の備えを一層強化する重要な機会と捉え、多くの国民と事業活動を通じて接点を有する民間企業等が、平素の事業活動を通じた広汎な普及啓発を行うことで、国民・家庭・事業所の防災意識の向上や災害への備えを促進することを目的とするものです。

3. ESG（環境・社会・企業統治）投資について



地震再保険会社としての公共性を踏まえ、安定した資産運用と社会課題の解決に取り組んでいます。また、「アセットオーナー・プリンシプル」の原則に則り、アセットオーナーとしての責任を果たして参ります。

投資先企業の選定にあたっては、財務情報だけではなく、環境や社会問題への対応など企業のESGに関する取り組み（非財務情報）も加味して総合的に判断しています。投資先と建設的な対話を通じて、「地震対策」や「気候変動対策」などの具体的な取り組みを促すとともに、地震保険の普及への理解と協力を働きかけています。

SDGs債（国際資本市場協会（ICMA）によるグリーン債券原則、ソーシャル債券原則、サステナビリティ債券・ガイドライン、サステナビリティ・リンク・債券原則、クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブックなどに準拠し、SDGsの実現に貢献する事業に資金充当される債券）への当社の投資実績は下表のとおりです。

SDGs 債への投資実績（件数）	2023 年度	2024 年度	2025 年度
グリーン債券	19	20	24
ソーシャル債券	11	19	7
サステナビリティ債券	10	8	10
サステナビリティ・リンク・債券	5	4	2
トランジション債券	1	2	3
合計	46	53	46

4. 債券投資を通じた地域防災・減災対策への貢献



地震保険制度を支える当社の社会的責任を果たすために、債券への投資を通じて地域防災・減災の推進等に取り組んでいます。

<兵庫県「防災債券」>

兵庫県が、阪神・淡路大震災から30年を迎えるにあたり、県土の強靱化や防災・減災対策の推進、災害対応力の強化といった、安全・安心に資する事業の一層の推進を目的に発行した債券です。地域社会の防災力向上に寄与すべく、本債券への投資を実施いたしました。

<横浜市「地震レジリエンス債」>

2025年に横浜市が発行した「浸水レジリエンス債」の取り組みに着目し、当社からのアプローチを契機に対話を重ねた結果、「地震レジリエンス債」という新たな枠組みの誕生へと繋がりました。本債券への投資を通じて防災インフラ整備を支援し、地域のレジリエンス向上に貢献してまいります。

今後も、自治体との連携を深め、防災・減災を推進する投資活動を継続的に発展させていく方針です。



横浜市「地震レジリエンス債」充当事業、無電柱化の整備状況（写真提供：横浜市）

5. 気候変動への対応（環境負荷軽減に向けた取組み）



「環境方針」のもと、環境マネジメントシステムの運用にて環境保全活動を推進しています。重点管理項目に①電気の適正利用・②紙の適正使用・③廃棄物の適正処理を特定し、環境負荷軽減を意識して業務に取り組み、各種対策を行っています。2023年度のフリーアドレス制の導入を契機として、これまでも推進してきたデジタルを活用した業務見直しとペーパーレス化をさらに加速させ、コピー用紙使用量の抑制・節電対策・グリーン購入の徹底等、省エネルギー、省資源及び資源のリサイクルに取り組んでまいりました。また、社有車にはトヨタ自動車の新型燃料電池自動車（FCV）の「MIRAI」を導入しています。「MIRAI」は、水素を燃料とし、空気中の酸素と化学反応させて電気をつくる「燃料電池」の搭載により、モーターで走行することから、地球温暖化の原因となる二酸化炭素を排出しない「究極のエコカー」と呼ばれています。

2021年度からは、事業活動に伴う環境負荷を把握するため、温室効果ガス排出量の計測を行っています。温室効果ガス排出量の抑制・削減等、低炭素社会の実現に向けた取り組みをさらに進めてまいります。また、環境保全活動を推進することを通じてSDGsの目標の達成に貢献してまいります。



サステナビリティの取り組み

6. ダイバーシティ、エクイティ&インクルージョンの推進



多様な価値観を持った社員が働きがいを感じて能力を最大限発揮できるように取り組みを行っています。

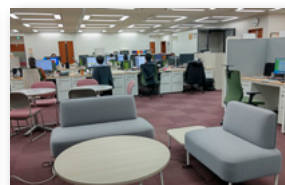
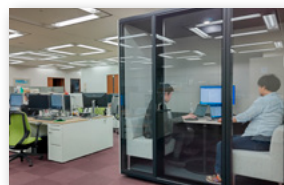
<多様な働き方への対応>

制約の有無によらず、柔軟な働き方ができる環境を整えるため、以下の取り組みを実施しています。

- ・全社員を対象としたリモートワーク、タイムシフトや時間単位の有給休暇及び中抜け等により、勤務時間の柔軟性を高めています。
- ・全社員へのシンククライアント端末、スマートフォンの貸与や、チャットツールの導入等により、ハイブリッドワークにおける働きやすさを実現しています。

<フリーアドレスの導入>

リモートワークの浸透により空いたオフィススペースを有効活用し、出社時の社員のコミュニケーションを活性化するため、事務所内をフリーアドレス制としました。また、web会議ブースを導入し、リモートワーク中の社員とのスムーズな情報交換の場として活用しています。



<勤務間インターバル>

終業時刻から次の始業時刻の間に、原則11時間以上のインターバル時間を設け、社員の生活時間や睡眠時間の確保に努めています。

<女性活躍推進>

2021年4月より女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定、推進しています。

2022年度には女性ライン管理職が誕生し、2024年度末における管理職に占める女性の割合は25.0%となりました。2022年7月には、女性活躍推進に関する取組の実施状況が優良な事業主として、厚生労働大臣より「えるぼし」認定の最高ランクである3つ星の認定を取得しました。



<次世代法に基づく取り組み>

社員が働きやすい職場環境を実現し、すべての社員がその能力を十分に発揮できるよう、2025年4月より次世代法に基づく一般事業主行動計画を策定し、取り組みを開始しました。初年度である2025年度は、育児休業または子の出生休暇の取得率100%及び有給休暇取得率60%を達成しました。

<男性育児休業取得促進>

男性の育児休業を推進するため、2023年度に出生時育児休業（産後パパ育休）に相当する日数の特別有給休暇を創設しました。現在までに男性社員3名が取得し、対象者100%の取得を継続しています。また、リモートワーク等も活用し、男性社員の育児をサポートしています。



<ダイバーシティ教育>

社内にダイバーシティの意識を定着させるため、継続して社内研修等を実施しています。管理職を対象としたイクボス研修や全社員対象のダイバーシティ研修を行うとともに、研修内容を振り返る機会を設けることで定着を図っています。

7. 地域・社会貢献の取り組み



<ボランティア活動>

中央区の「花咲く街角ボランティア」に参加し、本社オフィス前の花壇へ草花の植付けとその管理を行うなど、花や緑に包まれた美しいまち、清潔なまちづくりに取り組んでいます。また、社会貢献活動の支援制度とし、最長で1ヶ月間取得できるボランティア休暇を設けています。

<すべての当社役職員が「防災士」資格を取得>

防災・危機管理に精通した人材を育成し、地震再保険会社として有事の際の対応力を強化するとともに、地域防災の担い手として社会の防災力向上にも寄与するため、すべての当社役職員が「防災士」資格を取得しました。今後も、防災士資格の取得を通じて得た知識などを活かし、地震保険の普及や防災・減災への取り組みを推進してまいります。



地震保険と再保険のしくみ

地震保険は、居住の用に供する建物またはそれに収容される家財を対象とする火災保険にセットして契約することになっており、地震保険のみを単独で契約することはできません。火災保険を契約する際、地震保険を希望しない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に押印が必要です。

また、現在ご契約の火災保険の契約時に地震保険を契約しなかった場合でも、保険期間の中途から地震保険を契約することもできます。なお、警戒宣言(※)が発せられた場合、契約できなくなる地域があります。

※詳しくは警戒宣言が発令されたとき(P37)、用語の解説(P81)をご覧ください。

■ 補償される損害

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の対象について生じた損害

火災保険では、①地震等による火災(及びその延焼、拡大損害)によって生じた損害②火災が地震等によって延焼、拡大したことにより生じた損害はいずれも補償の対象とはなりません。これらの損害を補償するためには地震保険が必要です。

■ 保険の対象

居住の用に供する建物または家財(生活用動産)

以下のものは対象外となります。

工場、事務所専用の建物など住居として使用されない建物、1個または1組の価額が30万円を超える貴金属・宝石・骨とう、通貨、有価証券(小切手、株券、商品券等)、預貯金証書、印紙、切手、自動車等

なお、建物と家財のそれぞれでご契約いただく必要があります。保険の対象が建物だけの場合、建物に収容されている家財に損害が生じて、保険金は支払われません。

■ 保険期間

短期、1年または長期(2年～5年)

■ 保険金額

火災保険(※)の保険金額の30%～50%の範囲内で地震保険の保険金額を契約者に設定していただきます。ただし、建物は5,000万円(※)、家財は1,000万円が限度です。

※火災保険

普通火災保険、住宅火災保険、住宅総合保険、積立火災保険、積立火災総合保険、積立生活総合保険、店舗総合保険等

※マンション等の区分所有建物の保険金額は、各区分所有者ごとに専有部分と共有持分を合わせて、5,000万円が限度となります。

■ 保険金の支払

地震保険では、保険の対象である建物または家財の損害の程度に応じて、保険金額の一定割合が支払われます。

(表1)

保険の対象	損害の程度	保険金支払額
建 物 ・ 家 財	全 損	保険金額の100% 〔時価 ^(※) が限度〕
	大 半 損	保険金額の60% 〔時価の60%が限度〕
	小 半 損	保険金額の30% 〔時価の30%が限度〕
	一 部 損	保険金額の5% 〔時価の5%が限度〕

(注) 損害の程度が一部損に至らない場合は、保険金は支払われません。

保険金をお支払いできない主な場合

- ・ 故意もしくは重大な過失または法令違反による事故
- ・ 地震等の際の紛失・盗難の場合
- ・ 戦争、内乱などによる損害
- ・ 地震等が発生した翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- ・ 門、塀、または垣のみの損害など、主要構造部に該当しない部分のみの損害

損害の認定基準

損害の程度別の主な認定基準は以下のとおりです。

(表2)

損害の程度	建	物	家 財
	主要構造部 ^(注) の損害額	焼失、流失した床面積 (一部損は床上浸水等)	家財の損害額
全 損	建物の時価の 50%以上	建物の延床面積の 70%以上	家財の時価の 80%以上
大 半 損	建物の時価の 40%以上50%未満	建物の延床面積の 50%以上70%未満	家財の時価の 60%以上80%未満
小 半 損	建物の時価の 20%以上40%未満	建物の延床面積の 20%以上50%未満	家財の時価の 30%以上60%未満
一 部 損	建物の時価の 3%以上20%未満	建物が床上浸水または地盤面から 45cmを超える浸水を受け損害が生じ た場合で、当該建物が全損、大半損、 小半損または一部損に至らない場合	家財の時価の 10%以上30%未満

(注) 詳しくは用語の解説 (P81) をご覧ください。

※時価
新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

津波による損害、地盤液状化による損害の場合の損害の程度別の主な認定基準は以下のとおりです。

(表3)

損害の程度	津波による損害		「地震等」を原因とする地盤液状化による損害	
			傾斜	最大沈下量
全 損	下記以外	180cm以上の床上浸水を被った場合または地盤面から225cm以上の浸水を被った場合	1.7/100 (約1°) を超える場合	30cmを超える場合
	平屋建て	100cm以上の床上浸水を被った場合または地盤面から145cm以上の浸水を被った場合		
大 半 損	下記以外	115cm以上180cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より160cm以上225cm未満の浸水を被った場合	1.4/100 (約0.8°) を超え、1.7/100 (約1°) 以下の場合	20cmを超え、30cm以下の場合
	平屋建て	75cm以上100cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より80cm以上145cm未満の浸水を被った場合		
小 半 損	下記以外	115cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より45cmを超え160cm未満の浸水を被った場合	0.9/100 (約0.5°) を超え、1.4/100 (約0.8°) 以下の場合	15cmを超え、20cm以下の場合
	平屋建て	75cm未満の床上浸水を被った場合または地盤面より45cmを超え80cm未満の浸水を被った場合		
一 部 損	基礎の高さ以上の浸水を被った場合で全損、大半損または小半損に至らないとき		0.4/100 (約0.2°) を超え、0.9/100 (約0.5°) 以下の場合	10cmを超え、15cm以下の場合

- (注) 1. (表3) の内容は木造建物 (在来軸組工法、枠組壁工法)、共同住宅を除く鉄骨造建物 (鉄骨系プレハブ造建物等の戸建て住宅) について適用します。家財には適用しません。
2. (表2) と (表3) の内容を併せて認定することは出来ません。
3. 保険始期が2016年12月31日以前の契約は損害の程度の区分が上記の表とは異なります。

■ 保険金総支払限度額

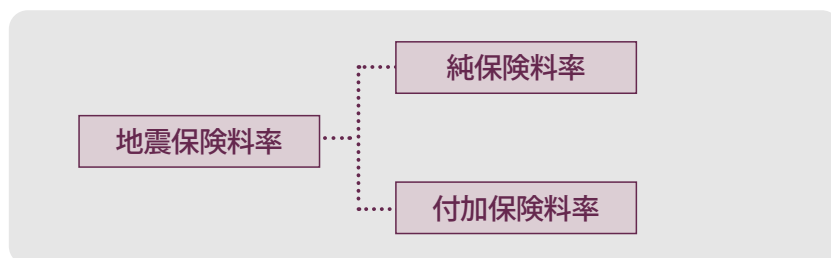
1回の地震等につき支払われる保険金の総支払限度額(※)は、2021年4月1日に改定され、12兆円となっています。支払うべき保険金の総額が総支払限度額を超過する場合、法律によって各契約ごとの保険金を削減することができます。

※総支払限度額

「地震保険に関する法律」に基づき、1回の地震等により政府及び民間保険会社が支払う保険金の総支払限度額が定められています。詳しくは保険責任の負担と再保険の流れ(P38)、用語の解説(P81)をご覧ください。

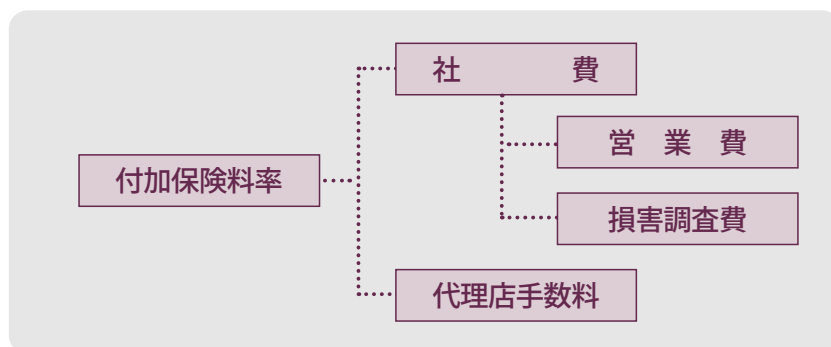
■ 保険料率

地震保険料率は「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づき、損害保険料率算出機構が算出しており、将来の保険金の支払いに充てられる部分である「純保険料率」と保険会社の経費等に充てられる部分である「付加保険料率」から構成されています。



「純保険料率」は、政府の機関である地震調査研究推進本部(※)が「確率論的地震動予測地図」を作成する際に使われた、今後被害をもたらす可能性があるとして想定した全ての地震を対象に、仮に現在の状況下で発生した場合に、地震保険で支払われる保険金がどのくらいになるかを個々の地震の被害予測シミュレーションにより予測し、これから1年間あたりの予想支払保険金を求めることで算出しています。

「付加保険料率」は、社費と代理店手数料から構成されており、社費は営業費と損害調査費から構成されています。地震保険は公共性が高く、政府が再保険を引き受けていることから、利潤が織り込まれておらず、また、火災保険に付帯して加入する方式により、営業費を可能な限り低くしています。



実際に適用される保険料率は、保険の対象である建物及び家財を収容する建物の構造別、所在地別に定めている基本料率に、耐震性能に応じた割引率を乗じることで計算します。

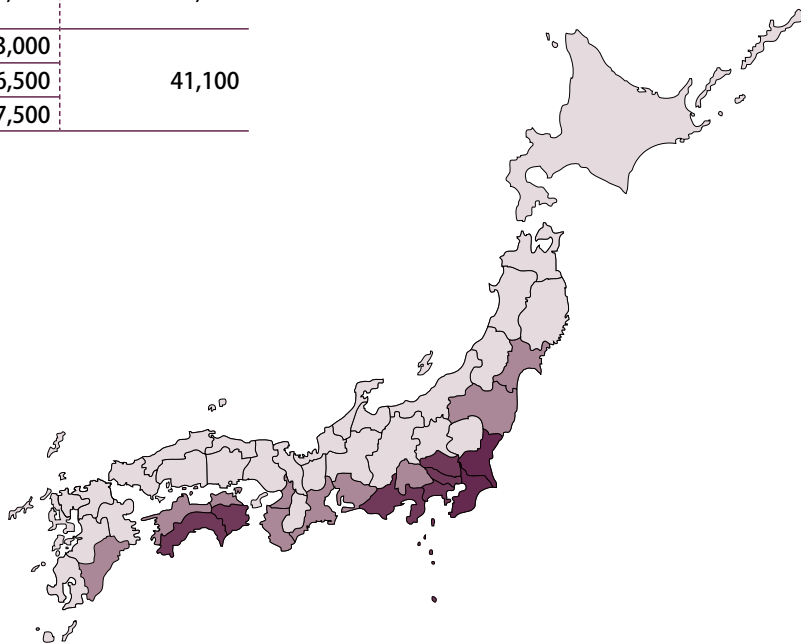
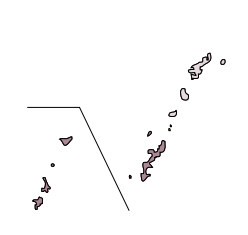
※地震調査研究推進本部

阪神・淡路大震災を契機に、地震調査研究の推進体制の整備等を目的として、地震防災対策特別措置法が制定され、同法に基づき1995年7月に設置されました。

基本料率（建物、家財とも）▶保険料の一例

保険金額1,000万円あたり、保険期間1年（単位：円）

等地	都道府県	イ構造※	ロ構造※
1	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県	7,300	11,200
2	宮城県、福島県、山梨県、愛知県、三重県、大阪府、和歌山県、香川県、愛媛県、宮崎県、沖縄県	11,600	19,500
3	茨城県、徳島県、高知県	23,000	
	埼玉県	26,500	41,100
	千葉県、東京都、神奈川県、静岡県	27,500	



※ 地震保険の建物の構造区分は、イ構造とロ構造の2つに区分されます。これはセットで契約する火災保険の構造区分により区分されます。

イ構造→火災保険の構造区分がM・T構造、A・B構造または特・1・2級構造の場合（主として鉄骨・コンクリート造の建物）

ロ構造→火災保険の構造区分がH構造、C・D構造または3・4級構造の場合（主として木造の建物）。木造の建物であっても、建築基準法に定める耐火建築物・準耐火建築物、省令準耐火建築物に該当する等、イ構造となる場合もあります。

割引率

以下の場合に、**基本料率が割り引かれます**。ただし、重複適用はできません。なお、割引の適用を行うためには、所定の確認資料が必要となります。

1. 免震建築物割引

法律に基づき定められた**免震建築物**（※）である建物またはその建物に収容された家財

割引率	50%
-----	-----

※ 免震建築物

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項により免震建築物であると評価された建築物を指します。

2. 耐震等級割引

法律に基づき定められた**耐震等級（※）**に該当する建物またはその建物に収容された家財

割引率	耐震等級3	50%
	耐震等級2	30%
	耐震等級1	10%

※耐震等級

住宅の耐震等級とは、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく日本住宅性能表示基準に定められた表示事項の一つである耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）または国土交通省の定める「耐震診断による耐震等級（構造躯体の倒壊防止）の評価指針」において住宅の耐震性能を評価した指標のことをいい、次のとおり定められています。

耐震等級3	極めて稀に（数百年に一度程度）発生する地震による力（建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの）の1.5倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級2	極めて稀に発生する地震による力の1.25倍の力に対して倒壊・崩壊しない程度
耐震等級1	極めて稀に発生する地震による力に対して倒壊・崩壊しない程度

3. 耐震診断割引

耐震診断または耐震改修の結果、法律の規定と同等の**耐震性能を有すること（※）**が確認できた建物またはその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

※耐震性能を有すること

建築基準法に定める現行耐震基準に適合することを指します。

4. 建築年割引

1981年6月以降に新築された建物またはその建物に収容された家財

割引率	10%
-----	-----

長期契約の料率

長期契約（2年～5年、長期保険保険料払込特約条項を付した契約）の保険料率は、基本料率と割引率から算出された料率に以下の長期係数を乗じたものとなります。

期間	2年	3年	4年	5年
係数	1.90	2.85	3.75	4.70

保険料計算例

所在地：茨城県

建物構造：イ構造（非木造）

建築年月：2000年1月の建物の場合

主契約となる火災保険の保険金額：建物2,000万円、家財1,000万円

保険期間：1年

- 地震保険の保険金額を決定：ここでは付保割合（※）を50%とします。
 建物の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50%＝1,000万円
 家財の保険金額の計算：火災保険の保険金額×50%＝500万円
- 保険料率を確認：茨城県のイ構造の基本料率→2.30（保険金額1,000円あたりの保険料）
- 割引率の確認：1981年6月以降新築→建築年割引を適用し、割引率は10%

※付保割合

火災保険金額に対する地震保険金額の割合を指します。地震保険では30～50%の範囲内で設定することとなっています。

●建物 地震保険料の計算：
$$\frac{\text{地震保険金額} \times \text{基本料率}}{2.07} \times \text{割引率} = 20,700\text{円}$$

●家財 地震保険料の計算：
$$\frac{\text{地震保険金額} \times \text{基本料率}}{2.07} \times \text{割引率} = 10,350\text{円}$$

地震保険料控除制度

2007年1月に地震保険料控除制度が創設されました。地震保険の払込保険料に応じて、一定の額（所得税は最高5万円、個人住民税は最高2万5千円）がその年のご契約者（保険料負担者）の課税所得から差し引かれ、税負担が軽減されます。

※経過措置として以下の要件を満たす一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料については、地震保険料控除の対象とすることができます。

- (1) 2006年12月31日までに締結した契約（保険期間又は共済期間の始期が2007年1月1日以後のものは除く）
- (2) 満期返戻金等のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
- (3) 2007年1月1日以後にその損害保険契約等の変更をしていないもの

ただし、ある一つの損害保険契約等又はある一つの長期損害保険契約等が、地震保険契約と一定の長期損害保険契約のいずれにも該当する場合には、納税者の選択によりいずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。

参考 警戒宣言が発令されたとき

大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令されたときは、同法で指定する東海地震に係る地震防災対策強化地域内に所在する建物または家財について、地震保険（新規・増額）はお引き受けできません（前年同条件での更改契約を除く）。

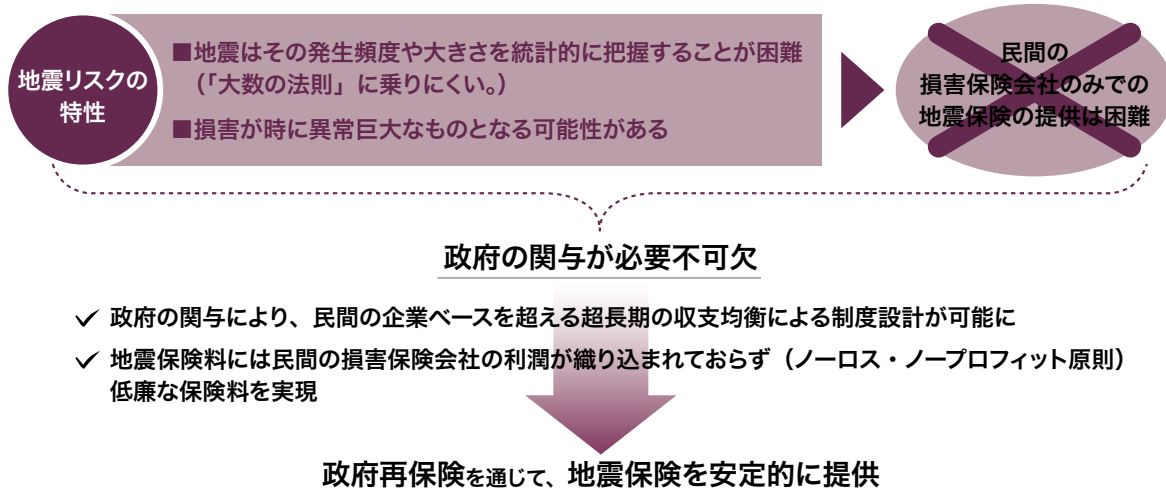
東海地震に係る地震防災対策強化地域（2012年4月1日現在）



再保険のしくみ

■ 国(政府)の関与

地震リスクが持つ特性により、民間の損害保険会社のみで地震保険制度を運営することは困難であることから、政府が再保険を通じて関与することで、国民に対し低廉な保険料で安定的に地震保険を提供することが可能となっています。



■ 保険責任の負担と再保険の流れ

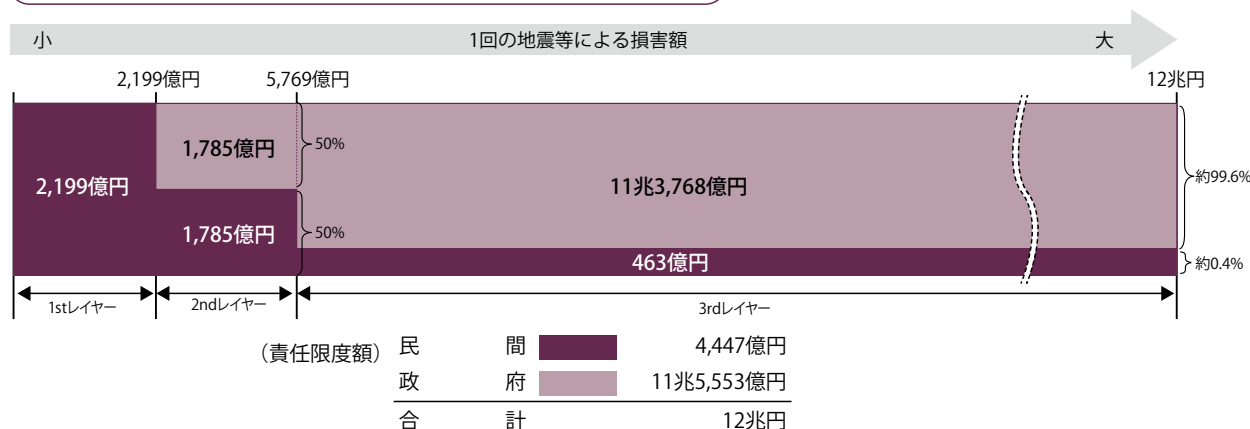
被災されたご契約者に支払われる保険金は、最終的に政府、民間（損害保険会社及び当社）が、1回の地震等毎にそれぞれ決められた限度額の範囲内で負担します。

この保険金を分担するしくみとして、わが国の地震保険制度では再保険方式が採用されており、当社は、官民間の再保険取引に関する業務を一元的に処理することで「官と民の架け橋」とも言うべき機能を果たしています。

◎ 保険責任の負担

1回の地震等により支払われる保険金の総額にはあらかじめ限度額が設けられています。これを総支払限度額といい、関東大震災規模の地震が再来した場合であっても保険金の支払いに支障が生じないように設定されています。現在の総支払限度額は12兆円となっています。この総支払限度額の枠内での、政府、民間それぞれの責任負担の方法と限度額の取り決めを図示したものが「再保険スキーム」です。

再保険スキーム（2026年4月2日以降発生した地震等に適用）



1回の地震等により支払われる保険金の額が2,199億円に達するまで（1stレイヤー）は民間が負担します。2,199億円を超え5,769億円に達するまで（2ndレイヤー）は政府・民間が50%ずつ負担します。5,769億円を超える部分（3rdレイヤー）については政府がその大半（約99.6%）を負担します。

このように1回の地震等による支払が一定の額を超える場合に、その超過部分の責任を負担する方式を超過損害額再保険方式といいます。

大規模地震が発生した場合の責任負担の具体例

1回の地震等により2兆円の保険金が支払われた場合、民間、政府それぞれの負担額は以下のとおりとなります。

（単位：億円）

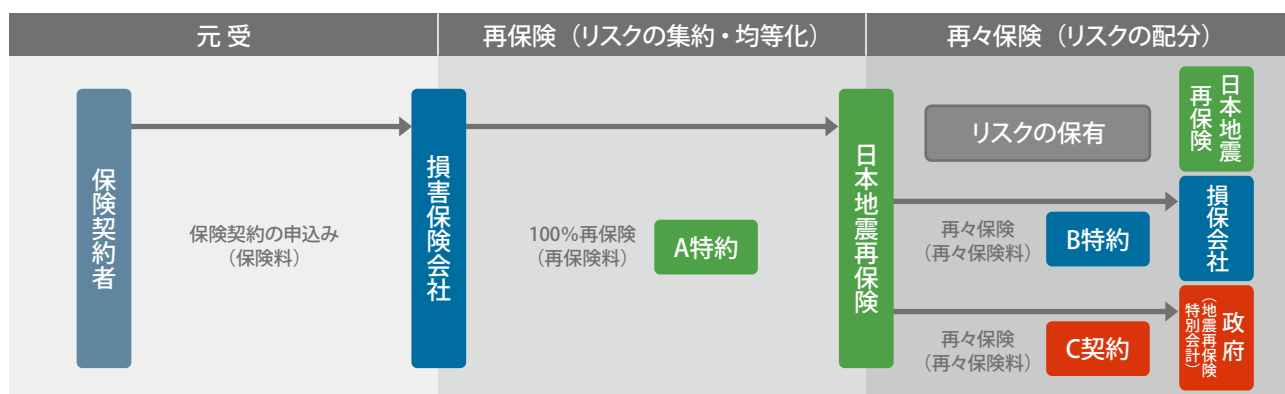
支払保険金 負担者		2,199億円までの部分	2,199億円を超え 5,769億円までの部分	5,769億円を超え 2兆円までの部分	負担額の合計
民	間	2,199	1,785	約58	約4,042
政	府	—	1,785	約14,173	約15,958
合	計	2,199	3,570	14,231	20,000

地震保険と再保険のしくみ

◎再保険の流れ

政府、損害保険会社及び当社が、それぞれ保険責任を公平に負担するためには、損害保険会社が引き受けたリスクをいったん集約し、均等化したうえでそれぞれに配分する必要があります。また、保険責任を負担する対価としてそれぞれ保険料(再・再々保険料)を受け取る必要があります。このリスクの集約、均等化、配分及び保険料(再・再々保険料)の授受を行うために、当社を中核にして再保険取引を行っています。

損害保険会社が引き受けた地震保険の契約は、いったんすべて当社に出再(再保険)され、リスクを均等化します。その後、当社が保有するリスクを除き、政府及び損害保険会社に対し、それぞれが負担するリスクの度合いに応じて、再度出再(再々保険)しています。



A特約：地震保険再保険特約(A) 損害保険会社 ⇄ 当社

損害保険会社は、「地震保険に関する法律」に基づいて引き受けた地震保険契約の保険責任の全額を漏れなく当社に再保険し、当社は異議なくこれを引き受けることが定められています。したがって、損害保険会社は引き受けた地震保険契約を選択して再保険することはできず、また、当社は「地震保険に関する法律」に基づく契約であれば、損害保険会社が引き受けた保険責任の再保険を拒否することはできません。

B特約：地震保険再保険特約(B) 当社 ⇄ 損害保険会社

A特約によって引き受けた保険責任のうちの一定部分を、損害保険会社に再々保険することが定められています。各損害保険会社の引受割合は、地震保険の危険準備金残高等に応じて決められています。

C契約：地震保険超過損害額再保険契約 当社 ⇄ 政府

当社は、「地震保険に関する法律」に基づいて政府と地震保険超過損害額再保険契約を締結しています。A特約によって引き受けた保険責任のうちの一定部分を「地震保険に関する法律」等にしたがい政府に再々保険しています。なお、政府の再保険責任の限度額は、毎年度、国会の議決を経て決められています。

◎再保険割合

前項の「再保険の流れ」のとおり、いったん当社に全額出再された保険料は、政府及び損害保険会社に、それぞれが負担するリスクの度合いに応じて再々保険されますが、その際の配分の基準となる割合を再保険割合といいます。

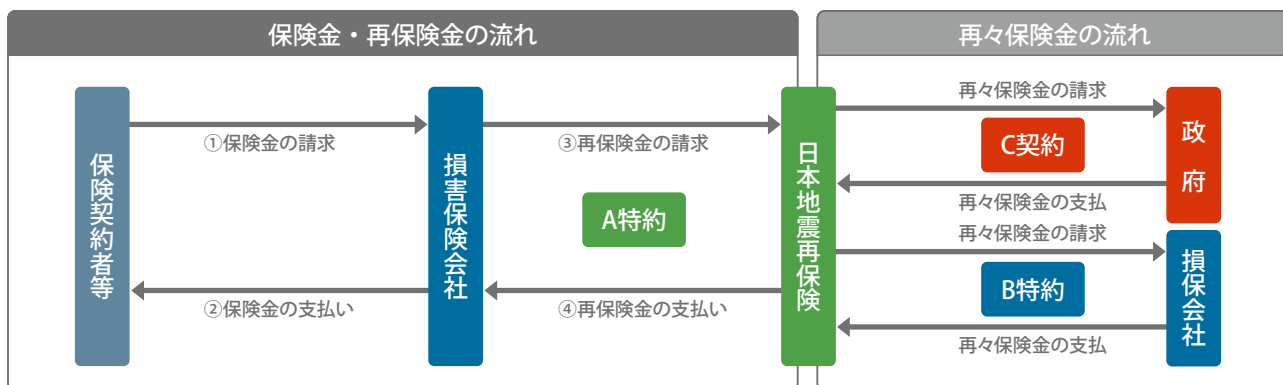
再保険割合は、現在の契約状況をもとに、今後発生しうるすべての地震(文部科学省地震調査研究推進本部が公表している「確率論的地震動予測地図」の作成に用いられた震源モデル)による損害シミュレーションを行い、震源モデル毎の予想支払保険金、政府・民間の予想負担額、当該震源モデルの発生頻度等を加味して計算されます。

現在の再保険スキーム(2026年4月2日以降に発生した地震に適用)における2026年度の再保険割合(当初の理論値)は以下のとおりです。

	民間	政府
再保険割合	約37.4%	約62.6%

◎再保険金の流れ

地震等により損害が生じた場合、まず損害保険会社にご契約者等に保険金をお支払いします。その後、当社は損害保険会社からその支払った保険金の全額の請求を受け、A特約の再保険金として支払います。当社は、再保険スキームにしたがい政府及び損害保険会社に再々保険金の請求を行います。



巨大地震等の発生時には、ご契約者と直接保険契約を結んでいる損害保険会社は一時に多額の資金を準備しなくてはなりません。そのため、損害保険会社にご契約者に実際に保険金を支払う前に、発生した地震による損害額の大まかな見込みのもとで保険金支払いに必要となる資金を事前に供給することができる**概算払制度**が設けられています。

■ 保険料の積立

わが国は世界有数の地震国ですが、それでも地震災害は他の保険事故に比べると発生頻度が極めて低く、またいったん発生した場合に巨額の損害をもたらすこともある地震について、それがいつ発生するかを予測することは困難です。そのため、**地震保険料は経費部分を除いたすべての額を将来の大規模な地震災害に備えて準備金として積み立てることが地震保険に関する法律により義務付けられています。**さらに、積み立てられた準備金から生じる運用益も全て準備金として積み立てています。

民間は地震保険危険準備金として、政府は地震再保険特別会計において政府責任準備金としてそれぞれ積み立てており、2025年度末の残高は右表のとおりとなっています。

民間	7,918億円
政府	2兆3,226億円
合計	3兆1,145億円

- (注) 1. 民間の危険準備金には、税効果会計による繰延税金資産相当額が含まれています。
2. 政府責任準備金については、政府の2025年度決算が確定した時点で確定値となります。

なお、当社は、損害保険会社の再保険料の管理を各社から受託し、当社分と合わせ民間の積立金を一括して管理・運用しています。

(これまで積み立てた準備金の残高を超えて保険金をお支払いする必要がある場合)

政府(地震再保険特別会計)は再保険金の支払いのために借入れをすることができ、円滑に再保険金を支払うことが可能となっています。また、民間の損害保険会社についても、保険金の支払いのために特に必要があるときは、政府が資金のあっせん又は融通に努めることとなっており(地震保険に関する法律第8条)、**巨大地震にも対応できるしくみ**となっています。

地震保険と再保険のしくみ

2025年度 再保険金の支払状況

2025年度の再保険金支払額は、青森県東方沖を震源とする地震の再保険金を中心に、24,483件（保険証券の件数ベース）、約154億円となりました。主な地震等の支払状況は以下の通りです。

地震等	発 生 日	マグニ チュード	再 保 険 金	
			証券件数 (件)	支払額 (百万円)
1. 青森県東方沖を震源とする地震	2025年 12月 8日	7.5	6,773	4,101
2. 令和6年能登半島地震	2024年 1月 1日	7.6	6,338	3,802
3. 福島県沖を震源とする地震	2022年 3月 16日	7.4	2,125	2,040
4. 日向灘を震源とする地震	2025年 1月 13日	6.6	2,599	1,589
5. 日向灘を震源とする地震	2024年 8月 8日	7.1	1,847	920
その他	—	—	4,801	2,976
合計	—	—	24,483	15,431

再保険金支払額上位20地震等

地震保険制度発足以来、再保険金の支払額が多かった上位20地震等は以下のとおりです。

(2026年3月31日現在)

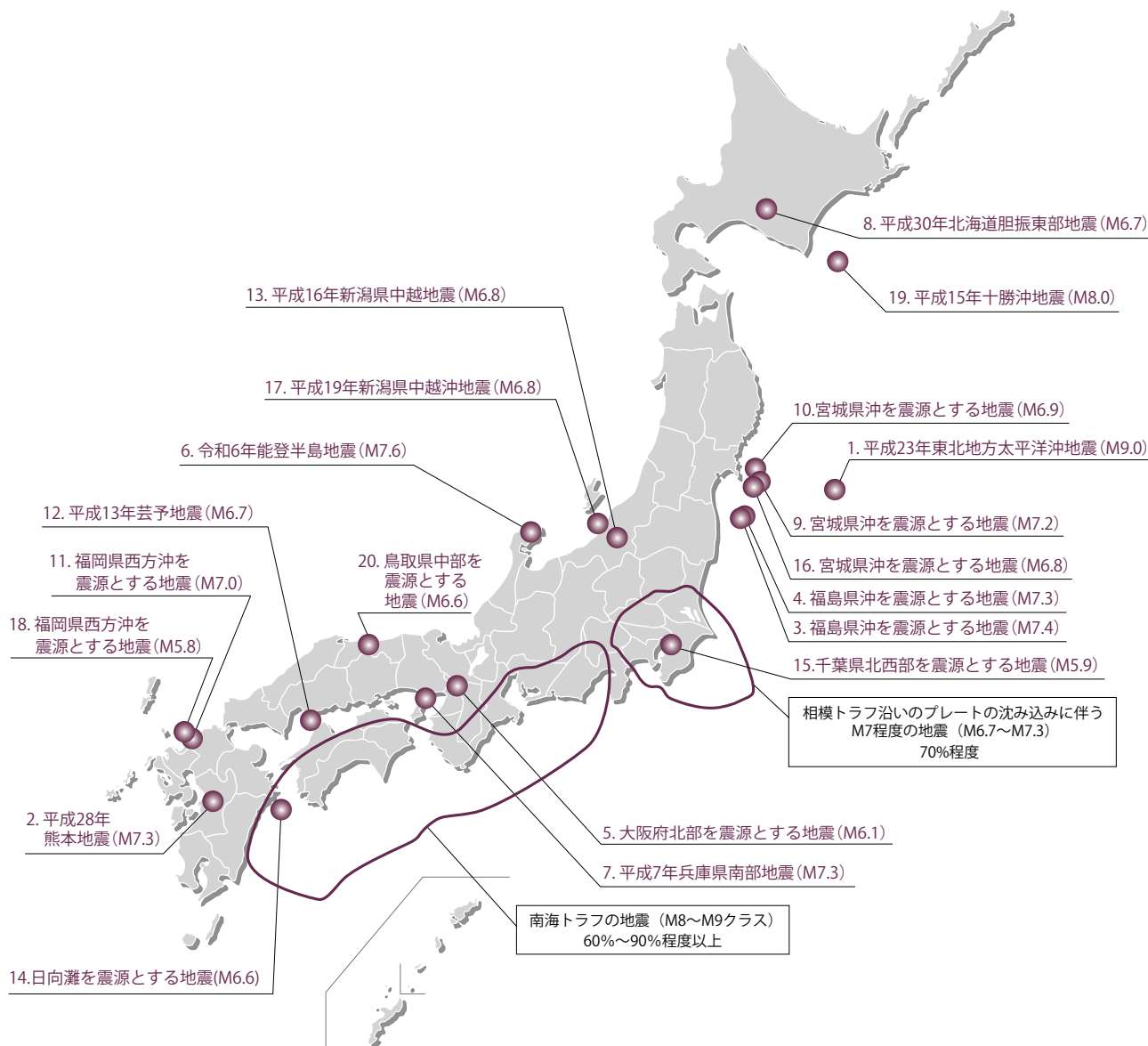
地震等	発 生 日	マグニ チュード	再 保 険 金	
			証券件数 (件)	支払額 (百万円)
1. 平成23年東北地方太平洋沖地震	2011年 3月 11日	9.0	826,557	1,289,749
2. 平成28年熊本地震	2016年 4月 14日	7.3	215,930	391,384
3. 福島県沖を震源とする地震	2022年 3月 16日	7.4	341,294	280,314
4. 福島県沖を震源とする地震	2021年 2月 13日	7.3	246,883	251,550
5. 大阪府北部を震源とする地震	2018年 6月 18日	6.1	160,049	125,208
6. 令和6年能登半島地震	2024年 1月 1日	7.6	119,913	108,011
7. 平成7年兵庫県南部地震	1995年 1月 17日	7.3	65,427	78,346
8. 平成30年北海道胆振東部地震	2018年 9月 6日	6.7	74,431	53,898
9. 宮城県沖を震源とする地震	2011年 4月 7日	7.2	31,019	32,415
10. 宮城県沖を震源とする地震	2021年 3月 20日	6.9	23,608	18,988
11. 福岡県西方沖を震源とする地震	2005年 3月 20日	7.0	22,066	16,973
12. 平成13年芸予地震	2001年 3月 24日	6.7	24,453	16,942
13. 平成16年新潟県中越地震	2004年 10月 23日	6.8	12,610	14,898
14. 日向灘を震源とする地震	2022年 1月 22日	6.6	22,671	13,478
15. 千葉県北西部を震源とする地震	2021年 10月 7日	5.9	19,216	12,756
16. 宮城県沖を震源とする地震	2021年 5月 1日	6.8	11,380	8,315
17. 平成19年新潟県中越沖地震	2007年 7月 16日	6.8	7,873	8,251
18. 福岡県西方沖を震源とする地震	2005年 4月 20日	5.8	11,338	6,430
19. 平成15年十勝沖地震	2003年 9月 26日	8.0	10,553	5,990
20. 鳥取県中部を震源とする地震	2016年 10月 21日	6.6	7,282	5,627

(注) 上表の上位20地震等のうち、地震発生当時の再保険スキームにより政府の責任負担が発生した地震等及び政府負担額は以下の通りとなります。なお、順位は上表の順位を表記しています。(P38参照)

地震等	政府負担額 (百万円)	地震等	政府負担額 (百万円)
1. 平成23年東北地方太平洋沖地震	587,374	4. 福島県沖を震源とする地震	131,037
2. 平成28年熊本地震	138,042	5. 大阪府北部を震源とする地震	18,404
3. 福島県沖を震源とする地震	84,279	7. 平成7年兵庫県南部地震	6,173

当社で過去にお支払いした再保険金の上位20地震等の震源地及びマグニチュードは、下図のと通りの分布となっております。地震等の名称に記載の番号は、支払額の順位です。

また、参考までに、政府の地震調査研究推進本部が発表している相模トラフ沿いのプレートの沈み込みに伴うM7程度の地震及び南海トラフの地震の震源域*と今後30年以内の発生確率を併記しております。



※震源域は、相模トラフ沿いの地震及び南海トラフの地震の最大クラスのものを図示

都道府県別の契約状況

都道府県			世帯数 (A) (千世帯)	証券件数 (B) (千件)	世帯加入率 (B/A) %	都道府県			世帯数 (A) (千世帯)	証券件数 (B) (千件)	世帯加入率 (B/A) %
北海道			2,812	853	30.4	滋賀県			623	230	37.0
青森県			592	152	25.7	京都府			1,262	487	38.6
岩手県			534	152	28.6	大阪府			4,565	1,776	38.9
宮城県			1,052	562	53.5	兵庫県			2,630	941	35.8
秋田県			423	112	26.6	奈良県			613	221	36.1
山形県			442	115	27.4	和歌山県			443	154	34.8
福島県			800	297	37.2	鳥取県			241	78	32.7
茨城県			1,327	426	32.1	島根県			293	67	23.0
栃木県			875	301	34.5	岡山県			873	278	31.9
群馬県			890	255	28.7	広島県			1,345	478	35.6
埼玉県			3,555	1,197	33.7	山口県			657	205	31.2
千葉県			3,102	1,114	35.9	徳島県			338	111	32.8
東京都			7,682	2,808	36.6	香川県			452	168	37.2
神奈川県			4,604	1,717	37.3	愛媛県			657	205	31.2
新潟県			920	264	28.7	高知県			347	101	29.2
富山県			436	126	28.9	福岡県			2,571	1,018	39.6
石川県			501	163	32.5	佐賀県			348	108	31.2
福井県			306	110	36.2	長崎県			634	137	21.7
山梨県			377	139	37.0	熊本県			817	354	43.4
長野県			903	267	29.6	大分県			550	172	31.4
岐阜県			860	357	41.5	宮崎県			534	156	29.4
静岡県			1,655	545	32.9	鹿児島県			813	248	30.5
愛知県			3,499	1,566	44.8	沖縄県			713	132	18.6
三重県			821	279	34.0	全 国 計			61,287	21,723	35.4

(注) 1. 世帯数は総務省による。(2025年1月1日現在)
2. 証券件数は損害保険料率算出機構による。(2024年12月31日現在)

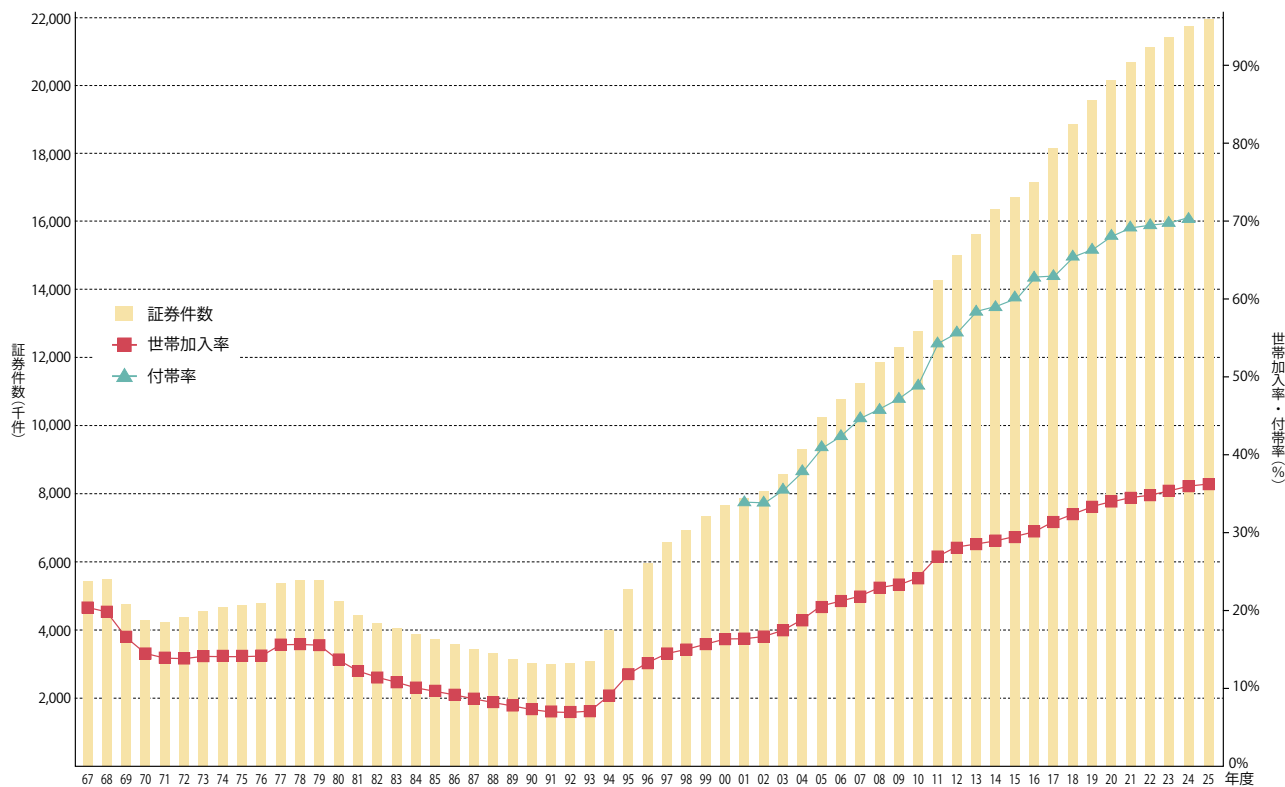
大きな地震災害が想定される地域の契約状況

地震名	世帯数 (A) (千世帯)	証券件数 (B) (千件)	世帯加入率 (B/A) %	今後30年以内に発生する確率
関東大地震	24,069	8,504	35.3	ほぼ0%~6%
首都直下地震	20,271	7,263	35.8	70%程度
南海トラフの地震	49,683	18,094	36.4	60~90%程度以上

関東大地震(1都8県) : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県
首都直下地震(1都4県) : 茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
南海トラフの地震(1都2府28県) : 茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

(注) 1. 世帯数、証券件数は当社で主な被災都府県を想定して作成。
2. 今後30年以内に発生する確率は、政府の地震調査研究推進本部の「2026年1月1日を基準日として算定した長期評価における地震発生確率」により、関東大地震の確率は「次の相模トラフ沿いのM8クラスの地震」、首都直下地震の確率は「相模トラフ沿いのプレートの沈み込みに伴うM7程度の地震」の確率としました。
また、南海トラフの地震の確率は「南海トラフの地震活動の長期評価(第二版一部改訂)」のすべり量依存BPTモデルによるものとしました。

契約状況の推移



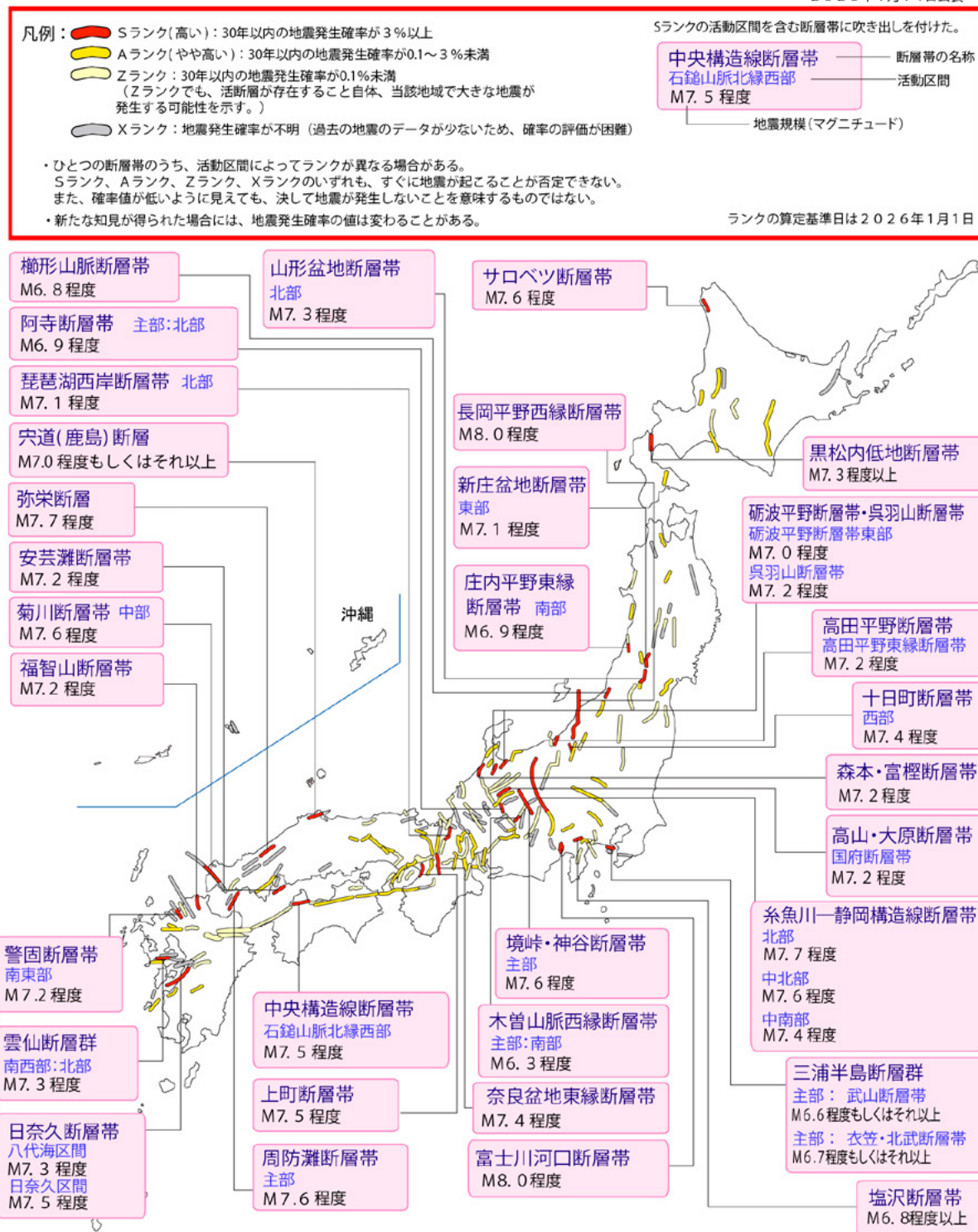
	世帯数 (A) (千世帯)	証券件数 (B) (千件)	世帯加入率 (B/A)%	付帯率 (%)
2013年度	55,952	15,601	27.9	58.1
2014年度	56,412	16,234	28.8	59.3
2015年度	56,950	16,809	29.5	60.2
2016年度	57,477	17,515	30.5	62.1
2017年度	58,007	18,105	31.2	63.0
2018年度	58,527	18,832	32.2	65.2
2019年度	59,071	19,545	33.1	66.7
2020年度	59,497	20,152	33.9	68.3
2021年度	59,761	20,651	34.6	69.0
2022年度	60,266	21,095	35.0	69.4
2023年度	60,779	21,360	35.1	69.7
2024年度	61,287	21,723	35.4	70.4
2025年度	—	21,946 ^{※1}	35.8 ^{※2}	—

- (注) 1. 世帯数は総務省による当該年度の1月1日現在の世帯数。
2. 証券件数は損害保険料率算出機構による当該年度12月31日現在の件数。
3. 付帯率は損害保険料率算出機構による。各年度中に契約された火災保険契約（住宅物件）に対する地震保険契約が付帯されている割合。
4. ※1は損害保険料率算出機構による2025年12月31日現在の速報値。※2は2025年1月1日現在の世帯数から算出した暫定値。

(参考)地震の長期評価

地震調査研究推進本部の「地震発生可能性の長期評価」（長期評価）が更新されました（2026年1月14日）。

2026年1月14日公表

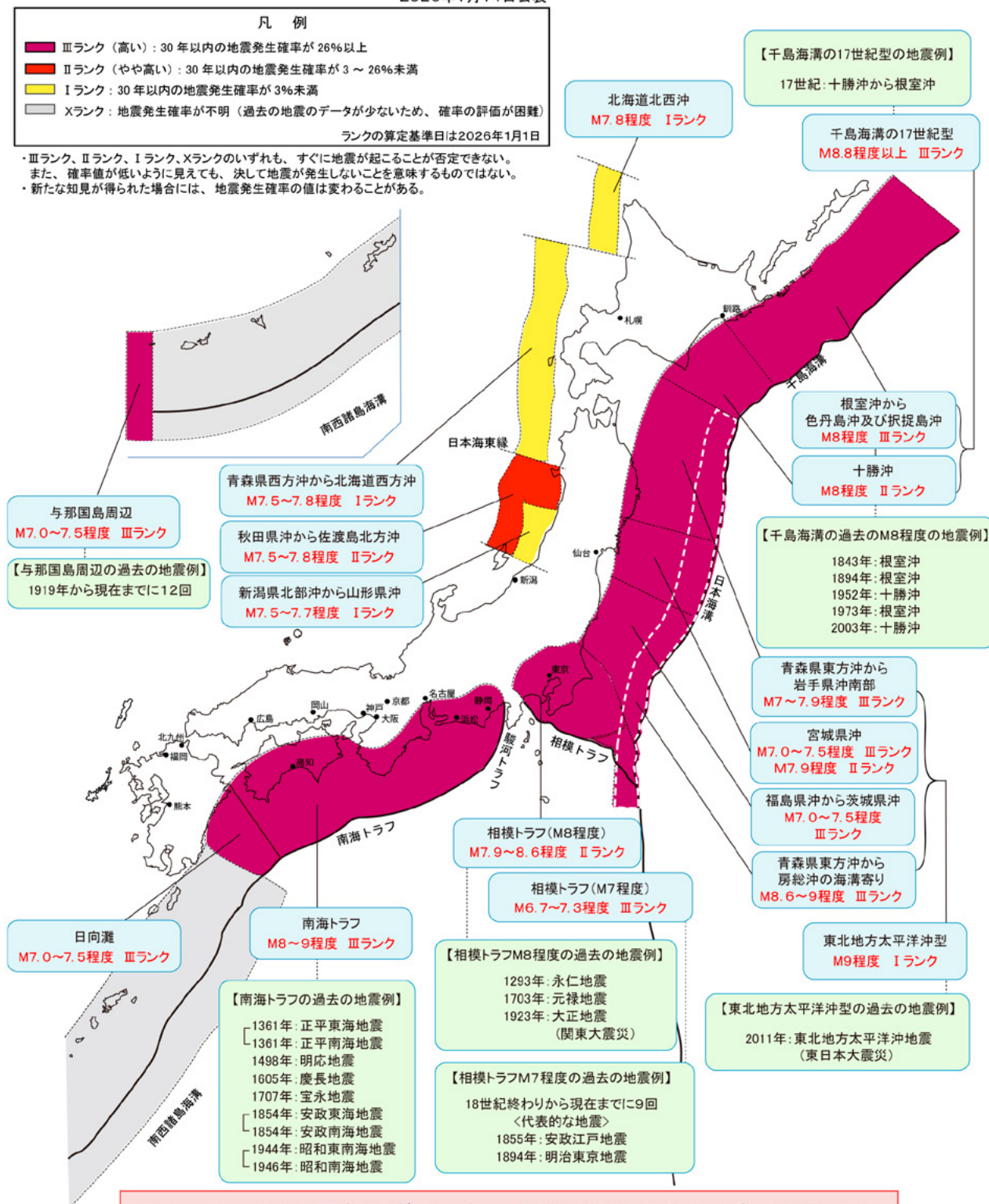


○ ランク分けに関わらず、日本ではどの場所においても、地震による強い揺れに見舞われるおそれがあります。

(出典：地震調査研究推進本部ホームページ資料)

主な海溝型地震の評価結果(ランク)

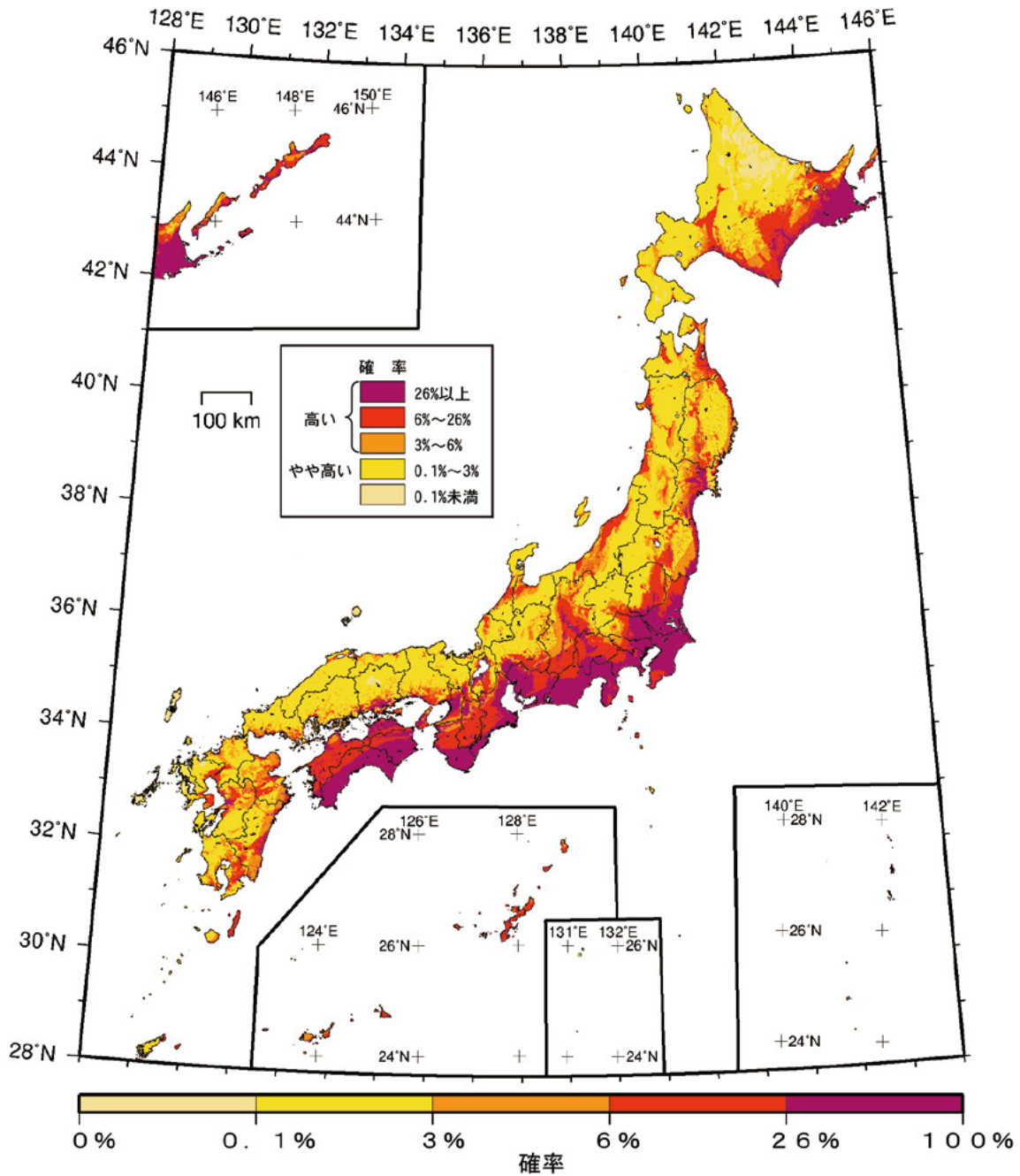
2026年1月14日公表



○ ランク分けに関わらず、日本ではどの場所においても、地震による強い揺れに見舞われるおそれがあります。

(出典: 地震調査研究推進本部ホームページ資料)

全国地震動予測地図2020年版（評価基準日 2020年1月1日）



（モデル計算条件により確率ゼロのメッシュは白色表示）

確率論的地震動予測地図：確率の分布

今後30年間に震度6以上の揺れに見舞われる確率
（平均ケース・全地震）

※最新の評価基準日に基づく「確率論的地震動予測地図」については地震ハザードステーション（J-SHIS）でご確認いただけます。
<https://www.j-shis.bosai.go.jp/map/>

（出典：地震調査研究推進本部ホームページ資料）

業界の損害保険の普及啓発・理解促進活動及び社会公共活動

1. 業界の損害保険の普及啓発・理解促進活動

当社では、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、損害保険の普及啓発・理解促進活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs (Sustainable Development Goals) の達成にも貢献しています。主な取組みは以下のとおりです。

1. 普及啓発・理解促進



国民一人ひとりがより自立的で、安心かつ豊かな生活を実現するためには、損害保険に関する金融リテラシー（「損害保険リテラシー」）は欠かせない生活スキルの一つです。消費者のリスク認識の一層の高揚を図り、損害保険の仕組みや役割を理解したうえで、適切かつ有効に活用いただけるよう、「損害保険リテラシー」の向上に取り組んでいます。

＜「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」＞

金融経済教育研究会（事務局：金融庁）は、保険商品に関する「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」として以下を掲げています。

- ①自分にとって保険でカバーすべき事象（死亡・疾病・火災等）が何かの理解
- ②カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解

消費者の皆さまに損害保険を理解いただくための取組みとして、損保協会ホームページや講師派遣活動などを通じて、損害保険に関する各種情報を発信しています。

(1) 損害保険の普及啓発・理解促進

① そんぽ学習ナビ

損保協会ホームページ内で教員支援サイト「そんぽ学習ナビ」を開設しています。本サイトでは、損保協会の教育支援ツール（教材）などを年齢層別にまとめています。

② 講師派遣活動

損害保険の仕組みや役割を理解していただくために、次のような各種講演会を全国で開催しています。

- ・高校生や高校教諭を対象とした講演会
- ・一般消費者を対象とした各種講演会
- ・大学生を対象とした講演会
- ・消費生活相談員を対象とした各種勉強会

③ 各種教育副教材の提供

高校生を主な対象に、日常生活のリスクと、そのリスクに備えるための損害保険について学習するための教材として、「明るい未来へTRY！～リスクと備え～」と「ソナソナ～備える者たちに幸あれ～」を提供しています。公益財団法人消費者教育支援センターが主催している「消費者教育教材資料表彰」において、「明るい未来へTRY!」は2023年に、「ソナソナ」は2025年に優秀賞を受賞するなど、各方面から評価を得ています。

2. 地震保険の普及・啓発



地震保険は、地震・噴火・津波による建物・家財の損害を補償します。法律に基づき国と損害保険会社が共同で運営する保険であり、被災者の生活再建資金を確保し、生活の安定に寄与する役割を担っています。

2023年度に火災保険を契約された方のうち、約7割の方が地震保険に加入しています。

地震リスクへの理解を促し、地震保険の普及・啓発を行うことは損害保険業界の社会的使命となっています。

損害保険業界では、地震保険を募集する損害保険代理店の支援、テレビ・新聞・インターネット・ポスターなどの広告を用いた地震リスクと地震保険の必要性を啓発する取組みなどを通じて、地震保険の理解促進および加入促進を図っています。



3. 自賠責保険の普及・啓発



自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防止のため、新聞・インターネット・ポスターなどの広告を通じた「自賠責保険広報活動」を1966年から実施しています。



4. 消費者行政機関等との対話・交流



各地域の消費者行政機関や消費者団体との対話・交流を通じた意見・情報交換を実施しています。また、各地域の消費生活相談員向けに、一般消費者から損害保険に関する相談対応の参考となるよう、勉強会を実施しています。

II. 業界の社会公共活動

当社は、一般社団法人日本損害保険協会の一員として、事故、災害および犯罪の防止・軽減にむけて、さまざまな社会貢献活動に取り組んでおり、2015年9月に国連サミットにて採択されたSDGs (Sustainable Development Goals) の達成にも貢献しています。

主な取り組みは以下のとおりです。

1. 交通安全対策



(1) 交通事故防止・被害者への支援

自賠責保険の運用益を以下のような自動車事故防止対策・自動車事故被害者支援等に活用しています。

- ・自動車事故防止対策：高齢者の交通事故防止に関する研究支援、交通事故防止用機器の寄贈、飲酒運転防止事業支援等
- ・自動車事故被害者支援：高次脳機能障害者支援、脊髄損傷者支援、交通遺児支援、グリーフケア事業・研究への支援等
- ・救急医療体制の整備：高規格救急自動車の寄贈、救急外傷診療の研修会費用補助等
- ・自動車事故の医療に関する研究支援
- ・適正な医療費支払のための医療研修等



リハビリテーション講習会

(2) 交通安全啓発活動

① 交差点事故防止活動

交差点における事故低減を目的として、47都道府県の事故多発交差点ワースト5の特徴や注意点等をまとめた「全国交通事故多発交差点マップ」を毎年損保協会ホームページで公開し、ドライバーや歩行者、自転車利用者など、交差点を通行するすべての方への啓発活動を行っています。



②自転車事故防止活動

自転車事故の実態やルール・マナーの解説とともに、自転車事故による高額賠償事例や自転車事故に備える保険などを紹介した冊子と事故防止の啓発チラシを作成し、講演会や交通安全教室・イベントなどを通じて自転車事故の防止を呼びかけています。

③高齢者の交通事故防止活動

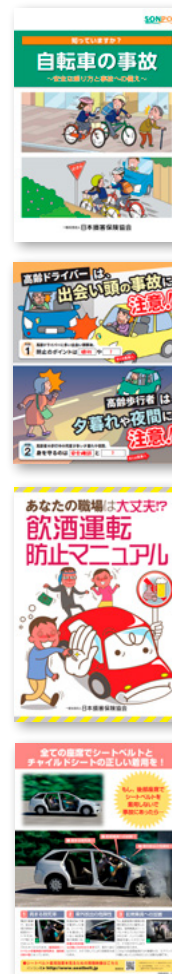
高齢者が運転時や歩行時に当事者となる交通事故が多く発生していることから、反射材つき啓発チラシの提供や映像コンテンツの公開等を通じて事故防止を呼びかけています。

④飲酒運転防止活動

企業や自治体における飲酒運転防止の教育・研修で使用する手引きとして「飲酒運転防止マニュアル」を作成するとともに、自治体や警察と連携し、飲酒運転による事故のない社会の実現に向けて啓発活動を行っています。

⑤後部座席シートベルト着用推進

シートベルト着用の有効性を解説し、着用率を上げるために後部座席シートベルト着用推進チラシを作成し、損保協会ホームページで公開しています。



2. 防災・自然災害対策



(1) 地域の安全意識の啓発

①幼児向けの防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」の作成・普及

幼児向けに、安全・安心の「最初の第一歩」を学んでもらうため、遊びながら災害から身を守るポーズが学べる防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。毎年、全国各地での防災イベントや幼稚園、保育所、小学校低学年の行事や授業などで活用されています。

②小学生向け安全教育プログラム「ぼうさい探検隊」の普及

子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全に関する施設・設備を発見してマップにまとめる「ぼうさい探検隊」の取り組みを通じ、安全教育の推進を図っています。

また、万一の事態が起こったとき、直ちに身を守る行動に繋がられるよう、大人と子どもと一緒に防災、防犯、交通安全について学べる事前学習型の教材(電子ブック・動画)を作成し、子どもたちの安全教育の推進に取り組んでいます。

③中学生・高校生向けの防災教育教材の提供

自然災害によるリスクやその備えを学んでもらうため、教育現場で幅広く活用いただく際の手引きとして「防災教育副教材」を作成し、防災教育の推進を図っています。



(2) 地域の防災力・消防力強化への取組み

① 軽消防自動車の寄贈

地域の防災力強化を目的として、小型動力ポンプ付軽消防自動車を全国の自治体や離島に寄贈しています。これまでの寄贈台数は3,531台(※)となっています。

※1952～2025年度までの累計、軽消防自動車以外の消防資機材も含んだ総数。



② 防火ポスターの制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安全・安心に貢献するため、総務省消防庁の協力を得て、全国統一防火標語を掲載した防火ポスター(総務省消防庁後援・20万枚)を作成しています。同ポスターは、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、各種の防火意識啓発・PR等に使用されます。

年度	全国統一防火標語
2026年度	火の確認 いい日を支える いい習慣
2025年度	急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし
2024年度	守りたい 未来があるから 火の用心
2023年度	火を消して 不安を消して つなぐ未来
2022年度	お出かけは マスク戸締り 火の用心



③ ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの啓発

自然災害リスクの理解を促し、地域特性に応じて防災・減災への意識を高めることを目的としてハザードマップ利活用推進に向けた取組みを実施しています。2025年3月に水害発生時の個人の防災計画を作成するWebコンテンツ「そんぽデジタル・マイ・タイムライン」をリリースしたほか、各種ツール(「ハザードマップと一緒に読む本」、「動画で学ぼう!ハザードマップ」、啓発チラシ等)を損保協会ホームページに公開し啓発活動を進めています。



④ 防災情報サイト「そんぽ防災Web」での情報発信・ツール提供

「そんぽ防災Web」を通じて、防災に役立つ情報やツールを提供しています。本サイトでは、「災害時の損害保険等の手続き・減免措置」や「被災したときに受けられる保険金以外のお金に関連する制度」を紹介しています。このほか、当協会の防災コンテンツ(動画やリーフレットなど)や過去の主な風水害の支払い保険金データ等、災害への備えに役立つコンテンツを利用者別・目的別に分かりやすく掲載しています。



3. 不正請求対策



(1) 自動車盗難の防止

「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」に2001年の発足当初から参画していることに加え、各地で啓発活動を実施し、自動車盗難防止対策に取り組んでいます。

(2) 住宅修理業者に関するトラブルへの注意喚起

住宅修理(リフォーム)に関し、「保険が使える」等と勧誘する業者と保険契約者とのトラブルが急増しています。

このようなトラブルに巻き込まれないよう注意を呼びかけるため、消費者庁・金融庁・警察庁および独立行政法人国民生活センターおよび一般社団法人日本損害保険代理業協会の協力を得て、注意喚起チラシを作成しています。

また、より広く消費者の皆様がこのようなトラブルを認知していただくための動画も作成し、損保協会ホームページで公開しているほか、WEB/バナー広告を出稿し、消費者の皆様へ住宅修理サービストラブルへの注意を呼びかけています。

さらに、業者とのトラブル等でお困りの方からのご相談を受け付ける「保険金に関する災害便乗商法相談ダイヤル」を設置し、被害防止に取り組んでいます。

(3) ロードサービス業者に関するトラブルへの注意喚起

自動車の故障時に、インターネット広告に表示されたロードサービス業者に対処を依頼したところ、事前に説明のなかった高額な費用を請求されるといった消費者トラブルが急増しています。このようなトラブルに巻き込まれないために、事故だけでなく自動車の故障の場合でも、自動車保険を契約している損害保険会社または保険代理店に連絡いただくよう、消費者へ注意を呼びかけています。



(4) 保険金不正請求ホットラインの運営

2013年1月から「保険金不正請求ホットライン」を開設して、損害保険の保険金不正請求に関する情報を収集し、損害保険各社における対策に役立てています。

(5) 保険金詐欺防止ポスターの作成・掲出

保険金詐欺防止ポスターを作成し、会員会社や損害保険代理店等に掲出し、保険金詐欺が重罪^(※)であることを周知するとともに、保険金詐欺をたくらむ人物への牽制を図っています。

※「刑法第246条第1項 人を欺いて財物を交付させた者は、10年以下の懲役に処する。」

第2項 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。」

(6) 保険金不正請求防止啓発動画の作成・公開

保険金の不正請求防止に関する理解を深めていただくとともに、保険金不正請求ホットラインを周知し情報を寄せていただくことを目的に、啓発動画を作成し損保協会ホームページやYouTubeに公開しています。



(7) 保険金不正請求の検知を目的としたシステムの運営

2018年10月から保険金不正請求疑義事案の検知を目的としたシステムを運用しています。保険金請求歴や不正請求防止に関する情報を各社間で共有することで、不正請求対策に役立てています。

4. 環境問題への取り組み



(1) 気候変動対応の推進

気候変動は生命や生活基盤、経済システムを広く脅かす重大なリスクであり、グローバルな対応が求められています。これらに関する損保業界への期待に応え、サステナブルな社会への円滑な移行に貢献すべく、2021年7月に「気候変動対応方針」を策定しています。また、「気候変動ガイドブック」および「気候変動特設ページ」を公開するとともに、業界内の知見を深めるため実務者による勉強会（意見交換会）を開催し、脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいます。

(2) 環境問題に関する目標の設定

「経団連 カーボンニュートラル行動計画」および「経団連 循環型社会形成自主行動計画」に参加し、CO2排出量の削減および廃棄物排出量の削減等について、損害保険業界としての目標を設定し、その実現に向けて取り組んでいます。

(3) 環境取組に関する行動計画

「環境取組に関する行動計画」を策定し、環境問題に取り組んでいます。

【具体的行動計画】

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 1. 損害保険業を通じた取組み | 5. 社内教育・啓発 |
| 2. 社外への情報発信 | 6. 環境マネジメントシステムの構築と環境監査 |
| 3. 地球温暖化対策 | 7. 他の企業や組織等との協働 |
| 4. 循環型経済社会の構築 | 8. 環境関連法規等の遵守 |

(4) 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO2の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用推進に取り組んでいます。

(5) エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の取組みを推進するため、普及啓発に取り組んでいます。



資料編

会社の概要

会社の沿革	55
会社の組織	55
株主・株式の状況	55
株主総会議案	56
役員の状況	57
従業員の状況	58

事業の概況

保険引受の状況	59
資産運用の状況	61
単体ベースのソルベンシー・マージン比率情報	64

経理の状況

計算書類等	65
資産・負債の明細	73
損益の明細	77
時価情報等	79

用語の解説	81
-------	----

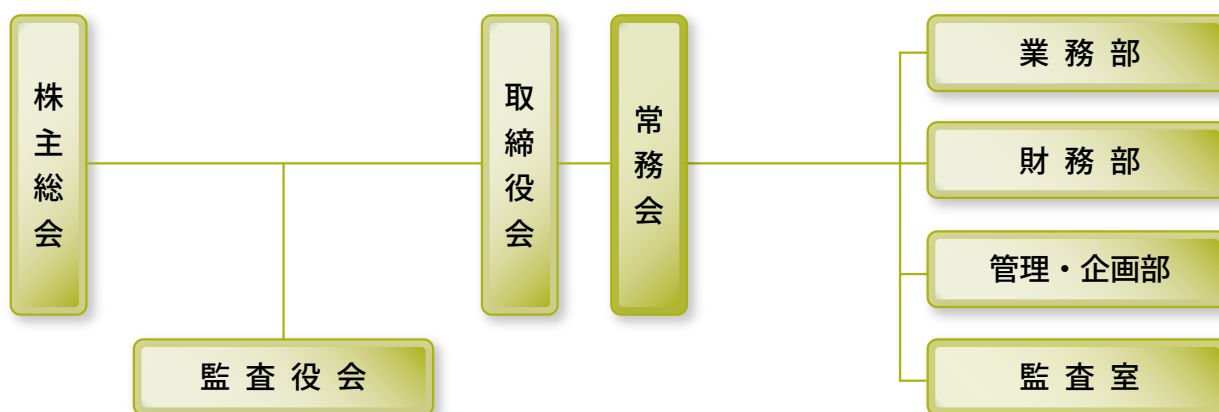
会社の概要

●会社の沿革

1966年 5月30日	国内損害保険会社20社の出資により資本金10億円で東京都千代田区に会社設立
1966年 6月 1日	地震保険事業免許を取得
1966年 6月 1日	営業開始
1996年 7月 1日	所在地を東京都中央区に移転

●会社の組織

(2026年4月1日現在)



●株主・株式の状況

(1) 基本事項

(2026年3月31日現在)

① 事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
② 定時株主総会	毎年4月1日から4カ月以内に開催
③ 公告方法	電子公告の方法により、< https://www.nihonjishin.co.jp >において掲載しております。

(2) 株式状況

① 発行する株式の内容	普通株式
② 発行可能株式総数	2,000,000株
③ 発行済株式の総数	2,000,000株
④ 総株主数	10名

(3) 株主

氏名又は名称	所有株式数	持株比率
東京海上日動火災保険株式会社	537千株	27.0%
損害保険ジャパン株式会社	529千株	26.6%
三井住友海上火災保険株式会社	338千株	17.0%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	255千株	12.8%
A I G 損害保険株式会社	123千株	6.2%
トーア再保険株式会社	93千株	4.7%
日新火災海上保険株式会社	61千株	3.1%
共栄火災海上保険株式会社	34千株	1.7%
楽天損害保険株式会社	8千株	0.4%
セコム損害保険株式会社	7千株	0.4%

(4) 資本金の推移

(単位：億円)

年度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
資本金	10	10	10

●株主総会議案

第60期定時株主総会

第60期定時株主総会を、2026年6月30日(火)に損保会館理事会室において開催しました。報告事項及び決議事項は以下のとおりです。

報告事項 第60期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告、計算書類報告の件
本件は、上記の報告をいたしました。

決議事項 第1号議案 取締役2名補充選任の件
本件は、原案のとおり取締役に、藤井竜太、海山裕の2氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第2号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
本件は、原案のとおり承認可決されました。

● 役員の状況

(2026年7月1日現在)

役名及び職名	氏名・生年月日	略 歴		担当業務
取締役会長 (代表取締役)	いしはら かずひこ 石原 一彦 1956年7月9日生	1981年 4月 2002年 8月 2003年 7月 2005年 7月 2006年 7月 2007年 7月 2008年 7月 2009年 7月 2012年 8月 2013年 7月 2015年 7月 2016年 6月 2016年 10月 2017年 6月 2021年 6月	大蔵省（現財務省）入省 財務省主計局主計官（国交省、環境省予算担当） 財務省主計局主計官（文部科学省予算担当） 財務省大臣官房信用機構課長 財務省関税局関税課長 財務省関税局総務課長 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社執行役員 内閣府地方分権改革推進委員会事務局次長 財務省審議官（関税局担当） 内閣府沖縄振興局長 内閣府審議官 退官 三井住友海上火災保険株式会社顧問 株式会社千葉銀行常勤監査役 当社 取締役会長（現職）	
取締役社長 (代表取締役)	おおつか けいすけ 大塚 慶介 1965年3月27日生	1988年 4月 2020年 4月 2022年 4月 2024年 4月 2024年 6月	大正海上火災保険株式会社 (現三井住友海上火災保険株式会社) 入社 三井住友海上火災保険株式会社執行役員国際企画部長 同社 常務執行役員 同社 専務執行役員 当社 取締役社長（現職）	管理・企画部 監査室 コンプライアンス 委員会 リスク管理委員会 システム委員会 震災対策委員会
常務取締役 (代表取締役)	たかやま さとし 高山 知士 1964年11月6日生	1988年 4月 2018年 4月 2020年 4月 2023年 4月 2023年 6月	興亜火災海上保険株式会社 (現損害保険ジャパン株式会社) 入社 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 (現損害保険ジャパン株式会社) 執行役員北九州支店長 損害保険ジャパン株式会社常務執行役員 同社 顧問 当社 常務取締役（現職）	業務部 監査室 社長補佐（人事）
常務取締役 (代表取締役)	ふじい りゅうた 藤井 竜太 1968年8月2日生	1991年 4月 2016年 4月 2019年 4月 2020年 4月 2021年 4月 2024年 4月 2026年 3月 2026年 6月	東京海上火災保険株式会社 (現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 東京海上ミレア少額短期保険株式会社取締役社長 東京海上日動あんしん生命保険株式会社理事 営業企画部長兼営業推進室長 同社 常務取締役 同社 常務取締役（代表取締役） 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員 同社 常務執行役員退任 当社 常務取締役（現職）	財務部 社長補佐（経理）

役名及び職名	氏名・生年月日	略 歴		担当業務
取締役 (非常勤)	しろた ひろあき 城田 宏明 1969年12月12日生	1992年 4月	東京海上火災保険株式会社 (現東京海上日動火災保険株式会社) 入社	
		2024年 4月	東京海上日動火災保険株式会社取締役社長 (代表取締役) (現職)	
		2024年 4月	当社 取締役 (現職)	
取締役 (非常勤)	いしかわ こうじ 石川 耕治 1968年12月22日生	1991年 4月	安田火災海上保険株式会社 (現損害保険ジャパン株式会社) 入社	
		2024年 2月	損害保険ジャパン株式会社代表取締役社長 社長執行役員 (現職)	
		2024年 3月	当社 取締役 (現職)	
取締役 (非常勤)	うみやま ひろし 海山 裕 1967年5月9日生	1990年 4月	大正海上火災保険株式会社 (現三井住友海上火災保険株式会社) 入社	
		2026年 4月	三井住友海上火災保険株式会社代表取締役 取締役社長	
			社長執行役員 (現職)	
		2026年 6月	当社 取締役 (現職)	
取締役 (非常勤)	にいろ けいすけ 新納 啓介 1965年7月5日生	1988年 4月	大東京火災海上保険株式会社 (現あいおいニッセイ同和損害保険株式会社) 入社	
		2022年 4月	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 代表取締役社長 (現職)	
		2022年 6月	当社 取締役 (現職)	
常勤監査役	さかもと じんいち 坂本 仁一 1961年9月15日生	1984年 4月	社団法人日本損害保険協会 (現一般社団法人日本損害保険協会) 入社	
		2015年 6月	同協会 理事近畿支部事務局長	
		2016年 4月	同協会 理事総合企画部長	
		2017年 4月	同協会 理事経営企画部長	
		2019年 6月	同協会 常務理事経営企画部長	
		2021年 6月	同協会 常務理事	
		2024年 6月	当社 常勤監査役 (現職)	
監査役 (非常勤)	まつなが まさあき 松永 祐明 1960年8月7日生	1984年 4月	東亜火災海上再保険株式会社 (現トーア再保険株式会社) 入社	
		2020年 6月	トーア再保険株式会社取締役社長 (代表取締役) (現職)	
		2020年 6月	当社 監査役 (現職)	
監査役 (非常勤)	おりやま しん 織山 晋 1966年1月29日生	1990年 4月	日新火災海上保険株式会社入社	
		2020年 4月	同社 取締役社長 (代表取締役) (現職)	
		2020年 6月	当社 監査役 (現職)	

●従業員の状況

(2026年3月31日現在)

従業員数	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与
34名	44.2歳	14.2年	10,195,850円

- (注) 1. 従業員数は就業人員数です。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでいます。
3. 従業員には、使用人兼取締役、退職者、派遣社員を含んでいません。

女性管理職比率	男性の育児休業取得率	男女の賃金の差異		
		全労働者	うち正規	うち非正規
25.0%	100.0%	71.1%	71.0%	71.4%

(注) 男女の賃金の差異…男性の賃金に対する女性の賃金の割合

事業の概況

●保険引受の状況（種目：地震）

（１）正味収入保険料

（単位：百万円）

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
受再保険料		352,096	375,618	384,223
解約返戻金		6,234	7,513	7,182
受再正味保険料（A）		345,862	368,104	377,040
支払再保険料（B）		81,573	84,011	86,114
正味収入保険料（A-B）		264,288	284,093	290,926

（注）1. 解約返戻金…受再保険の解約返戻金です。
 2. 受再正味保険料…受再保険料から解約返戻金、その他返戻金を控除したものです。
 3. 正味収入保険料…受再正味保険料から支払再保険料を控除したものです。

（２）国内契約・海外契約別の収入保険料の割合

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
国内契約		100%	100%	100%

（３）正味支払保険金

（単位：百万円）

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
受再正味保険金（A）		37,321	100,036	15,431
回収再保険金（B）		9,228	4,298	2,239
正味支払保険金（A-B）		28,092	95,737	13,192

（注）1. 受再正味保険金…支払保険金から保険金戻入を控除したものです。
 2. 正味支払保険金…支払保険金から回収再保険金を控除したものです。

（４）正味損害率、正味事業費率及びその合算率

（単位：百万円）

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
正味損害率		12.9%	38.0%	6.6%
保険引受に係る事業費 （保険引受に係る営業費及び一般管理費）		59,057 (1,642)	62,236 (1,691)	63,542 (1,768)
（諸手数料及び集金費）		(57,414)	(60,544)	(61,773)
正味事業費率		22.3%	21.9%	21.8%
合算率		35.2%	59.9%	28.4%

（注）1. 正味損害率…（正味支払保険金＋損害調査費）÷正味収入保険料
 2. 正味事業費率…（保険引受に係る営業費及び一般管理費＋諸手数料及び集金費）÷正味収入保険料
 3. 合算率＝正味損害率＋正味事業費率

(5) 出再控除前の発生損害率、事業費率及びその合算率

該当ありません。

(6) 損害率の上昇に対する経常利益または経常損失の額の変動

地震保険については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、増加する発生保険金は責任準備金の取崩により相殺しているため変動はありません。

(7) 保険引受利益

(単位：百万円)

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
保 険 引 受 収 益		264,053	347,881	295,121
保 険 引 受 費 用		262,411	346,190	292,826
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		1,642	1,691	1,768
そ の 他 の 収 支		—	—	526
保 険 引 受 利 益		—	—	—

(注) 1. 上記の営業費及び一般管理費は、損益計算書における営業費及び一般管理費のうち保険引受に係る金額です。

2. その他の収支は、地震保険損益計算における法人税等相当額です。

(8) 出再を行った再保険者の数と出再保険料上位5社の割合

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
出 再 先 保 険 会 社 の 数		7社	7社	6社
出 再 保 険 料 の う ち 上 位 5 社 の 出 再 先 に 集 中 し て い る 割 合		90.9%	92.5%	93.4%

(注) 出再先保険会社の数は、特約再保険を1,000万円以上出再している再保険者（プール出再を含む）を対象にしています。

(9) 出再保険料の格付け毎の割合

該当ありません。

(10) 契約者配当金

該当ありません。

(11) 期首時点の支払備金（見積額）の当期末状況（ラン・オフ・リザルト）

地震保険を対象としておりません。

(12) 事故発生からの期間経過に伴う最終損害見積り額の推移

地震保険を対象としておりません。

●資産運用の状況

(1) 資産運用方針

当社は、国内唯一の地震再保険専門会社であり、その再保険金支払債務については、発生時期やその規模を予測することはできず、全運用資産の処分もありえることから、流動性・安全性の確保を最優先としています。資産運用においては、支払原資の確保と危険準備金の拡充を通して再保険金支払い能力を維持・強化することに努めています。

(2) 運用資産

(単位：百万円)

区分	年度	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
			構成比 %		構成比 %		構成比 %
預貯金		153,633	18.5	109,109	11.6	112,419	9.8
コールローン		708	0.1	5,027	0.5	16,319	1.4
買入金銭債権		79,998	9.6	59,963	6.4	94,896	8.3
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		574,140	69.2	740,548	79.0	903,907	78.6
建物		26	0.0	24	0.0	23	0.0
運用資産計		808,507	97.4	914,672	97.6	1,127,566	98.1
総資産		829,925	100.0	937,437	100.0	1,149,987	100.0

(3) 利息及び配当金収入と運用資産利回り（インカム利回り）

(単位：百万円)

区分	年度	2023年度		2024年度		2025年度	
			利回り %		利回り %		利回り %
預貯金		6	0.00	91	0.08	467	0.44
コールローン		0	0.00	3	0.27	60	0.52
買入金銭債権		5	0.01	168	0.26	577	0.66
金銭の信託		—	—	—	—	—	—
有価証券		1,363	0.25	3,273	0.49	5,818	0.71
建物		—	—	—	—	—	—
合計		1,375	0.19	3,535	0.42	6,924	0.67

(注) 運用資産利回り（インカム利回り）… 資産運用に係る成果を、インカム収入（利息及び配当金収入）の観点から示す指標。分子は運用資産に係る利息及び配当金収入、分母は取得原価をベースとした利回り。

- ・分子＝利息及び配当金収入（金銭の信託運用益（損）中の利息及び配当金収入に相当する額を含む。）
- ・分母＝取得原価又は償却原価による平均残高

(4) 資産運用利回り(実現利回り)

(単位: 百万円)

区分	年度	2023年度			2024年度			2025年度		
		分子の額 (実現ベース)	分母の額 (取得原価ベース)	利回り %	分子の額 (実現ベース)	分母の額 (取得原価ベース)	利回り %	分子の額 (実現ベース)	分母の額 (取得原価ベース)	利回り %
預貯金	金	6	152,481	0.00	91	112,469	0.08	467	106,812	0.44
コ－ル口－ン	金	0	149	0.00	3	1,286	0.27	60	11,598	0.52
買入金	金	5	46,317	0.01	168	65,296	0.26	577	87,371	0.66
金銭の信託	金	－	－	－	－	－	－	－	－	－
有価証券	金	1,710	536,769	0.32	3,300	666,582	0.50	5,428	822,794	0.66
	公社債	950	497,285	0.19	1,482	605,120	0.24	3,202	736,790	0.43
	株式	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	外国証券	669	37,332	1.79	1,769	57,881	3.06	2,096	63,346	3.31
	その他の証券	90	2,151	4.22	48	3,580	1.37	129	22,657	0.57
貸付金	金	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建金	金	－	20	－	－	25	－	－	24	－
金融派生商品	金	△5,624	－	－	△1,204	－	－	△8,020	－	－
その他の	金	4,057	－	－	△1,298	－	－	6,139	－	－
合計	金	155	735,739	0.02	1,059	845,660	0.13	4,653	1,028,601	0.45

(注) 1. 資産運用利回り(実現利回り)…資産運用に係る成果を、当期の期間損益(損益計算書)への寄与の観点から示す指標。分子は実現損益、分母は取得原価をベースとした利回り。

・分子＝資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用

・分母＝取得原価又は償却原価による平均残高

2. 金融派生商品は主に為替予約、その他は主に外貨建債の為替に係る損益です。当社では外貨建債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引等を行っています。

(5) (参考) 時価総合利回り

(単位: 百万円)

区分	年度	2023年度			2024年度			2025年度		
		分子の額 (時価ベース)	分母の額 (時価ベース)	利回り %	分子の額 (時価ベース)	分母の額 (時価ベース)	利回り %	分子の額 (時価ベース)	分母の額 (時価ベース)	利回り %
預貯金	金	6	152,481	0.00	91	112,469	0.08	467	106,812	0.44
コ－ル口－ン	金	0	149	0.00	3	1,286	0.27	60	11,598	0.52
買入金	金	5	46,317	0.01	168	65,296	0.26	577	87,371	0.66
金銭の信託	金	－	－	－	－	－	－	－	－	－
有価証券	金	674	531,959	0.13	△2,549	660,736	△0.39	3,245	811,098	0.40
	公社債	△661	494,886	△0.13	△5,468	601,109	△0.91	△100	725,829	△0.01
	株式	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	外国証券	1,103	34,910	3.16	2,888	55,893	5.17	2,214	62,477	3.54
	その他の証券	231	2,162	10.72	30	3,732	0.81	1,131	22,791	4.97
貸付金	金	－	－	－	－	－	－	－	－	－
建金	金	－	20	－	－	25	－	－	24	－
金融派生商品	金	△5,624	－	－	△1,204	－	－	△8,020	－	－
その他の	金	4,057	－	－	△1,298	－	－	6,139	－	－
合計	金	△881	730,929	△0.12	△4,790	839,814	△0.57	2,470	1,016,904	0.24

(注) 1. 時価総合利回り…時価ベースでの運用効率を示す指標。分子は実現損益に加えて時価評価差額の増減を反映させ、分母は時価をベースとした利回り。

・分子＝(資産運用収益＋積立保険料等運用益－資産運用費用)＋(当期末評価差額※－前期末評価差額※)＋繰延ヘッジ損益増減

・分母＝取得原価又は償却原価による平均残高＋その他有価証券に係る前期末評価差額※＋売買目的有価証券に係る前期末評価損益

※税効果控除前の金額による。

2. 金融派生商品は主に為替予約、その他は主に外貨建債の為替に係る損益です。当社では外貨建債に係る為替変動リスクをヘッジする目的で為替予約取引等を行っています。

(6) 海外投融資

(単位：百万円)

年度 区分		2023年度末		2024年度末		2025年度末	
			構成比 %		構成比 %		構成比 %
外貨建							
	外国公社債	43,088	80.7	59,572	84.6	64,946	60.4
	小計	43,088	80.7	59,572	84.6	64,946	60.4
円貨建							
	外国公社債	7,148	13.4	7,028	10.0	7,049	6.6
	その他	3,136	5.9	3,832	5.4	35,535	33.0
	小計	10,285	19.3	10,861	15.4	42,584	39.6
合 計		53,373	100.0	70,433	100.0	107,530	100.0
海外投融資利回り							
	運用資産利回り(インカム利回り)	1.70%		2.91%		2.59%	
	資産運用利回り(実現利回り)	1.93%		2.96%		2.59%	
	(参考) 時価総合利回り	3.60%		4.90%		3.92%	

(注) 「海外投融資利回り」は、海外投融資に係る資産について、「(3) 利息及び配当金収入と運用資産利回り(インカム利回り)」、「(4) 資産運用利回り(実現利回り)」、「(5) (参考) 時価総合利回り」と同様の方法により算出したものです。

●単体ベースのソルベンシー・マージン比率情報（保険金等の支払能力の充実の状況を示す比率）

ソルベンシー・マージン比率は、2026年3月期決算から「経済価値ベース」による新しい制度となりました。
適用初年度である2026年3月期ソルベンシー・マージン比率については、2026年10月末までに当社ホームページにて開示します。

当社は、「地震保険に関する法律」に基づき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第2項（注）により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

（注）条文は、次のとおりです。

「保険会社が地震保険に関する法律（昭和41年法律第73号）第3条第1項（政府の再保険）に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社について、当該保険会社が該当する前条第1項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に掲げる命令とする。」

経理の状況

●計算書類等

当社は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書等について、PwC Japan有限責任監査法人の監査を受けています。

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

年度	2024年度 (2025年3月31日現在)	2025年度 (2026年3月31日現在)	年度	2024年度 (2025年3月31日現在)	2025年度 (2026年3月31日現在)
科目	金 額	金 額	科目	金 額	金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現金及び預貯金	109,109	112,419	保険契約準備金	931,625	1,143,609
預貯金	109,109	112,419	支払備金	4,410	8,871
コーロロン	5,027	16,319	責任準備金	927,215	1,134,738
買入金銭債権	59,963	94,896	受託金	8,941	8,309
有価証券	740,548	903,907	その他負債	6,809	10,048
国債	216,500	393,497	再保険借	5,607	5,728
地方債	95,179	69,955	未払法人税等	415	894
社債	358,434	332,923	預り金	4	4
外国証券	66,600	71,995	未払金	343	394
その他の証券	3,832	35,535	金融派生商品	439	3,026
有形固定資産	106	74	退職給付引当金	172	161
建物	24	23	役員退職慰労引当金	8	13
その他の有形固定資産	81	50	賞与引当金	31	32
無形固定資産	196	133	特別法上の準備金	1	1
ソフトウェア	196	133	価格変動準備金	1	1
その他の無形固定資産	0	0	地震保険評価差額金	△11,601	△13,749
その他資産	22,487	22,107	負債の部合計	935,989	1,148,427
再保険貸	20,548	20,058	(純資産の部)		
未収金	28	—	資本金	1,000	1,000
未収収益	1,073	1,862	利益剰余金	549	695
預託金	45	45	利益準備金	1	1
仮払金	35	81	その他利益剰余金	548	694
金融派生商品	755	58	特別積立金	17	17
繰延税金資産	—	128	価格変動特別積立金	39	39
			繰越利益剰余金	491	637
			自己株式	△5	△5
			株主資本合計	1,543	1,689
			その他有価証券評価差額金	△94	△129
			評価・換算差額等合計	△94	△129
			純資産の部合計	1,448	1,559
資産の部合計	937,437	1,149,987	負債及び純資産の部合計	937,437	1,149,987

2025年度の注記事項

1. 会計方針に関する事項は次のとおりであります。

(1) 有価証券の評価基準、評価方法及び表示方法は次のとおりであります。

- ① 其他有価証券の評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。
- ② 地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額については、税効果控除前の額を、保険業法施行規則別紙様式に基づき、負債の部に「地震保険評価差額金」として表示しております。それ以外の評価差額については、税効果控除後の額を全部純資産直入法により処理し、純資産の部に表示しております。ただし、外貨建債券については、外国通貨による時価の変動に係る換算差額を評価差額とし、それ以外の差額については、為替差損益として処理する方法を採用しております。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

(2) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法により行っております。

(4) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、見積利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っております。

(5) 外貨建の資産の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

(6) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てることとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき財務部が資産査定を実施し、当該部署から独立した管理・企画部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。

なお、当期は引当の対象となる資産がないため、計上を行っておりません。

(7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務は、自己都合退職による期末要支給額を基に計算する簡便法により算出しております。

(8) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当期末要支給額を計上しております。

(9) 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、当期末における支給見込額を基準に算出しております。

(10) 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

(11) 再保険取引は、元受保険会社等と締結している地震保険再保険特約書等及び政府と締結している地震保険超過損害額再保険契約書等の定めに基づいております。元受保険会社から地震保険再保険料報告書等を受領した時点で収入保険料を計上し、それに対して元受保険会社等及び政府へ出再したと認められる保険料を支払再保険料として計上しております。

また、元受保険会社から地震保険再保険金計算書を受領した時点で支払保険金を計上し、それに対して元受保険会社等及び政府から回収可能と認められる保険金を回収再保険金として計上しております。

(12) 支払備金は、元受保険会社から報告を受けた支払備金合計額を計上しております。

なお、保険業法施行規則第73条第3項に基づき再保険が付された部分に相当する支払備金は計上を行っておりません。

2. 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は再保険金の支払いに備え、主に国内外の高格付の短中期債並びに短期金融商品を保有し、流動性と安全性を第一義とし、それに収益性を加味した資産運用を行っております。デリバティブ取引は、外貨建債券の為替変動に伴う市場リスク軽減のための先物為替予約で、実需の範囲内で行うこととしております。また、市場リスク・信用リスク・流動性リスクについては定期的に時価や信用情報を把握、管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価の区分については次のとおりであります。なお、現金及び預貯金、コールローン、買入金銭債権は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融商品 (単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
その他有価証券	—	903,907	—	903,907
国債	—	393,497	—	393,497
地方債	—	69,955	—	69,955
社債	—	332,923	—	332,923
外国証券	—	71,995	—	71,995
その他の証券	—	35,535	—	35,535
デリバティブ取引(※) ヘッジ会計が適用 されていないもの	—	(2,967)	—	(2,967)
通貨関連取引	—	(2,967)	—	(2,967)

(※) その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

国債、地方債、社債及び外国証券は相場価格を用いて評価しておりますが、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

なお、市場における相場価格が入手できない投資信託は、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値の評価技法を利用して時価を算定しております。評価技法で用いている主なインプットは、金利及び為替レートであります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

3. 消費税等の会計処理は税込方式によっております。

4. 責任準備金の内訳項目である危険準備金は、責任準備金の算出方法書に基づき、正味純保険料の額と資産の運用によって生じた利益から法人税等相当額を除いた額を累積して積み立てております。また、危険準備金より正味保険金及び損害調査費等の額を取り崩しております。

5. 有形固定資産の減価償却累計額は254百万円、圧縮記帳額は2百万円であります。

6. 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前)	9,452 百万円
同上に係る出再支払備金	581 百万円
差 引	8,871 百万円

7. 繰延税金資産の総額は219百万円であり、繰延税金資産の総額から評価性引当額として控除した額は90百万円であります。この結果、繰延税金資産が128百万円増加し、法人税等調整額（益）が同額計上されております。
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、未払事業税91百万円、退職給付引当金46百万円、未払特別法人事業税25百万円であります。
8. 当事業年度末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
9. 1株当たりの純資産額は784円45銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計は1,559百万円、普通株式に係る純資産額は1,559百万円、普通株式の当期末株式数は1,988千株であります。
10. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)
		金 額	金 額
経 常 収 益		350,878	304,016
保 険 引 受 収 益		347,881	295,121
正 味 収 入 保 険 料		284,093	290,926
積 立 保 険 料 等 運 用 益		667	4,195
支 払 備 金 戻 入 額		63,121	—
資 産 運 用 収 益		2,978	8,895
利 息 及 び 配 当 金 収 入		3,535	6,924
有 価 証 券 売 却 益		93	—
為 替 差 益		—	6,147
そ の 他 運 用 収 益		16	18
積 立 保 険 料 等 運 用 益 振 替		△667	△4,195
そ の 他 経 常 収 益		18	—
経 常 費 用		350,877	303,485
保 険 引 受 費 用		346,190	292,826
正 味 支 払 保 険 金		95,737	13,192
損 害 調 査 費		12,326	5,876
諸 手 数 料 及 び 集 金 費		60,544	61,773
支 払 備 金 繰 入 額		—	4,460
責 任 準 備 金 繰 入 額		177,581	207,523
資 産 運 用 費 用		2,586	8,436
有 価 証 券 売 却 損		66	390
金 融 派 生 商 品 費 用		1,204	8,020
為 替 差 損		1,292	—
そ の 他 運 用 費 用		23	25
営 業 費 及 び 一 般 管 理 費		2,100	2,217
そ の 他 経 常 費 用		—	4
そ の 他 の 経 常 費 用		—	4
経 常 利 益		1	530
特 別 損 失		0	0
特 別 法 上 の 準 備 金 繰 入 額		0	0
価 格 変 動 準 備 金 繰 入 額		0	0
税 引 前 当 期 純 利 益		1	530
法 人 税 及 び 住 民 税		0	513
法 人 税 等 調 整 額		—	△128
法 人 税 等 合 計		0	384
当 期 純 利 益		1	145

2025年度の注記事項

1. 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収 入 保 険 料	377,040 百万円
支 払 再 保 険 料	86,114 百万円
差 引	290,926 百万円

2. 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支 払 保 険 金	15,431 百万円
回 収 再 保 険 金	2,239 百万円
差 引	13,192 百万円

3. 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	3,766 百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	△694 百万円
差 引	4,460 百万円

4. 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預 貯 金 利 息	467 百万円
コ ー ル 口 ー ン 利 息	60 百万円
買 入 金 銭 債 権 利 息	577 百万円
有 価 証 券 利 息	5,818 百万円
計	6,924 百万円

5. 金融派生商品費用中の評価損益は2,967百万円の損であります。

6. 1株当たりの当期純利益は73円42銭であります。

算定上の基礎である当期純利益は145百万円、普通株式に係る当期純利益は145百万円、普通株式の期中平均株式数は1,988千株であります。

7. 当期末における法定実効税率は28.00%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は72.47%であり、この差異の主な内訳は、危険準備金有税繰入額の損金不算入額187.30%、評価性引当額の増減額△123.23%、広告宣伝費用に係る危険準備金有税戻入額の益金不算入額△16.62%であります。

8. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2024年度 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)	2025年度 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)
		金 額	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前当期純利益 (△は損失)		1	530
減価償却費		121	102
支払備金の増減額 (△は減少)		△63,121	4,460
責任準備金の増減額 (△は減少)		177,581	207,523
受託金の増減額 (△は減少)		△484	△631
退職給付引当金の増減額 (△は減少)		14	△11
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)		△5	4
賞与引当金の増減額 (△は減少)		2	1
価格変動準備金の増減額 (△は減少)		0	0
利息及び配当金収入		△3,535	△6,924
有価証券関係損益 (△は益)		△27	390
為替差損益 (△は益)		2,657	△5,743
その他資産(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は増加)		△119	472
その他負債(除く投資活動関連、財務活動関連)の増減額 (△は減少)		△121	172
その他		△1,259	3,275
小 計		111,704	203,621
利息及び配当金の受取額		2,850	5,752
法人税等の支払額		△0	△25
営業活動によるキャッシュ・フロー		114,554	209,349
投資活動によるキャッシュ・フロー			
預貯金の純増減額 (△は増加)		18,990	△25,200
買入金銭債権の取得による支出		△14,980	△14,962
買入金銭債権の売却・償還による収入		29,989	14,973
有価証券の取得による支出		△325,671	△370,090
有価証券の売却・償還による収入		150,895	210,276
資産運用活動計		△140,777	△185,002
(営業活動及び資産運用活動計)		(△26,223)	(24,346)
有形固定資産の取得による支出		△0	△0
その他		△24	△7
投資活動によるキャッシュ・フロー		△140,802	△185,010
財務活動によるキャッシュ・フロー			
現金及び現金同等物に係る換算差額		—	—
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		△26,248	24,338
現金及び現金同等物期首残高		134,321	108,072
現金及び現金同等物期末残高		108,072	132,411

2025年度の注記事項

1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	(2025年3月31日現在)	(2026年3月31日現在)	(単位：百万円)
現金及び預貯金	109,109	112,419	
コールローン	5,027	16,319	
買入金銭債権	59,963	94,896	
有価証券	740,548	903,907	
預入期間が3ヶ月を超える預貯金	△ 61,030	△ 86,230	
現金同等物以外の買入金銭債権	△ 4,996	△ 4,994	
現金同等物以外の有価証券	△ 740,548	△ 903,907	
現金及び現金同等物	108,072	132,411	

2. 投資活動によるキャッシュ・フローには、保険事業に係る資産運用業務から生じるキャッシュ・フローを含んでおります。

(4) 株主資本等変動計算書

2024年度（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合 計
	資本金	利益剰余金					自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価 ・換算 差額等 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計					
			特別 積立金	価格変 動特別 積立金	繰越 利益 剰余金						
当期首残高	1,000	1	17	39	490	548	△5	1,542	△50	△50	1,491
当期変動額											
当期純利益					1	1		1			1
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									△44	△44	△44
当期変動額合計					1	1		1	△44	△44	△43
当期末残高	1,000	1	17	39	491	549	△5	1,543	△94	△94	1,448

2025年度（2025年4月1日から2026年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本								評価・換算差額等		純資産 合 計
	資本金	利益剰余金					自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	評価 ・換算 差額等 合計	
		利益 準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計					
			特別 積立金	価格変 動特別 積立金	繰越 利益 剰余金						
当期首残高	1,000	1	17	39	491	549	△5	1,543	△94	△94	1,448
当期変動額											
当期純利益					145	145		145			145
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									△34	△34	△34
当期変動額合計					145	145		145	△34	△34	111
当期末残高	1,000	1	17	39	637	695	△5	1,689	△129	△129	1,559

2025年度の注記事項

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：株）

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,000,000	—	—	2,000,000
合 計	2,000,000	—	—	2,000,000
自己株式				
普通株式	11,400	—	—	11,400
合 計	11,400	—	—	11,400

2. 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(5) 1株当たりの配当等及び1人当たりの総資産額

(単位：百万円)

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
1株当たり配当金		—	—	—
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)		0.20円	0.54円	73.42円
配当性向		—	—	—
1株当たり純資産額		750.23円	728.57円	784.45円
従業員1人当たり総資産額		26,771	31,247	33,823

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)は $\frac{\text{当期純利益又は当期純損失}(\triangle)}{\text{期中平均株数(加重平均)}}$ により算出しています。

2. 1株当たり情報の計算については、自己株式数を控除して算出しています。

3. 従業員1人当たり総資産額は $\frac{\text{期末総資産}}{\text{期末従業員数}}$ により算出しています。

●資産・負債の明細

(1) 預貯金

(単位：百万円)

区分	年度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
預貯金		153,633	109,109	112,419
(普通預金)		(73,613)	(48,079)	(26,189)
(定期預金)		(80,020)	(61,030)	(86,230)

(2) 商品有価証券・同平均残高・同売買実績
該当ありません。

(3) 有価証券の内訳

(単位：百万円)

区分	年度	2023年度末		2024年度末		2025年度末	
			構成比%		構成比%		構成比%
国債	債	29,641	5.2	216,500	29.2	393,497	43.5
地方債	債	134,567	23.4	95,179	12.9	69,955	7.7
社債	債	356,557	62.1	358,434	48.4	332,923	36.8
株式	式	—	—	—	—	—	—
外国証券	券	50,236	8.7	66,600	9.0	71,995	8.0
その他の証券	券	3,136	0.5	3,832	0.5	35,535	3.9
合計	計	574,140	100.0	740,548	100.0	903,907	100.0

(4) 有価証券利回り

(単位：%)

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
運用資産利回り (インカム利回り)	公 社 債	0.14	0.24	0.49
	株 式 債	—	—	—
	外 国 証 券	1.79	3.06	3.31
	そ の 他 の 証 券	0.11	0.60	0.57
	合 計	0.25	0.49	0.71
資産運用利回り (実現利回り)	公 社 債	0.19	0.24	0.43
	株 式 債	—	—	—
	外 国 証 券	1.79	3.06	3.31
	そ の 他 の 証 券	4.22	1.37	0.57
	合 計	0.32	0.50	0.66
(参考) 時価総合利回り	公 社 債	△0.13	△0.91	△0.01
	株 式 債	—	—	—
	外 国 証 券	3.16	5.17	3.54
	そ の 他 の 証 券	10.72	0.81	4.97
	合 計	0.13	△0.39	0.40

(注) 公社債は、「国債」「地方債」及び「社債」の合計です。

(5) 有価証券残存期間別残高

2024年度末

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを 含む)	合 計
国 債	80,811	75,793	52,805	—	—	7,090	216,500
地 方 債	41,461	19,817	23,846	6,306	2,372	1,374	95,179
社 債	83,534	177,665	70,719	11,316	3,413	11,785	358,434
株 式 債	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	1,016	30,970	29,287	5,325	—	—	66,600
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	3,832	3,832
合 計	206,824	304,246	176,658	22,948	5,786	24,083	740,548

2025年度末

(単位：百万円)

区 分	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超 (期間の定め のないものを 含む)	合 計
国 債	146,375	199,588	41,744	—	—	5,788	393,497
地 方 債	9,884	23,500	28,748	3,809	3,052	960	69,955
社 債	118,035	128,969	65,727	6,945	4,129	9,116	332,923
株 式 債	—	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	16,548	35,442	18,909	1,094	—	—	71,995
そ の 他 の 証 券	—	—	29,852	—	—	5,682	35,535
合 計	290,844	387,500	184,983	11,849	7,182	21,547	903,907

(6) 業種別保有株式

当社では株式の保有実績はありません。

(7) 貸付金関係

貸付金の残存期間別の残高、担保別貸付金残高、用途別の貸付金残高及び構成比、業種別の貸付残高及び貸付残高の合計に対する割合、規模別の貸付金残高及び貸付残高の合計に対する割合、貸付金償却額は該当ありません。

(8) 保険業法に基づく債権

該当ありません。

(9) 元本補填契約のある信託に係る債権の状況

該当ありません。

(10) 資産の自己査定

当社は、資産の自己査定を行い、保有資産を個別に検討して、回収の危険性または価格の毀損の危険性の度合いに従って区分しています。2026年3月末における分類資産（Ⅱ～Ⅳ分類）は発生しておりません。

(11) 有形固定資産

(単位：百万円)

区分	2023年度末	2024年度末	2025年度末
土 地	—	—	—
(営 業 用)	(—)	(—)	(—)
(賃 貸 用)	(—)	(—)	(—)
建 物	26	24	23
(営 業 用)	(26)	(24)	(23)
(賃 貸 用)	(—)	(—)	(—)
建 物 仮 勘 定	—	—	—
(営 業 用)	(—)	(—)	(—)
(賃 貸 用)	(—)	(—)	(—)
計	26	24	23
(営 業 用)	(26)	(24)	(23)
(賃 貸 用)	(—)	(—)	(—)
リ ー ス 資 産	(—)	(—)	(—)
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	126	81	50
合 計	152	106	74

(12) 未収再保険金

該当ありません。

(13) 特別勘定に関する指標等

該当ありません。

(14) 保険契約準備金

(単位：百万円)

区分	年度	2023年度末	2024年度末	2025年度末
支払準備金		67,531	4,410	8,871
責任準備金		749,633	927,215	1,134,738
(危険準備金)		(430,982)	(591,077)	(782,208)
(未経過保険料積立金)		(318,651)	(336,138)	(352,530)
合 計		817,165	931,625	1,143,609

(15) 責任準備金積立水準

対象とする契約がありません。

(16) 引当金明細表

2024年度

(単位：百万円)

区 分	2023年度末残高	2024年度増加額	2024年度減少額	2024年度末残高
一般貸倒引当金	—	—	—	—
個別貸倒引当金	—	—	—	—
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	158	21	7	172
役員退職慰労引当金	14	6	12	8
賞与引当金	28	31	28	31
価格変動準備金	1	0	—	1
合 計	202	60	48	213

2025年度

(単位：百万円)

区 分	2024年度末残高	2025年度増加額	2025年度減少額	2025年度末残高
一般貸倒引当金	—	—	—	—
個別貸倒引当金	—	—	—	—
特定海外債権引当金勘定	—	—	—	—
退職給付引当金	172	22	33	161
役員退職慰労引当金	8	4	—	13
賞与引当金	31	32	31	32
価格変動準備金	1	0	—	1
合 計	213	59	64	209

(17) 資本金等明細

P72の株主資本等変動計算書をご参照ください。

● 損益の明細

(1) 有価証券売却益

(単位：百万円)

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
国債等		261	—	—
外国証券		—	—	—
その他の証券		96	93	—
合 計		357	93	—

(2) 有価証券売却損

(単位：百万円)

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
国債等		2	—	390
外国証券		—	—	—
その他の証券		7	66	—
合 計		10	66	390

(3) 有価証券評価損

該当ありません。

(4) 固定資産処分益

該当ありません。

(5) 固定資産処分損

該当ありません。

(6) 事業費（含む損害調査費）

(単位：百万円)

区分	年度	2023年度	2024年度	2025年度
人件費		1,670	2,243	1,051
物件費		5,555	11,404	6,247
税金		722	778	796
諸手数料及び集金費		57,414	60,544	61,773
合 計		65,362	74,971	69,868

(注) 金額は損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計額です。このうち損害調査費は元受社の損害調査に係る費用で、地震発生の状況により変動します。火災予防拠出金及び交通事故予防拠出金、保険契約者保護機構に対する負担金は該当ありません。

(7) 減価償却費明細表

2024年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2024年度 償却額	償却累計額	2024年度末残高	償却累計率 %
有形固定資産					
建物	94	1	69	24	73.7
（営業用）	(94)	(1)	(69)	(24)	(73.7)
（賃貸用）	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
その他の有形固定資産	234	45	153	81	65.4
計	329	46	222	106	67.8
無形固定資産					
ソフトウェア	375	73	179	196	47.7
その他の無形固定資産	0	－	－	0	－
計	375	73	179	196	47.7
合 計	704	120	402	302	57.1

2025年度

(単位：百万円)

資産の種類	取得原価	2025年度 償却額	償却累計額	2025年度末残高	償却累計率 %
有形固定資産					
建物	94	1	71	23	75.2
（営業用）	(94)	(1)	(71)	(23)	(75.2)
（賃貸用）	(－)	(－)	(－)	(－)	(－)
その他の有形固定資産	234	31	183	50	78.3
計	328	32	254	74	77.4
無形固定資産					
ソフトウェア	365	69	231	133	63.4
その他の無形固定資産	0	－	－	0	－
計	365	69	231	133	63.4
合 計	694	102	485	208	70.0

●時価情報等

(1) 金融商品関係

金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項については、「貸借対照表の注記2 (P67)」をご参照ください。

(2) 有価証券関係

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

該当ありません。

③ その他有価証券

2024年度末

(単位：百万円)

区 分	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	公 社 債	6,397	6,398	0
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	30,296	35,019	4,723
	そ の 他	2,999	3,158	159
	小 計	39,693	44,576	4,882
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	公 社 債	674,677	663,716	△10,961
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	32,327	31,581	△746
	そ の 他	699	674	△25
	小 計	707,705	695,971	△11,733
合	計	747,398	740,548	△6,850

2025年度末

(単位：百万円)

区 分	種 類	取得原価	貸借対照表計上額	差 額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	公 社 債	19,991	19,996	4
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	55,057	64,946	9,889
	そ の 他	10,599	11,847	1,247
	小 計	85,648	96,789	11,141
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	公 社 債	790,648	776,380	△14,268
	株 式	—	—	—
	外 国 証 券	7,100	7,049	△50
	そ の 他	23,800	23,687	△112
	小 計	821,548	807,117	△14,431
合	計	907,197	903,907	△3,289

④売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	2024年度			2025年度		
	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
公 社 債	—	—	—	3,622	—	390
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	—	—	—	—	—	—
そ の 他	1,458	93	66	—	—	—
合 計	1,458	93	66	3,622	—	390

(3) 金銭の信託

該当ありません。

(4) デリバティブ取引情報

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区 分	種 類	2024年度末				2025年度末			
		契約額等		時 価	評価損益	契約額等		時 価	評価損益
			うち1年超				うち1年超		
市 場 取 引 以 外 の 取 引	為替予約取引								
	売 建								
	米 ド ル	33,730	5,466	189	189	35,215	—	△1,997	△1,997
	ユ ー ロ	12,620	1,594	△72	△72	15,322	—	△206	△206
	豪 ド ル	10,362	—	198	198	12,162	—	△764	△764
合	計			315	315			△2,967	△2,967

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

用語の解説

あ行

一部損

地震保険における一部損とは、保険の対象が建物の場合、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の3%以上20%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の10%以上30%未満となった場合の損害の程度をいいます。

受再保険会社

出再保険会社から、再保険契約を引き受ける保険会社のことをいいます。

か行

価格変動準備金

保険会社が保有する有価証券などの価格変動による損失に備えるための準備金をいいます。

家計分野の保険

家庭の様々な危険に対処するため、個人が加入する保険で、企業経営の立場から利用される企業分野の保険と区別するために使われます。個人の住居や家財に対する火災保険・地震保険、家庭用の自動車に対する自動車保険などが家計分野の保険に属します。

危険準備金

将来生じうる地震、津波、噴火による保険金の支払いに備えて、当社が積み立てる準備金をいいます。

業務勘定

地震保険の再保険取引及び政府、損害保険会社へ出再後の当社保有分を管理する勘定をいいます。

警戒宣言

大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)にもとづく警戒宣言のことで、内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、地震に対する警戒体制を執るよう公示等を行うことになっています。

警戒宣言が発せられた場合、「地震保険に関する法律」にもとづき、地震防災対策強化地域に所在する建物・家財について地震保険の新規契約の引受け及び既契約分の契約金額の増額はできないことになっています。なお、警戒宣言発令中に満期を迎える地震保険契約については、契約金額が同額以下であれば、継続して契約できます。

さ行

再保険

保険会社が元受保険契約にもとづく保険金支払責任のすべて、または一部分を別の保険会社に転嫁することをいいます。これは、保険経営に不可欠な大数の法則が働くためには同質の危険を数多く集める必要があり、危険の平均化を十分に行わなければならないためです。

再々保険

再保険を引き受けた保険会社が、危険分散などのために引き受けた責任の一部または全部を、更に他の保険会社に転嫁することをいいます。

再保険料

保険会社が自ら引き受けた契約を、他の保険会社に再保険するときに支払う保険料のことをいいます。

再保険金

再保険を引き受けた保険会社(受再保険会社)が再保険を出した保険会社(出再保険会社)に支払う保険金のことをいいます。また、出再者が受再者から再保険金を受け取ることを「再保険金の回収」といいます。

再保険手数料

受再保険会社が出再保険会社へ、再保険引受に対して再保険料の一定率を支払う手数料のことです。

時価額

新築価額から、使用年数に相当する減価額を控除した価額をいいます。

事業費

保険事業を遂行するための費用で、損害保険会計では、損害調査費、営業費及び一般管理費、諸手数料及び集金費を総称しています。

地震保険評価差額金

地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額をいいます。

支払備金

保険契約上の支払義務が生じている保険事故で、未だ保険金を支払っていないものについて、将来の保険金支払いのために積み立てる準備金をいいます。

受託金

当社から損害保険会社へ出再した保険料は当社で管理運用しており、その運用益も含めた金額を受託金といいます。なお、受託金に対する損害保険会社側の勘定科目は地震保険預託金です。また、受託金を管理する勘定を受託金勘定といいます。

出再保険会社

自ら引き受けた保険責任のうち、危険分散などのためにその一部または全部を再保険として転嫁する会社のことをいいます。

主要構造部

地震保険という「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。なお、損害調査においては、建物の機能を確保する部位で、損害が外観上発生することが多い箇所を着目点としています。

小半損

地震保険における小半損とは、保険の対象が建物の場合には、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の20%以上40%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上50%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の30%以上60%未満となった場合の損害の程度をいいます。

なお、小半損は保険始期が2017年1月1日以降の保険契約に係る損害認定区分です。

正味支払保険金

支払った保険金から回収した再保険金を控除した金額をいいます。

正味収入保険料

元受保険料に再保険料を加減(受再保険料を加え、出再保険料を控除する)し、さらに、積立保険料と諸返戻金を控除した金額をいいます。

責任限度額

地震保険では、1回の地震、津波、噴火の保険金支払に対する当社、損害保険会社及び政府の負担額が決まっています。それぞれが責任を負担する最大の金額を責任限度額といいます。それぞれの責任限度額の合計額は総支払限度額と一致しています。

責任準備金

将来生じうる保険契約上の債務に対して保険会社が積み立てる準備金をいいます。

全損

地震保険における全損とは、保険の対象が建物の場合には、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の50%以上となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の70%以上となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の80%以上となった場合の損害の程度をいいます。

総支払限度額

「地震保険に関する法律」にもとづき、1回の地震等によって政府及び保険会社が支払う保険金の最大支払額である総支払限度額が定められています。総支払限度額は現時点において有効な地震保険契約の予想最大損害額にもとづいて決められており、関東大震災程度のものが再来した場合に想定しうる保険金支払いを賄えることを目的に決定されています。

なお、仮に支払保険金の総額がこの総支払限度額を超過するようなことがあれば、支払保険金総額に対する総支払限度額の割合によって、各契約ごとの保険金を削減することができることになっています。

損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」にもとづき設立された、損害保険における公正な保険料率の算出の基礎とし得る料率を算出する団体です。

損害率

一定期間における収入保険料に対する支払った保険金の割合をいいます。通常は正味支払保険金に損害調査費を加えた額を正味収入保険料で除した割合をいいます。

た行**大数の法則**

個々に見れば偶然な事柄でも、多数についてみれば、そこに一定の確率が見られるという法則のことをいいます。サイコロを振って1の目が出る割合は、振る回数を極めて多くすれば、1/6に近づきます。火災、交通事故、傷害なども、それぞれ非常に多数の家、車、人について考えると、一定の発生頻度が見られます。この法則は保険料率算出上の統計的基礎になっています。地震は被害が全くない年がある一方、一度発生すると突発的に異常巨大な被害をもたらす特徴をもっており、大数の法則にのりにくいといわれています。

大半損

地震保険における大半損とは、保険の対象が建物の場合には、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因と

する損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の40%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の50%以上70%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の60%以上80%未満となった場合の損害の程度をいいます。

なお、大半損は保険始期が2017年1月1日以降の保険契約に係る損害認定区分です。

超過損害額再保険特約

支払保険金の総額が一定限度を超過した場合、その超過損害額を、ある限度を定めててん補する再保険の方式です。

特約再保険

出再保険会社と受再保険会社との間で、あらかじめ再保険取引についての包括的な取り決めがなされ、これにもとづいて対象となる元受保険契約が自動的にかつ包括的に再保険される契約をいいます。

は行**半損**

地震保険における半損とは、保険の対象が建物の場合には、地震もしくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする損害を受け、主要構造部(基礎・柱・壁・屋根等)の損害の額が、その建物の保険価額の20%以上50%未満となった場合、または焼失もしくは流失した部分の床面積が、その建物の延床面積の20%以上70%未満となった場合の損害の程度をいいます。

家財の場合には、損害の額がその家財の保険価額の30%以上80%未満となった場合の損害の程度をいいます。

なお、半損は保険始期が2016年12月31日以前の保険契約に係る損害認定区分です。

保険価額

地震保険の場合には、損害が生じた地及び時における保険の対象の価額をいいます。

保険期間

保険会社が保険契約にもとづく責任を負う期間のことをいい、その期間内に保険事故が発生した場合に保険会社は責任を負います。

保険金額

保険契約に際して、保険会社と保険契約者との間で定めた契約金額をいいます。この金額は保険事故が発生した場合に保険会社が支払う保険金の限度額です。

保険の対象

保険を付ける目的物のことをいいます。地震保険では建物・家財がこれにあたります。

ま行**元受保険会社(元受社)**

一般の契約者から直接に保険を引き受ける会社を元受社といいます。

元受保険契約

保険会社が一般の契約者から引き受ける保険契約を元受保険契約といいます。

日本地震再保険の現状2026

2026年7月発行

日本地震再保険株式会社

管理・企画部

〒103-0024 東京都中央区日本橋小舟町8-1
ヒューリック小舟町ビル4階

URL: <https://www.nihonjishin.co.jp>

Email: kikaku@nihonjishin.co.jp

Tel: 03-3664-6078

本紙は保険業法第111条にもとづいて作成しました。



<https://www.nihonjishin.co.jp>